

いずみさの みんなの絆プラン

【第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）】



令和6（2024）年3月

泉佐野市・泉佐野市社会福祉協議会

はじめに

本市では、令和3（2021）年3月に「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を基本理念として掲げ、これまで地域福祉施策の充実を図ってまいりました。

自殺対策の分野では、すべての住民が「自殺に追い込まれることなく、個人として尊重され、生きがいや希望を持って生きることができる社会」の実現に向けて、平成31（2019）年3月に「泉佐野市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策の推進に取り組んできました。

近年、我が国においては、少子高齢化や核家族化の進行による家族形態の多様化、個人の価値観やライフスタイルの多様化による地域のつながりの希薄化等の社会変化を背景に、生活上の福祉課題は多様化・複雑化しています。このような中、分野別の行政サービスだけでは十分に対応することが難しく、地域住民の皆様や関係機関などの方々と行政が相互に連携し、お互いに足りない部分を補いながら、きめ細やかな支援に取り組んでいくことが求められています。

また、我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高い値を示しており、本市においても、自ら尊い命を絶つ方がおられることを重く受け止めなければなりません。自殺は、誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことができる社会的な問題であると認識し、関係機関との連携を図りながら、地域レベルでの効果的な「生きごとの包括的支援」としての自殺対策を講じることが重要です。

こうした背景の中、自殺の原因に多角的にアプローチするために、関連性の高い地域福祉を通じた自殺対策の推進をめざすべく、「泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中間見直しを行うにあたり、「泉佐野市自殺対策推進計画」を包含し策定することとなりました。

国においても、高齢者、障害のある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を提唱する中で、本市では「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」受け止める場として、「全世代、全対象型」の包括的支援体制を構築し、誰もが支え合える仕組みづくりを進めているところです。

本計画見直しを基に、地域住民、関係機関、行政、市社会福祉協議会などが協働して、地域福祉の推進と一人でも多くの住民のいのちと暮らしを守る取り組みに一層努力してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直し策定にあたり、熱心にご審議を賜りご尽力いただきました地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの住民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただきました市内地域型包括支援センターの皆様、その他多くの関係者の方々に対し、心よりお礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

泉佐野市長 千代松 大耕



はじめに

令和3（2021）年3月に策定した「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に引き続き、泉佐野市と協働して、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち泉佐野」を基本理念に取り組みを進めてまいりました。



このたび、中間年の計画見直しにあたり、令和3（2021）年4月から3年間の取り組みを振り返りますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域福祉活動を取り巻く環境が大きく変化し、人々が集まり交流することに制約があり、活動の休止を余儀なくされた期間もありました。しかし、そのような中でも地区福祉委員会の皆様をはじめ、各団体の皆様においては工夫をしながら地域の支え合い活動を継続いただいておりますことに深く敬意を表する次第です。

コロナ禍を経て、地域の課題はますます多様化・複雑化しております。従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けてさらなる取り組みが求められています。

また、今回の計画見直しを機に、「泉佐野市自殺対策推進計画」が包含されました。自殺は多様化・複雑化した生活課題を一人で抱え、「追い込まれた末の死」と言われております。私たちが推進している地域の課題を『我が事』として捉え「孤立を防止する」という住民主体の地域福祉活動は、専門職による総合的な相談体制の構築とともに、自殺の防止にもつながる重要な取り組みとして今後ますます期待されています。

本会としましては、引き続き行政、地域住民、関係機関の皆様とともに、地域福祉活動を推進して参りますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の見直し策定にあたり、ご多忙のところご尽力賜りました地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会の皆様、地域の暮らしを話す会・住民アンケートにご協力いただきました市民の皆様に対し心よりお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

会 長 西 願 幸 雄

目次

第1章 計画の中間見直しにあたって	1
1 中間見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 中間見直しの方法	5
5 計画の推進体制	6
第2章 中間見直しとしての評価検証の結果と今後の課題	8
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価と課題	8
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画における重点項目の進捗	11
3 自殺対策推進計画の評価と課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 地域福祉や自殺対策に関連する動向の整理	14
2 基本理念	16
3 地域福祉の基本目標	16
4 重点項目	17
5 「持続可能な開発目標（SDGs）」について	19
第4章 地域福祉計画における施策の展開	20
基本目標1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう	21
基本目標2 つながり支え合う地域をつくろう	33
基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう	42
第5章 自殺対策推進計画における取り組み	48
1 基本的な考え方と目標	48
2 自殺対策の取り組み	49
第6章 地域福祉活動計画における取り組み	66
基本目標1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう	67
基本目標2 つながり支え合う地域をつくろう	73
基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう	80
資料編	85

第1章 計画の中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

近年は、世帯構成の変化や、社会情勢の変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域住民の関係性の希薄化が進んでおり、助け合いや支え合いなど、地域社会がこれまでに果たしてきた互助機能の低下が懸念されています。このような中、既存の分野別での支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の多様化・複雑化がみられますが、新たなニーズへの対応や課題解決へ向け、分野横断的な支援の強化に加え「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えて、誰もが『おたがいさま』で支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

また、令和元（2019）年度末頃に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による、自殺の要因となり得る様々な問題の悪化などを背景とした、女性や小中高生の自殺者数の増加も指摘されています。経済困窮や社会的孤立などを背景とした「追い込まれた末の自殺」をなくすためにも、分野横断的な取り組みや人と人とのつながりの再構築に注力していくことが強く求められています。

泉佐野市（以下「本市」という。）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、泉佐野市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）との協働で「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を令和3（2021）年3月に策定し、地域福祉施策の充実を図ってきました。

また、自殺対策の分野では、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、平成31（2019）年3月に「泉佐野市自殺対策推進計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・人権などの関係機関と連携し取り組みを進めてきました。

以上の各計画に基づき、本市の地域福祉及び自殺対策を総合的に推進してきましたが、このたび地域福祉計画・地域福祉活動計画が中間年を迎え、自殺対策推進計画も最終年度を迎えることより、国の動向や本市の現状を踏まえつつ、包括的支援を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて一体的に地域福祉計画に自殺対策推進計画も包含した形として見直しを行い「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「泉佐野市地域福祉計画」「泉佐野市地域福祉活動計画」の2計画より構成されています。

なお、泉佐野市地域福祉計画には「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しており、この中間見直しより「自殺対策推進計画」についても「生きることの包括的支援」として実施する取り組みが地域福祉分野と大きく関連することから、地域福祉計画に包含しています。

(1) 法的位置付け

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営む者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。
- 「自殺対策推進計画」は自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定された「市町村自殺対策計画」として、保健福祉をはじめとした関連分野との連携のもと、生きることを包括的に支援することに対して取り組む計画です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号、以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止などの推進に関する法律(平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。)第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含しています。

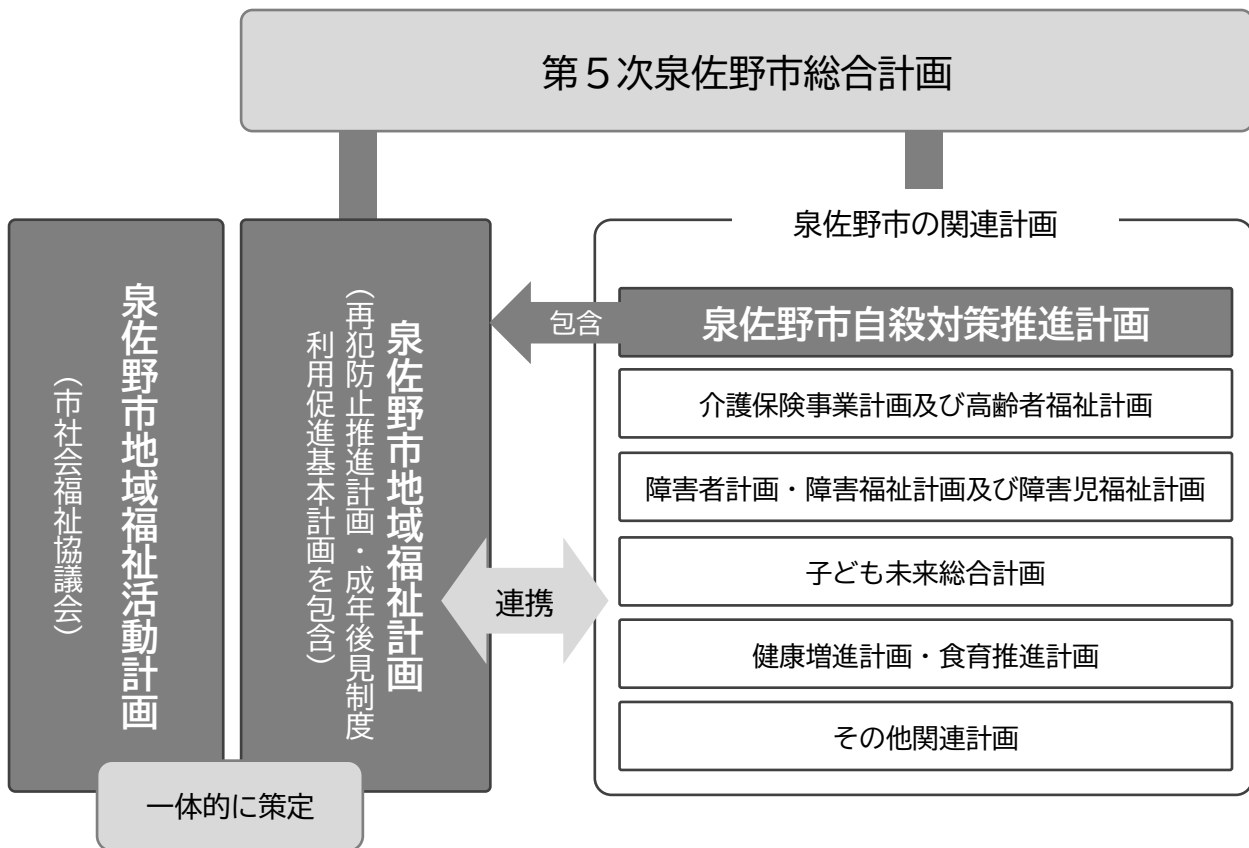
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係性

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

(3) 他計画との関係性

- 地域福祉計画は、令和元（2019）年度に開始した本市の最上位計画である「第5次泉佐野市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、福祉のまちづくりについての方向を示すものです。また「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「子ども未来総合計画」「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康増進計画・食育推進計画」などの各分野の個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。なお「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。
- 地域福祉と一体的な取り組みが求められる再犯防止推進計画（再犯防止推進法第8条第1項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第14条第1項）については、本計画に包含するものとします。
- 自殺対策は、特にその予防的側面において「地域で孤立させない」という視点が重要であることから、自殺対策推進計画（自殺対策基本法第13条第2項）についても、本計画に包含するものとします。

■本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画			第3次計画 (中間見直し)			次期計画		
自殺対策推進計画	第1期計画			包含			次期計画		

※地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間ですが、令和5（2023）年度に中間見直しを行い、改訂した計画の期間を示しています。



4 中間見直しの方法

(1) 中間見直しの体制

本計画の中間見直しにあたっては、本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」及び市社会福祉協議会における「泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、さらに関係各課長級職員による「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を設置して策定作業を進めました。

(2) アンケート調査の実施

第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び第1期泉佐野市自殺対策推進計画の進捗状況の評価と、計画策定の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：満18歳以上の市民2,000人を対象に無作為抽出
- ・調査期間：令和5（2023）年8月14日（月）～8月25日（金）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法（WEB回答を併用）
- ・回収状況：配布数2,000件、有効回収数659件、有効回収率33.0%
（紙面回答：529人（80.3%）、WEB回答：130人（19.7%））

(3) ヒアリング調査の実施

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しにあたり、計画の重点項目である「包括的支援体制の整備」と「地域福祉課題解決のための仕組みづくり」を進めるために、相談支援機関を対象としたヒアリング調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

- ・調査対象：市内地域型包括支援センター 5箇所
- ・調査期間：令和5（2023）年10月25日（水）～11月30日（木）
- ・調査方法：調査項目を配布～回収し、その後回答結果に基づいて面談調査
- ・調査内容：包括取り組み状況・課題
支援困難ケース対応やアウトリーチによる支援、継続的な伴走支援、社会参加支援へつながったケース、再犯防止などのケースなどにおいて、我が事丸ごと化を活かした好事例や課題など

5 計画の推進体制

(1) 地域福祉・自殺対策の推進体制

地域福祉計画の推進には、市民、町会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働することが大切です。行政と社会福祉協議会の連携・協働を基礎として、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、市行政においても、福祉分野の担当部局以外の様々な領域との連携・協働によって地域福祉に取り組む体制づくりを進めます。住民主体の活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会については、行政との連携の強化や支援の充実により、活動基盤の強化を図ります。

また、自殺対策についても、地域福祉の推進に参画する主体に加え、保健・医療・福祉・教育・人権などの関係各団体、行政機関などとの情報共有を進め、計画推進に対する理解と協力を求めながら協働推進体制を構築します。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として「泉佐野市地域福祉推進審議会」を原則年1回以上開催し、進捗管理・評価を行うことで、本計画に基づく施策について実効性を持って推進していくものとします。これに併せて、市の関係各課で構成する「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」においても、審議会と同様に本計画の進捗管理と評価を行います。また「泉佐野市総合福祉審議会」により、本市の総合的な福祉行政のあり方について検討し、その結果を本計画の推進にも反映するものとします。

(3) 計画の普及啓発

本計画に基づく取り組みを効果的に推進するためには、その担い手である市民、社会福祉協議会、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、行政が共通の理解・認識を持つことが大切です。市の広報誌やホームページ、市社会福祉協議会の広報紙「泉佐野市社協だより」やホームページを活用し、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。また、地域福祉や自殺対策についての市役所庁内における関係各課との連携についても「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を中心として、職員の理解と協働の促進を図ります。

各地区においては、住民座談会「地域の暮らしを話す会」を毎年度開催し、本計画の普及を図ると同時に、提起された課題を本計画の推進や見直し時に反映するものとします。

(4) 自助・互助・共助・公助の考え方

誰もが排除されることなくともに生きる地域づくりに向け、解決すべき課題が多様化・複雑化する中、行政による公的な施策だけでは十分な対応は困難です。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって取り組んでいくことを基本的な考え方としています。



自助

- 自分や家族で主体的に解決を図ります。
- 自分の努力のみで解決できない課題などについて、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めます。
- 介護保険などの保険が適用されない民間のサービスをお金を払って利用することも自助です。

連携



互助

- 近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体などによる自主的な支え合い・助け合いで、課題の解決を図ります。
 - ・ 隣近所、友人などによる助け合い
 - ・ 町会・自治会・コミュニティの活動
 - ・ ボランティア活動
 - ・ 当事者団体の取り組み など
- 地域福祉においては中心的な取り組みになります。



共助

- 介護サービスや医療、年金などのように、保険料などを納付することにより、必要になった場合に対価としてサービスや年金の支給を受けます。
- 国民全体で支え合う、制度化された相互扶助。

組み合わせ



公助

- 行政や公的機関が提供するサービスや支援。自助や共助で解決できない大きな生活課題に対応して、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行います。
 - ・ 行政による施策
 - ・ 行政による福祉事業
 - ・ 生活保護 など

第2章 中間見直しとしての評価検証の結果と今後の課題

統計データやアンケート結果、計画期間中の取り組みや成果を踏まえ、今後の課題を整理しました。なお、関連するデータは資料編に掲載しています。

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価と課題

基本目標1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

取り組みと成果	<p>▼地域型包括支援センターを設置し、自立を支える支援の充実を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年10月1日から、身近な福祉の相談窓口として、すべての生活圏域（各中学校区）に「地域型包括支援センター」を開設。介護や障害、子育て、生活困窮など、暮らしに関する相談支援を実施する体制を構築した。 <p>▼関係部署や組織での連携のもと、権利擁護のための支援体制を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4（2022）年4月1日から、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置した。 ・虐待相談についても、地域型包括支援センターと連携しながら対応できる体制を構築。
アンケート	<p>▼性別や年齢で抱える悩みは異なるが、若い世代は孤独感を抱える傾向がうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抱えている悩みや不安は、それぞれの年齢や性別に応じたライフスタイルを背景として異なっていることがうかがえる。一方、男性は30～40歳代、女性は20～30歳代を中心として「孤独感に関すること」の回答割合が若干高くなっている。（参考：P.97） <p>▼「相談したいができない」と回答している方が一定数みられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みがあるときの相談相手は、全体としては同居している家族や親族（64.2%）、友人や同僚（41.0%）など親しい人が多いが「相談したいができない」が3.3%となっている。年齢別でみると、20～40歳代で「相談したいができない」が若干高くなっているほか、近所との関わりが希薄な場合にも高くなっている。（参考：P.98） <p>▼年代で希望する相談の方法に違いがみられ、ネットを介した相談希望もうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談する手段別での利用意向をみると、全体としては直接会って相談する（48.1%）やインターネットで解決策を検索する（41.7%）が高い。年齢別でみると、直接会っての相談や電話相談については全年齢層で一定の利用意向がみられる一方、50歳代以下ではメールやSNSを使用した相談を希望する割合が高くなっている。（参考：P.99）

【今後の課題】

- 社会情勢の変化や世帯構成の変化などを背景として福祉課題が複雑化・多様化する中、本市では様々な福祉課題に総合的に対応できる体制を整備してきました。今後は高齢化がさらに進み、介護を必要とする方の増加や認知症の人への対応などにより、家族単位でのサポートを必要とする世帯が増えていくことが予想されるため、引き続き関係部署や組織との連携を強化し、様々な課題に対応できる体制を強化していく必要があります。
- アンケート結果より、30歳代を中心として地域の中で孤立してしまっている方の存在がうかがえます。地域とのつながりの希薄化や独居世帯の増加が背景にあることが考えられる一方、これらの層は相談したくてもできないという大きな課題を抱えているため、地域で孤立させない取り組みや、相談ができない方の声を拾い上げる仕組みづくりが今後求められます。

基本目標2 つながり支え合う地域をつくろう

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組みと成果</p>	<p>▼町会や自治会の加入率は低下している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンルームマンションに住む単身世帯の増加などを背景として町会・自治会の加入率は低下傾向。 <p>▼健康づくりと絡めた交流機会は増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康マイレージ活動対象事業数は増加傾向。参加者同士のつながりによる交流機会の拡充が期待される。 <p>▼課題を抱える人を支えるネットワークはコロナ禍でも体制を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワークの見守り対象ネット数は増加傾向。コロナ禍の影響を受けたが、個別支援活動は継続的に実施している。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート</p>	<p>▼近所づきあいは希薄化している傾向がうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所との関係について「お互いの家を訪問し合う人がいる」は14.1%で、令和2（2020）年に実施した調査結果（21.5%）より低下している。年齢別でみると「お互いの家を訪問し合う人がいる」は70歳代以上では2割以上となっているのに対し、60歳代以下は1割以下まで低下している。（参考：P.96） ・ご近所同士で困ったときの助け合いはできていると思うかどうかについては「そう思う」が24.9%となっている。（参考：P.96） <p>▼ヤングケアラーや不登校など、子どものための支援を重要視する意見が多くみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題として取り組みが必要だと思うテーマについては「ヤングケアラーへの支援」（48.0%）「様々な事情で学校に行きづらい子どもへの支援」（41.7%）など、子どものための支援が必要であるという意見が多くみられる。（参考：P.103） <p>▼地域や社会とのつながりを絶たせないための支援も求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題として取り組みが必要だと思うテーマについては「身元保証人や緊急連絡先のない単身世帯に対する支援」（30.5%）「ひきこもり状態にある人の社会参加や就労のための支援」（29.7%）も高くなっている。（参考：P.103） ・「外国人住民の言語や文化に対する理解・配慮」（11.5%）など、地域で孤立するリスクの高い方へのサポートを重要と考える回答が一定数みられる。（参考：P.103）

【今後の課題】

- 町会や自治会など、昔ながらの地域のつながり・交流の場は、加入率の低下を背景として縮小傾向にある一方、健康マイレージによる健康づくりを兼ねた交流の場では参加者数も一定数みられることから、市民の関心に応じた交流の場づくりを引き続き進めていく必要があります。
- 地域が抱える福祉課題は様々ですが、特に関心の高いテーマとしてヤングケアラーや不登校に関する問題をあげる意見が多くみられます。家庭への介入が難しいという課題はありますが、地域での課題発見、教育分野とも連携した本人や家族へのサポートが重要であることから、様々な分野との連携のもとで対応できる体制について検討していくことが求められます。
- 高齢化が進行する社会においては、身元保証人のいない高齢独居世帯の増加や、高齢の親とひきこもりの子で構成される世帯が抱える8050問題、子育てと介護を同時期に行わなければならない状況であるダブルケアなども懸念されます。また、近年は就労などを目的として来日した外国人住民も増加傾向にあります。このような方々の孤立防止や社会的自立の促進に向け、実態の把握と支援策の検討を進めていく必要があります。

基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組みと成果</p>	<p>▼活動参加のための仕組みづくりは進んでいるが、活動機会の提供は進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市公益活動応援基金の浸透もあり、市民公益活動団体情報サイトの登録団体数は増加傾向にある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で地域でのイベントを開催できず、地域行事に参加している小学生や中学生の割合は低下している。 <p>▼活動の場として公民館などの利用は徐々に増加傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館などは地域における活動の拠点として一定の利用があったが、コロナ以前の水準に戻るまでにはいたっていない。 <p>▼地域活動の担い手となる人材の育成は減少傾向で、担い手の確保が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の充足率は90%程度となっており、担い手不足のために補充が難しくなっている。ボランティア参加者数についても、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけては増加したものの、計画策定当初の実績を下回る人数となっている。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート</p>	<p>▼自治会や地域活動の参加率は低下している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会や自治会に参加していると回答した割合は66.3%で、令和2（2022）年に実施した調査結果（69.8%）より低下している。（参考：P.95） ・町会や子ども会などのイベントへ『参加している』（「よく参加している」と「たまに参加している」の合算）と回答した割合は39.7%で、年齢別でみてもすべての年齢層で回答が5割以下となっている。（参考：P.95） <p>▼年齢層に応じた地域活動の充実に加え、情報発信の強化を求める意見がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での福祉活動を盛んにするために必要なことについては「健康や福祉についての情報提供を充実させる」（32.5%）「高齢者や障害者を支えるサービスに従事する人材の確保」（30.5%）「人が集まり、気軽に相談できる場や機会をつくる」（30.2%）の回答割合が高い。情報提供についてはすべての年齢層で回答がみられるが、20～30歳代では「子どもを育てながらも就労できるような子育て支援策を充実させる」も高くなっている。（参考：P.102）

【今後の課題】

- 町会や自治会の参加率は低下傾向で、民生委員・児童委員も定員数を下回る人数となっており、依然として地域活動を担う人材が十分に確保できていない状況です。若い世代の自治会加入率低下や、高齢者雇用の増加による地域活動に参加できる高齢者の減少が背景にあると考えられるため、**加入促進のための情報発信や、生きがいづくりと絡めた活動参加の促進などを通じたつながりの構築が求められます。**
- 令和元（2019）年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的にイベント開催の縮小や参加者数の減少がみられましたが、令和3（2021）年度以降より徐々に復調しつつあります。社会情勢や世帯構成の変化によって地域福祉の重要性がさらに高まる今日において、**活動の場の充実や情報の発信を通じて、地域活動の活性化を図る必要があります。**

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画における重点項目の進捗

<p>取り組みを通じた成果の例</p>	<p>▼未成年の子のいる世帯もしくは妊婦への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・障害・生活困窮や就労について、包括支援センターで複合課題を丸ごとみることができるので、支援者としてつながりやすかったという利点はある。 <p>▼セルフネグレクト世帯へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に行っている『なんでも相談』での連携体制が基盤となって支援ができた。自助・共助・公助のバランスが取れている地盤での包括介入の好事例と感じている。 ・全体的な状況把握が可能であった。 <p>▼伴走的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者は、当初は自宅への訪問に拒否傾向がみられたが、スクールソーシャルワーカーや教職員・包括支援センターとの関わりを継続することで、支援対象者がサービス利用することができるようになるとともに、相談先を増やすことができた。 <p>▼資源開発を含んだ多様な社会参加・就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防相談以外に、経済的な不安への対応や障害サービスの利用まで多方面から本人の支援を行うことができた。 <p>▼再犯防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯が孤立しないよう地域（民生委員・児童委員）と話し合いの機会を持つことができた。また、警察と家族、相談支援員、病院と連携し、入院治療が受けられるようにした。
<p>取り組みを通じた課題の例</p>	<p>▼未成年の子のいる世帯もしくは妊婦への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が多くなると連携が大変。どこを中心に置けばいいのかがわかりにくい。関係機関での関わりを定期的に把握できる機会があれば、お互い支援の後押しや協力ができるが、共有の場がないとどう支援されているのか見えにくい。 ・経済的な状況、家庭環境についてなかなか内情が把握しづらい。 <p>▼セルフネグレクト世帯へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や町会、地区福祉委員会の協力のもと共助の体制を構築してきた地域と、そうでない地域では、福祉機関による介入にかかる時間が違ってくる。 ・世帯の複合課題に関わることで世代を問わずますます増えている。信頼関係を構築し、自ら課題を解決するために、当事者やその家族が持つ本来の能力を引き出すためのスキルを地域型包括支援センターが備える必要がある。 ・必要な専門的サービスやインフォーマルサービスにつながりにくい。 <p>▼伴走的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的なサービスを利用できる状況にない場合の、社会資源に関する情報提供と開発が必要。 ・限られた時間の中で支援を行う事が多く、迅速に情報収集ができる関係性の構築が必要。 ・認知症支援をする場合は、本人の受け入れに時間を要するため、継続的な支援が必要。 <p>▼資源開発を含んだ多様な社会参加・就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親世帯の求人情報需要が多くなっている。 ・地域で福祉に関心のある企業を巻き込みつつ、地域型包括支援センターでできることをコツコツと継続していく。 <p>▼再犯防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害から起こる犯罪を防止するのが困難である。サービス利用を断られ、受け入れ先が少なく、支援者も疲弊する。精神疾患や知的障害の困難ケースに、（外部から）医療のスーパーバイズが受けられる体制が望まれる。 ・再犯防止に向けて警察との定期的な連携会議が必要である。

【今後の課題】

- 市内地域型包括支援センター5箇所へのヒアリング調査では、様々な分野の組織や支援者がつながることによって適切な支援を提供することができたと回答しているセンターが多くみられます。一方で、未成年の子のいる世帯の状況把握が難しいという意見や、再犯防止対策では警察との連携が課題としてあげられていることより、更生施設などに関わる方々など、福祉以外の分野と円滑に連携できる体制を整えていくことが求められます。
- 福祉的な課題が複雑化・多様化する中で、世帯を単位とした支援を重要視する意見がみられます。地域型包括支援センターは分野横断的な支援体制の中心的な機能を担っていますが、介護・障害・子育てなど、分野間での事例検討や情報共有などを通じた包括的支援体制の強化を引き続き進めていくことが求められているほか、迅速かつ適切な支援の実施に向けて、支援対象者やその家族との信頼関係を構築するためのスキルアップも重要となっています。



3 自殺対策推進計画の評価と課題

<p>取 り 組 み と 成 果</p>	<p>▼新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、啓発や人材育成は計画通りに実施。</p> <p>・自殺対策を支える人材育成として、ゲートキーパー研修を実施。市職員や民生委員・児童委員など、市民に直接関わることの多い人材へ実施することができた。また、地域住民に対して、グリーフケアや依存症についての講演会を開催した。</p> <p>▼多様な課題に対応できる、総合的な相談支援体制を強化。</p> <p>・身近な福祉の相談窓口として、各中学校区に「地域型包括支援センター」を開設。介護や障害、子育て、生活困窮など、暮らしに関する相談支援を実施する体制を構築した。</p>
<p>ア ン ケ ー ト</p>	<p>▼男女ともに、30歳代においてリスクを抱える可能性が高い。</p> <p>・男性よりも女性の場合に、否定的回答（自殺を考えたことがある）の割合が高くなっている。男女ともに30歳代が特に高く、男性はそれ以降の年齢では低下する一方、女性は90歳以上で再び上昇している。（参考：P.100）</p> <p>▼男性は職場の問題、女性は家庭や学校における問題が多くみられる。</p> <p>・男性は【仕事の不振】や【職場の人間関係】、女性は【家族関係の不和】や【学校に関するもの】の回答割合が高い。（参考：P.100）</p> <p>▼相談支援のほか、家庭への支援や日頃からの啓発、地域で孤立しない取り組みが重要。</p> <p>・全体としては【相談体制の充実】が特に高いが「自殺を考えたことがある」と回答した方は【産後うつなど、妊産婦への支援】【DVなどで家庭が安心できない環境の人への支援】【グリーフケア】、「自殺を考えたことがある」と回答しなかった方は【自殺予防に関する広報・啓発】【地域での支え合い・見守りの推進】を求める意見が高くなっている。（参考：P.101）</p>

【今後の課題】

- 本市は高齢独居の男性による自殺が多くなっており、パートナーとの死別などによって社会的に孤立してしまうことがその背景としてうかがえます。地域のつながりの希薄化や、見守りができる人材の不足なども課題として残る中、地域や社会で孤立させないことが重要となります。
- アンケート結果では、特に30歳代が男女ともに大きなストレスを抱えている可能性がうかがえます。男性は職場での問題、女性は家庭での問題を抱えているという回答が高いため、働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけや、子育てをサポートする施策など家庭での負担軽減につながる取り組みや家庭問題に対応できる相談窓口の周知などを進めていくことが求められます。
- 自殺に追い込まれることを未然に防ぐためには、普段からの啓発や地域とのつながりづくりが重要です。第1期計画期間中に実施したゲートキーパー研修の継続的な実施や、地域福祉計画・地域福祉活動計画と連携した参加支援や生きがいづくりなどの推進が引き続き求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉や自殺対策に関連する動向の整理

(1) 包括的な支援体制の構築・重層的支援体制整備事業の実施

平成 29（2017）年に成立した改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備することが努力義務として位置付けられました。それに伴い、市町村は具体的な取り組みを進めていくことが求められるようになりました。なお、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）では、①「断らない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの視点が包括的な支援体制の構築において重要であると示されました。

これを受け、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法により「重層的支援体制整備事業」が包括的な支援体制の整備を推進するための制度として創設されました。当該事業は、上記の包括的な支援体制の構築において重要である視点も踏まえつつ、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを支援の柱としつつ、これらの支援をより効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業として位置付けられています。

(2) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の策定

令和4（2022）年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくことが基本的な考え方として示されています。

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのほか、④優先して取り組む事項として任意後見制度の利用促進や担い手の確保・育成などが位置付けられています。

(3) 新たな自殺対策大綱の策定

令和4（2022）年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。新たな大綱の中では、自殺対策の総合的な推進にあたって、①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む、③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する、⑥自殺者の名誉及び生活の平穩に配慮するという6つの基本方針が示されています。

また、新たな大綱の見直しのポイントとして、①子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取り組み強化、④総合的な自殺対策のさらなる推進・強化が強調されています。



2 基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

本市の地域福祉計画、地域福祉活動計画においては、これまでも年齢・性別・障害の有無などに関わらず、すべての市民が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりがつながり、市民・事業所・市社会福祉協議会・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちづくりをめざしてきました。

本計画では、以上の考え方を受け継ぎつつ地域福祉を一層推進するという考え方のもと、第3次計画の基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち泉佐野」を基本理念として引き続き設定します。

3 地域福祉の基本目標

基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を実現するため、第2章で示した計画の見直しの方向を踏まえ、次の3つの基本目標を設定して、地域福祉計画・地域福祉活動計画に共通する取り組みの柱とします。

基本目標 1

**自分らしく生き、
チャレンジできる
地域をつくろう**

一人ひとりの自立と挑戦を支え、安心して自分らしく生きることができる地域づくりに向け、総合的な相談支援や権利擁護の取り組み、自立を支える支援など、分野の枠を超えて必要な人に必要な支援を届ける施策・事業を推進します。

基本目標 2

**つながり支え合う
地域をつくろう**

地域における人と人との顔の見える関係づくりと、日頃からつながり支え合う地域づくりを進めるために、参加・交流の場づくりや支援を必要とする人を地域で支える取り組みを行います。

基本目標 3

**みんなで参加する
地域をつくろう**

地域活動や福祉活動への積極的な参加のための取り組みや、地域で活躍する人材の育成など、地域福祉活動の活性化に向け、住民参加の拡大に取り組みます。

4 重点項目

これからの地域福祉においては、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと、いきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」をめざしていくことが求められます。基本理念の実現に向け、3つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現をめざしていく上で、重点的に取り組む分野として、次の2点の重点項目を設定します。

重点項目1：包括的支援体制の整備（丸ごと化）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を超えた、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援、庁内関係各課との連携の一層の強化などを行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

重点項目2：地域課題解決のための仕組みづくり（我が事化）

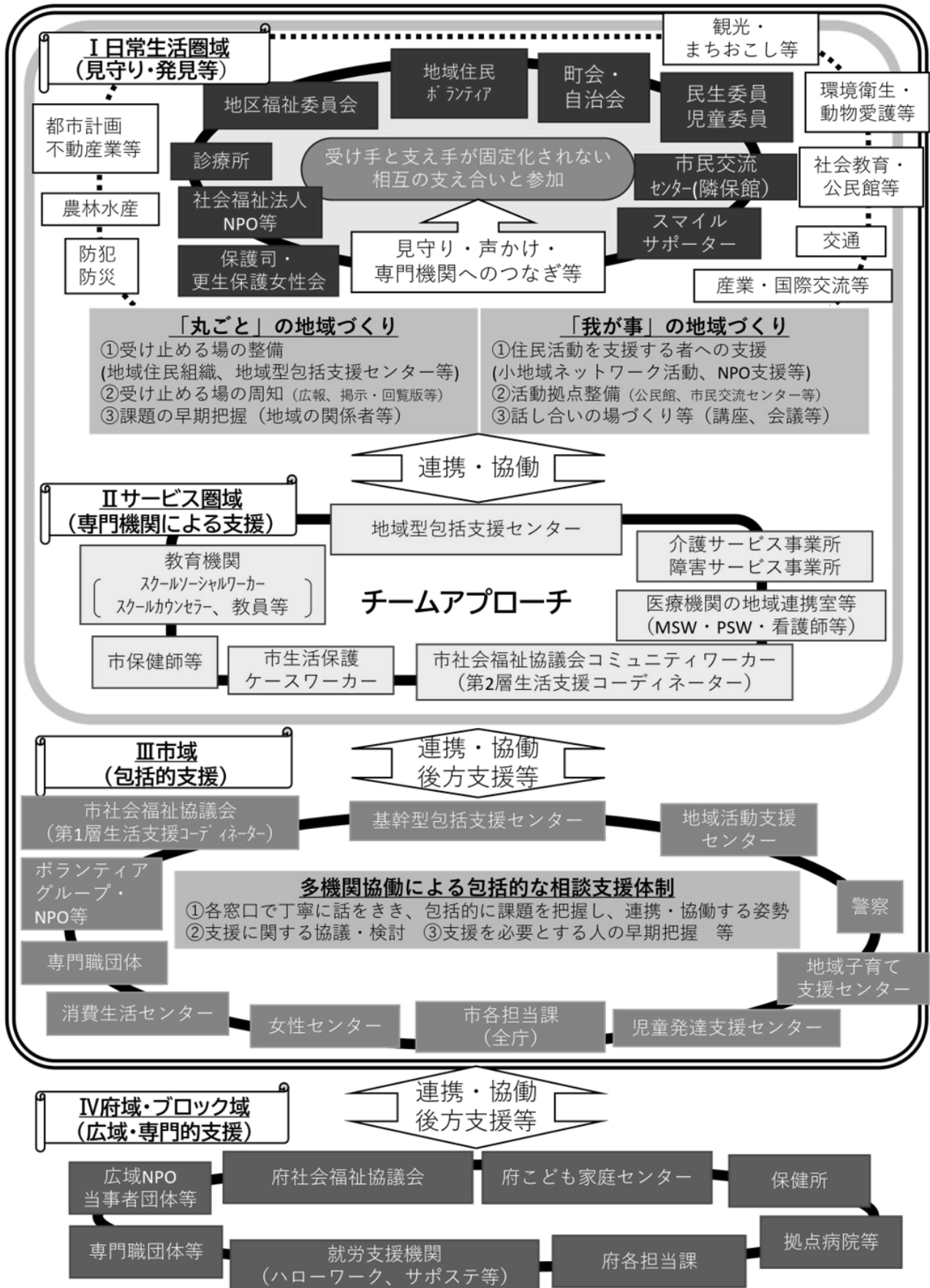
地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、市役所庁内関係各課・関係機関・団体における課題意識の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

上記2点の重点項目を達成するために、日常生活圏域である1次圏域・サービス提供圏域である2次圏域、市全域を対象とする3次圏域、及び市域よりも広域な府域、泉州圏域などのブロック圏域といった4次圏域を設定し、それぞれの圏域において上記の取り組みを進めます。（⇒次項■包括的支援体制のイメージ図）

あわせて、1次圏域・2次圏域では解決が困難な課題について、3次圏域・4次圏域の機関は、必要に応じて、支援チームの一員となって、支援の方向性と互いの役割についての合意形成と情報共有を行いながら協力して課題解決に取り組むこと（連携・協働）とともに、広域を対象とすることで蓄積される専門的ノウハウの提供や支援者間の調整機能を果たすことで、1次圏域・2次圏域における課題解決能力を高める支援（後方支援）も求められます。今後は、関係機関・団体間の各々の役割や機能についての相互理解や、チームアプローチに関する共通理解の形成にも取り組み、これらの体制の基盤を整えていきます。

■包括的支援体制のイメージ図

泉佐野市における包括的支援体制



5 「持続可能な開発目標（SDGs）」について

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27（2015）年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、目標達成に積極的に寄与していく必要があることから、福祉分野全般に関わる本計画においても、その実現を見据えて取り組みを進めていくものとします。

■関連するSDGsのゴール



目標1【貧困をなくそう】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



目標10【人や国の不平等をなくそう】

国内および各国家間の不平等を是正する



目標11【住み続けられるまちづくりを】

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



目標16【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章 地域福祉計画における施策の展開

第4章は地域福祉計画における施策の展開として、特に本市の行政が中心となって取り組む地域福祉に関する施策・事業について記載します。

実施にあたっては、第5章に示す自殺対策推進計画及び第6章に示す地域福祉活動計画との連携・協働を図るものとし、また、行政だけではなく、地域住民、事業者、関係機関・団体などとの連携した取り組みを行うものとしします。

■施策体系

基本目標	施策分野	行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	(1)自立を支える支援の充実	①総合的な相談支援の充実 ②自立した生活に向けた支援の充実 ③生活困窮者の支援 ④適切な福祉サービスなどの提供 ⑤再犯防止の取り組み《再犯防止推進計画》
	(2)人権尊重と権利擁護の取り組み	①成年後見制度の利用促進 《成年後見制度利用促進基本計画》 ②市民による後見活動の推進 《成年後見制度利用促進基本計画》 ③虐待防止対策の推進 ④福祉意識・協働意識の向上 ⑤人権教育・啓発の推進
	(3)誰もが安心して暮らせる地域づくり	①防犯・交通安全の推進 ②ユニバーサルデザインの推進 ③住みよい地域環境の整備（買い物支援・移動支援）
	(4)複合的課題を支援する相談支援機関のネットワーク推進	①包括的支援体制のための基盤整備
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	(1)交流の機会の充実	①多様な地域活動を通じた参加・交流の促進 ②住民主体の健康づくり活動の促進
	(2)地域で支え合う関係づくりの促進	①地域課題・地域資源の共有 ②地域における見守り・支え合い活動の推進
	(3)課題を抱える人を支えるネットワークの構築	①要援護者を支えるネットワーク ②同じ課題を抱える人のネットワーク ③セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置
	(4)防災の推進	①日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ②避難行動要支援者の支援体制の整備 ③福祉避難所の整備
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	(1)地域活動への参加の促進	①日常的な地域活動の充実 ②NPO・ボランティア活動への参加の促進
	(2)参加しやすい地域環境の整備	①情報提供・情報発信の充実 ②地域福祉の拠点づくり ③安定的な地域の自主財源の確保
	(3)地域活動の担い手となる人材の育成	①民生委員・児童委員活動の充実 ②福祉人材の育成・発掘

基本目標 1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

(1) 自立を支える支援の充実

≫ 第3次計画の方向性

様々な生活上の相談や地域の課題に対応できるよう、専門的な相談支援の質を高めるとともに、関係機関のネットワークにより、総合的・包括的な支援を行います。また、様々な背景を有する人の自立を支える取り組みの充実を図ります。

再犯防止の取り組みの推進に向け、本市におきましては本計画を再犯防止推進計画とし、関係機関や民間団体などと連携・協力していきます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 令和2（2022）年10月に設置された地域型包括支援センターの周知が進み、距離的な利用のしやすさもあり、相談件数が大幅に増加しています。地域型包括支援センターへのヒアリング調査では、分野横断的な連携による支援がしやすくなったことが成果としてあげられている一方、福祉以外の分野との連携強化や人員の資質向上が必要であるという意見がみられることより、引き続き連携体制の強化などを通じて包括的な支援体制の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、令和3（2021）年度までは生活困窮者新規相談受付件数が大幅な増加傾向にありましたが、徐々に平常化してきています。対象となる方々へのアプローチ及びフォローを継続するとともに、関係機関との連携強化を図ることが求められます。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での 地域包括支援センターの認知度	—	49.0%	50%	80%

地域型包括支援センターの詳細は
こちらから確認できます。



≫活動指標

	実績				目標		進捗評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
地域包括支援センター相談件数（高齢者総合相談窓口）	5,942件	7,488件	11,752件	17,367件	6,500件	19,500件 7,000件	◎
障害者基幹相談支援センター相談件数	5,076件	5,369件	8,506件	10,294件	5,500件	14,000件 6,000件	◎
生活困窮者新規相談受付件数	139件	1,418件	1,131件	484件	192件	288件 312件	◎※

※ R5（2023）年度からR7（2025）年度における国が設定するKPI（業績を評価し管理するための定量的な指標）目安値：対象地区人口9万人以上～10万人未満 24件/月

【進捗評価の基準について】

活動指標の進捗評価は、令和4（2022）年度の実績と目標から達成状況を算出し、その値によって評価しています。評価基準は以下の通りで、本章における以降の進捗評価、及び第5章の自殺対策推進計画における進捗評価が同じ基準に従っています。

- ◎・・・計画策定当初設定したR4（2022）年度の中間活動指標値を大幅に達成（達成率100%以上）
- ・・・計画策定当初設定したR4（2022）年度の指標値に向け概ね順調に推移（達成率80%以上）
- △・・・計画策定当初設定のR4（2022）年度の指標値とマイナスの乖離（達成率79%以下）
- ▲・・・計画策定当初以降、未着手、未実施

≫行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①総合的な相談支援の充実	●各種専門相談支援機関の認知度向上を図ります。	関係課
	●コミュニティソーシャルワーク事業の充実を図ります。	地域共生推進課
	●各種相談支援機関の相互の連携・協力を充実させ、どのような相談にも連携して対応できる体制を整備します。また、対応が困難な事例や地域の課題について、関係機関の担当者が協議する場を設置し、総合的・包括的な相談支援の質の向上を図ります。	地域共生推進課 人権推進課 子育て支援課 関係課
	●国が示した「隣保館などが取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられる」という方向性に沿って、市民交流センターなどの相談支援機関との連携に努めます。	地域共生推進課 人権推進課 関係課
②自立した生活に向けた支援の充実	●自立した生活の基盤となる就労の安定について、関係機関と連携して、支援が必要な人の就職・定着を支援する取り組みの充実を図ります。また、就労が難しい人の職業訓練の支援や、就労に替わる社会参加の場の確保に取り組みます。	地域共生推進課 関係課

	取り組み	取組主体
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の基盤となる、暮らしやすい住まいの確保について、生活や住宅に配慮を要する人の支援に、大阪府や事業者と連携して取り組みます。 	関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の制度やサービスだけでは解決できない課題に対応できる支援や仕組みづくりについて、関係機関・関係団体と連携しながら、検討するための場づくりを推進します。 	地域共生推進課 関係課
③生活困窮者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者の生活困窮の状況を適切に把握し、個々に応じたサービスを提供できるよう、伴走型の支援を行います。 	地域共生推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な生活課題を抱えた生活困窮者が、自立した生活を送ることができるよう、関係各機関と連携をとって、就労準備の支援や家計改善などの事業を活用した支援プランを実行します。 	地域共生推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い関係部局による市内の連携を図るとともに、市関係機関以外の社会福祉法人やNPO、民間企業など幅広い関係者を巻き込んで、生活困窮者の自立を通じて地域の活性化につなげていきます。 	地域共生推進課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹型包括支援センター、地域型包括支援センターなど様々な専門機関などと連携し、生活困窮者の発見・支援に結び付けていけるネットワーク体制を構築します。 	地域共生推進課 生活福祉課 関係課
④適切な福祉サービスなどの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報いずみさの」やホームページを通じた情報発信、分野別のサービスガイドブックの作成など、あらゆる媒体を通じて福祉サービスに関する情報提供を行います。 	自治振興課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスに関する勉強会などを地域で開催するための支援を行います。 	地域共生推進課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービス事業所や各種福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図るとともに、事業所間の情報交換や交流、連携の支援を行います。 	地域共生推進課 介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスなど、地域の資源を有効活用しながら適切な支援が可能な仕組みづくりを進めます。 	地域共生推進課 関係課
⑤再犯防止の取り組み《再犯防止推進計画》	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や民間団体などと連携・協力しながら犯罪をした者などの立ち直りの支援に取り組みます。犯罪をした者などが地域において必要な支援を受けられるよう、保健医療・福祉関係機関及び青少年の健全育成に携わる各種団体などとの連携強化を図ります。 	地域共生推進課 関係課

	取り組み	取組主体
	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携しながら、非行の防止、いじめや不登校への対応など、相談支援体制の充実を図ります。 	地域共生推進課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページや広報誌などにおいて、保護司会などの更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 	地域共生推進課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などとの連携を図ります。また、再犯防止のために重要となる就労や住まいの確保に向けて、支援関係者などとの連携の充実を図ります。 	地域共生推進課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における更生保護活動の拠点である泉佐野地区更生保護サポートセンターの運営支援を通じ、保護司など更生保護関係の支援者などに対する相談支援体制の充実を図ります。 	地域共生推進課



(2) 人権尊重と権利擁護の取り組み

≫ 第3次計画の方向性

市民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。

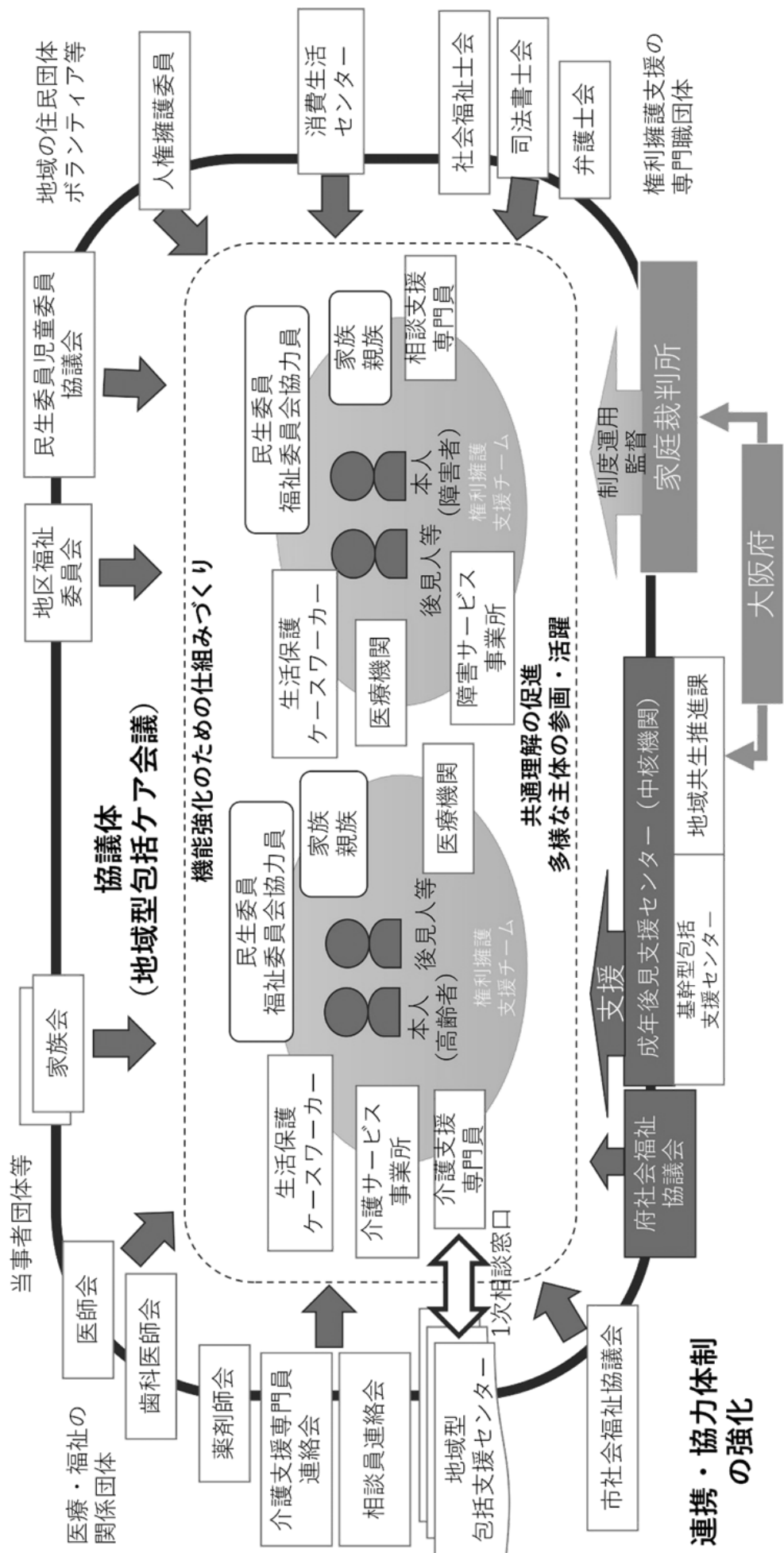
高齢者、障害者、子どもをはじめ、女性、外国人、性的マイノリティなどに関わる問題や同和問題など、様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組みます。

権利擁護のための各種の制度や取り組みについて周知啓発を行い、成年後見制度の利用につながるよう、多職種との連携を推進するとともに、市民後見人の養成・支援を行います。子ども・高齢者・障害者に対する虐待の防止と早期対応のための関係機関と連携した取り組みの強化を図ります。相談・支援にあたっては、本人の意思決定を最大限尊重し、支援することを基本とした取り組みを推進します。また、学校・地域における福祉教育・人権教育の充実を図ります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 成年後見制度の利用促進に向けて、本市におきましては、本計画を成年後見制度利用促進基本計画とし、令和4（2022）年4月1日付で中核機関を地域共生推進課・市社会福祉協議会・大阪府社会福祉協議会との協働で設置しました。高齢化の進行により成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれる中で、専門職団体や関係団体などと連携し、さらに成年後見の利用の促進などを図っていきます。また、現在取り組んでいる市長申立に対する申立費用や報酬の助成以外に、本人申立や親族申立についても、拡充していくことが求められています。
- 成年後見制度の利用促進を図るために設置した2つの協議体（中核等会議、権利擁護型地域ケア会議）において、それぞれの機能を活かし、地域の権利擁護支援が必要な方に届くよう関係機関及び事業者や市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。（⇒次項 泉佐野市における権利擁護の地域連携ネットワークのイメージ図）
- 市民後見人バンク登録者数を増やすためには、その入り口である「市民後見人養成講座オリエンテーション」へより多くの方に参加いただくことが課題であり、募集に関する情報が幅広い年齢層に届くよう、引き続き広報・啓発を充実させていく必要があります。

泉佐野市における権利擁護の地域連携ネットワーク



≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
中核機関の設置	未設置	設置	設置	設置

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
成年後見制度利用支援事業による成年後見審判申立件数	8件	15件	9件	1件	15件	15件 16件	△
市民後見人バンク登録者数	14人	12人	12人	12人	15人	15人 19人	○
虐待相談実件数（高齢者）	41件	48件	40件	42件	45件	45件 50件	○
虐待相談実件数（障害者）	22件	30件	28件	25件	25件	25件 28件	◎
虐待相談実件数（子ども）	1,106件	1,193件	959件	793件	700件	600件	○
福祉教育を実施している小中学校数	18校	18校	18校	18校	18校	18校	◎
人権問題町別懇談会の実施率	84%	18.3%	31.7%	40.2%	100%	100%	△

泉佐野市成年後見支援センター（中核機関）とは？

「泉佐野市成年後見支援センター」とは、地域共生推進課・市社会福祉協議会・大阪府社会福祉協議会との協働で設置した、成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの整備・運営の中核を担う機関（中核機関）のことです。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体や関係団体などと連携し、広報をはじめ、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たします。

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
① 成年後見制度の利用促進《成年後見制度利用促進基本計画》	●自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。	地域共生推進課 関係課
	●成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。	地域共生推進課
	●本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するため、令和4（2022）年4月に「中核機関」を設置しました。必要な人が、成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、関係機関及び事業者や市社会福祉協議会と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	地域共生推進課
② 市民による後見活動の推進《成年後見制度利用促進基本計画》	●市民後見人制度の周知・啓発に努めます。	地域共生推進課 関係課
	●市民後見人の養成講座実施に関する支援を行います。	地域共生推進課
	●市民後見人の活動についての助言・支援を行います。	地域共生推進課
	●大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室と連携し、市民後見人のバックアップ体制の構築に努めます。	地域共生推進課
③ 虐待防止対策の推進	●高齢・障害・児童虐待などの防止及び早期発見・早期対応を図るため、関係機関などとの連携を強化します。	地域共生推進課 子育て支援課
④ 福祉意識・協働意識の向上	●小中学校において福祉教育に取り組みます。	学校教育課
	●生涯学習分野において福祉教育に取り組みます。	関係課
	●本計画に基づく地域福祉の取り組みや、地域共生の理念について、周知・啓発を図ります。	地域共生推進課 関係課
⑤ 人権教育・啓発の推進	●小中学校において人権教育に取り組み、互いの権利を尊重し、差別を許さない人の育成を図ります。	学校教育課
	●様々な人権問題について、市民の理解を深める学びの場の提供に取り組むとともに、市民の理解を深め、差別の解消につなげるための啓発を推進します。	関係課
	●職員研修などの機会を通じて、様々な人権問題についての理解を深め、事務・事業において適切な対応ができるよう、取り組みます。	人事課
	●人権問題町別懇談会の開催を推進します。	人権推進課

	取り組み	取組主体
	●「泉佐野市子ども基本条例」に基づき施策を推進します。 【新規】	関係課

泉佐野市子ども基本条例の詳細は
こちらから確認できます。



(3) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

≫ 第3次計画の方向性

誰もが必要に応じて福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、各種の福祉サービスの質の向上を図ります。防犯・交通安全や自殺対策、ユニバーサルデザインの推進、住みやすい地域環境の整備など、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた各種の取り組みを推進します。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- コミュニティバスの利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度～令和3（2021）年度の利用者数は落ち込みましたが、令和4（2022）年度利用者は168,744人と目標数値を下回ったものの、利用者数は前年から増加しています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受けて外出頻度も高まる中、地域の重要な交通手段として、感染症対策にも配慮しながら運行していく必要があります。
- ユニバーサルデザインの推進については、アンケート結果では市民への浸透は進んでいないものの、小中学生に対しては、授業を通じたユニバーサルデザインの教育が進んでおり、全小中学校で、施設・設備の整備、ならびに教材などの配慮が行われており、目標であった100%が達成できました。今後は、校園長会や担当者会を通じて、授業のユニバーサルデザインについて、より広く工夫し、基礎的環境整備を整えられるよう取り組みを進めていく必要があります。

≫ 成果目標

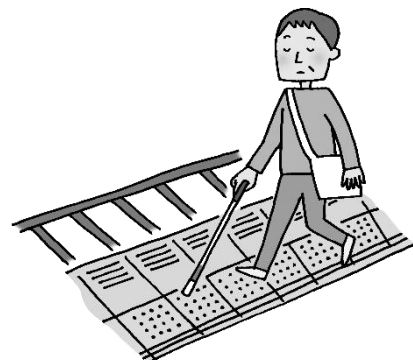
	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での将来も現在の地域で暮らしたい人の割合	50.5%	44.5%	55%	60%
住民アンケートでのユニバーサルデザインについて、どんなものか説明できる人の割合	16.3%	16.8%	20%	25%

≫活動指標

	実績				目標		進捗評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
コミュニティバス年間利用者数	180,147人	146,430人	148,423人	168,762人	181,000人	173,000人 182,000人	○
小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率 （“よくやった”の評価）	94.4%	100%	100%	100%	100%	100%	◎

≫行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①防犯・交通安全の推進	●地域団体が小学生の登下校時に見守り活動を行えるように、登下校の時間などを情報提供します。	学校教育課
	●住民組織と協力して、公園の中で危険になっている植え込みを刈るなど、まちの中で住民組織が把握した危険箇所への対策を行います。	道路公園課
②ユニバーサルデザインの推進	●ユニバーサルデザインを推進します。	全課
	●公共施設のバリアフリー化を推進します。	関係課
	●鉄道駅舎のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
③住みよい地域環境の整備（買い物支援・移動支援）	●より利用しやすいコミュニティバスの運行に取り組みます。	道路公園課
	●外出支援を行う事業所の整備に努めます。	地域共生推進課
	●地域内で歩いて行ける距離にある身近な中小商店の振興に取り組みます。	まちの活性課



(4) 複合的課題を支援する相談支援機関のネットワーク推進

≫ 第3次計画の方向性

直接支援を地域型包括支援センターが担い、地域型包括支援センターに対する助言・相談や社会資源開発などの間接支援を行う基幹型包括支援センター、各包括の基盤整備や市役所内の庁内調整を行う地域共生推進課の3者が協力して、複合課題に直面している世帯の支援にあたっていきます。また、包括支援センターと連携して生活支援コーディネーターが地域の支え合い体制づくりを推進します。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 各種会議については、突発的な対応はあるものの、概ね目標通りに開催できています。高齢化の進行や障害者手帳所持者の増加などに伴って福祉的な支援の必要性が高まる一方、引きこもりやヤングケアラーなど、福祉分野以外との連携も必要な課題についても顕在化してきており、教育分野や人権分野など、分野横断的な連携が可能な体制を強化していく必要があります。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
各会議（地域包括ケア会議、権利擁護型地域ケア会議、地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議、通所型サービスC地域ケア会議、支援調整会議）の開催回数合計	23回	79回	48回	58回



≫活動指標

	実績				目標		進捗評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
地域包括ケア会議の開催回数	1回	0回	1回	1回	2回	1回 2回	◎※
権利擁護型地域ケア会議の開催回数	-	-	-	1回	-	1回	新規
地域ケア個別会議の開催回数	3回	15回	4回	14回	10回	20回	◎
自立支援型地域ケア会議の開催回数	7回	9回	12回	12回	12回	12回	◎
通所型サービスC 地域ケア会議の開催回数	-	4回	10回	12回	12回	12回	◎
支援調整会議の開催回数	12回	22回	30回	40回	12回	12回	◎

※ 全体会議の位置付けである地域包括ケア会議において、当初設定したR4（2022）年度目標値については、新規で計上した権利擁護型地域包括ケア会議（同じく全体会議の位置付け）と合算して、達成できたこととして進捗評価を◎としています。R8（2026）年度の最終目標値についても、それぞれの会議として計上することにより、修正しています。

≫行政の取り組み

	取り組み	取組主体
① 包括的支援体制のための基盤整備	● 地域型包括支援センター・基幹型包括支援センターを各社会福祉法人への委託で設置します。	地域共生推進課
	● 包括的支援体制を構築するため、援護を要する人の情報共有を行うための仕組みづくりを進めます。	地域共生推進課
	● 相談窓口間の連携や広報を進めます。	地域共生推進課 関係課
	● 生活支援体制整備事業、安心生活基盤構築事業、ふれあいのまちづくり事業といった複数の国の事業を総合して、生活支援コーディネーターを第1層（市域）レベル、第2層（サービス圏域）レベルにそれぞれ配置し、包括支援センターと連携して地域づくり活動を推進します。	地域共生推進課
	● 教育分野や人権分野といった庁内関係課での連携、司法や警察といった庁外の機関・組織との連携強化に向けた取り組みを進めます。【新規】	地域共生推進課

基本目標2 つながり支え合う地域をつくろう

(1) 交流の機会の充実

≫ 第3次計画の方向性

スポーツ・文化活動・子育て支援など、様々な機会を通じて地域における住民の相互交流、世代間交流が促進されるよう取り組みます。また、住民主体の健康づくりの促進を図ります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 町会・自治会加入率は年々低下しており、地域における支え合い機能の低下が懸念されます。ライフスタイルの変化や単身世帯の増加など様々な要因が考えられますが、地域における互助機能の維持に向けて、各町会、自治会の活動で未加入の世帯を訪問し加入勧奨を実施するとともに、広報掲載や転入者への周知を行い、加入促進に努めていく必要があります。
- 健康マイレージ事業では、令和6（2024）年1月よりスマートフォンアプリを導入し、日常の「歩く」を中心に、市民がいつでも、どこでも楽しみながら健康づくりが行える環境を整備しました。地域ポイント「さのぼ」と連動し、各種健（検）診受診率の向上と地域経済の活性化を図ってまいります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、音楽介護予防教室（泉佐野元気塾）への参加者数が減少していましたが、令和5（2023）年4月より地域ポイント「さのぼ」の参加付与ポイントを増加するなどの工夫を行い、参加機会の拡充に努めました。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査でのご近所づきあいの程度について、「道で会うと話をする」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合の合計	54.6%	47.5%	60%	65%

健康マイレージ事業の詳細は
こちらから確認できます。



»活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
町会・自治会加入率	58.7%	58.30%	57.60%	56.3%	64%	60% 68%	○
子ども会加入率	31.2% (保護者)	-	-	-	35%	40%	▲※1
健康マイレージ地域ポイント 交換者数及びダウンロード者数 【新規】	352人	313人	429人	596人	500人	2,400人	◎※2
健康マイレージ活動対象事業数 (定例開催分)	21事業	23事業	23事業	28事業	23事業	25事業	◎※3

※1 保護者アンケート未実施のため

※2 健康マイレージのアプリ化はR6(2024)年1月より開始したため、R元(2019)年度からR4(2022)年度までの実績及びR4(2022)年度の目標は「健康マイレージ地域ポイント交換者数」のみの数値を計上しています。

※3 健康マイレージのアプリ化に伴う活動指標の変更により最終目標は削除します。

»行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①多様な地域 活動を通じた 参加・交流の 促進	●スポーツを通じて多様な年代の人たちが交流する機会の充実を図ります。	スポーツ推進課
	●福祉サービス事業所と子ども園などの交流会の開催などにより、高齢者と子どもの交流が図れる取り組みを推進します。	地域共生推進課 子育て支援課
	●活発な世代間交流事業が行われるよう小地域ネットワーク活動支援を推進します。	地域共生推進課
	●長生会活動の推進・PRを行います。	地域共生推進課
	●公民館、市民交流センター、社会福祉センター、体育館におけるクラブ・サークル活動の推進を行います。	生涯学習課 人権推進課 地域共生推進課 スポーツ推進課
	●登録講師の紹介などを通じて、地域における学習・文化活動の支援を行います。	生涯学習課
	●障害者スポーツの普及・推進に努めます。	地域共生推進課 スポーツ推進課
	●障害者が地域の活動や行事に参加できるように、外出支援サービスの給付を行います。	地域共生推進課

	取り組み	取組主体
②住民主体の健康づくり活動の促進	●地域の体操教室や介護予防教室の自主運営のための支援を行います。	地域共生推進課 関係課
	●健康マイレージ事業の促進により、健康づくりに関わる行事参加の機会の拡充に努めます。	健康推進課 関係課
	●泉佐野地域ポイント「さのぼ」事業と連携し、介護予防に関わる行事への参加機会の拡充に努めます。	地域共生推進課 まちの活性課 関係課
	●市内各スポーツ団体の協力のもと講師を派遣し、体操指導を行うなど、より専門的な内容での支援を行います。	スポーツ推進課



(2) 地域で支え合う関係づくりの促進

≫ 第3次計画の方向性

地域における福祉に関わる情報や課題の共有のための取り組みを進めるとともに、見守り、支え合い活動のさらなる広がりに向けた取り組みを図ります。包括的支援体制をはじめとする地域における課題解決の活動について、住民の理解促進を図ります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 令和5（2023）年3月時点の泉佐野市における65歳以上人口は26,165人で、高齢化率は26.5%となっています。また、同時期の要支援・要介護認定者数は6,029人で、65歳以上人口のうちの約2割が介護を必要とする状態にあることがわかります。高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方や認知症の人がいる世帯の増加が予測される中で、地域の中で課題を早期に発見し、適切な支援先につなぐことのできる体制づくりとして、地域での見守りの強化が求められます。
- 泉佐野地域ポイント「さのぼ」事業と連携し、介護支援サポーターなどの活動を行うことによるポイント付与を令和5（2023）年4月より増加することで、地域住民が地域活動へ参加する機会の拡充に努めました。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での地域包括支援センターの認知度	—	49.0%	50%	80%
住民アンケート調査でのCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動内容を知っている人の割合※	4.5%	—	10%	15%

※地域型包括支援センターにCSWの事業が包含されたことにより、最終目標は削除

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
ボランティア講師登録制度 登録講師数	143人	150人	162人	162人	150人	160人	◎

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①地域課題・地域資源の共有	●各地区での住民座談会実施への協力を行います。	地域共生推進課
	●フォーマルな社会資源などの情報提供を行います。	関係課
	●地域の社会資源マップを活用し、福祉課題の把握に努め、課題解決に向けた取り組みを推進します。	関係課
②地域における見守り・支え合い活動の推進	●ボランティア講師の登録や活動支援を行います。	生涯学習課
	●関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討します。	関係課
	●地区福祉委員会活動を支援します。	地域共生推進課
	●地区福祉委員会、民生委員・児童委員などと連携し、要援護者の困りごとを適切な支援機関につなげます。	地域共生推進課
	●地域の絆づくり登録制度に新規で対象になる人に説明を行い、理解を得るようにします。	地域共生推進課 危機管理課
	●地域住民が安心して見守り活動を行えるように、適切に情報共有や支援、活動への協力を行います。	地域共生推進課 子育て支援課 関係課
	●泉佐野地域ポイント「さのぼ」事業と連携し、地域活動への参加機会の拡充に努めます	関係課 まちの活性化課



(3) 課題を抱える人を支えるネットワークの構築

≫ 第3次計画の方向性

地域において支援を必要とする人を見つけ、支えるネットワークの拡充や、専門的な立場から支援を行う関係機関の連携・協働、コミュニティソーシャルワーク事業をはじめとして地域の実情に応じた支援の体制づくりの取り組みなど、課題を抱える人を支える重層的なネットワークの構築に取り組めます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

●小地域ネットワーク活動では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、感染対策を行って個別支援活動は継続的に行っている状況です。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援を必要とするものの外に出ることが難しく見つけられないケースもうかがえるほか、ヤングケアラーや不登校、閉じこもりといったより発見しにくい課題のほか、外国人住民への対応など、従来とは異なる体制のもとで対応が必要な事例も増えつつあります。課題の早期発見のためには身近な地域で活動されている方々からの情報が不可欠であることから、地域との連携を通じたネットワークの一層の強化に取り組む必要があります。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での障害のある人と一緒に行動した経験のある人の割合	28.4%	32.0%	32%	36%

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数	2,116 ネット	2,194 ネット	2,236 ネット	2,211 ネット	2,200 ネット	2,300 ネット	◎

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
① 要援護者を支えるネットワーク	● 要援護者を発見する仕組みを構築します。	関係課
	● 地域の絆づくり登録制度の活用により平時からの取り組みを推進します。	関係課
	● 緊急通報装置の貸与を推進します。	地域共生推進課
	● 高齢者・障害者虐待防止のネットワークを推進します。	地域共生推進課 関係課
	● こども虐待防止のネットワークを推進します。	子育て支援課 関係課
	● 総合相談事業を推進します。	人権推進課
	● ふれ愛収集事業を推進します。	環境衛生課
② 同じ課題を抱える人のネットワーク	● 相談窓口から当事者組織へつなぐネットワークづくりを推進します。	関係課
③ セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置	● 地域包括ケア会議を開催し、課題解決に向けた連携を図ります。また、必要に応じて福祉担当部局以外の関係部局とも連携して対応できる体制づくりを進めます。	地域共生推進課
	● 地域型包括支援センターが地域ケア個別会議を開催できるように関係機関の出席を調整するなどの支援を行います。	地域共生推進課
	● 地域包括ケア会議に参画し課題解決に向け連携を図ります。	関係課
	● コミュニティソーシャルワーク事業により、制度の狭間や複合多問題へ対応します。	地域共生推進課

(4) 防災の推進

≫ 第3次計画の方向性

避難訓練や防災教育など、日常的な防災の取り組みの充実を図るとともに、避難行動要支援者の支援体制の整備や福祉避難所の整備など、災害時に備えた取り組みの充実・強化に努めます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 避難行動要支援者・避難行動支援活動にかかる協定締結団体数については、あらゆる機会を活用して制度説明を行うなど広く理解を求めた結果、目標より少ない結果ではありますが、協定締結団体数の増加につながりつつあります。引き続き、未締結自主防災組織への制度説明を実施し、協定締結団体数の増加に努めていく必要があります。
- 地域の絆づくり登録制度の同意登録者数については、当初の目標を達成してはいるものの、登録者の施設への入所や親族からの見守りなどにより、登録者が減少しています。引き続き、対象となる方へのアプローチを継続するとともに、実施機関との連携強化を図っていく必要があります。
- 福祉的な配慮を必要とする方を受け入れられる福祉避難所の指定箇所数については、令和4（2022）年度、新たに3つのこども園を福祉避難所としたことにより目標を達成しました。今後は、災害時に円滑に運営ができるよう、平常時より運営のあり方などの検討を進めるとともに、福祉避難所の拡大についても検討していく必要があります。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
避難行動要支援者・避難行動支援活動にかかる協定締結団体数	42 団体	52 団体	60 団体	61 団体 77 団体

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
地域の絆づくり登録制度 同意登録者数	2,695 人	2,983 人	3,134 人	3,126 人	2,860 人	3,200 人	◎
福祉避難所の指定箇所数	20 箇所	20 箇所	19 箇所	22 箇所	20 箇所	22 箇所 20 箇所	◎

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
① 日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応	● 災害時における避難誘導など、日頃から地域で自主的な防災活動を担う自主防災組織の育成・充実を図ります。	危機管理課
	● 災害時の避難支援の実行性を高めていくために、日頃から地域において防災訓練を行ってもらうため、草の根防災訓練など取り組みの支援を行います。	危機管理課
	● 市内各小中学校で避難訓練や防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。	学校教育課
	● 災害発生後、必要性があるときは、市社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置要請を行い、運営支援を行います。	危機管理課
② 避難行動要支援者の支援体制の整備	● 災害発生時に備え、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、障害者などの避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者台帳の整備に努めます（地域の絆づくり登録制度）。	危機管理課 地域共生推進課 関係課
	● 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、支援団体など関係団体との連携による支援体制の確立に努めます。	危機管理課 地域共生推進課
	● 避難行動要支援者の日頃からの見守り方法について検討し、市民への周知を図ります。	関係課
③ 福祉避難所の整備	● 高齢者や障害者などの避難行動要支援者が安心して避難所生活を送れるように市内の福祉施設などとの福祉避難所の協定締結・整備を進めます。	危機管理課 地域共生推進課 介護保険課 子育て支援課
	● 福祉避難所として指定した市有施設や福祉施設などにおける、福祉避難所の運営に関するマニュアルの作成に取り組めます。	危機管理課 地域共生推進課 介護保険課 子育て支援課
	● 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組みが円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者などの協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施することに努めます。	危機管理課 地域共生推進課 介護保険課 子育て支援課

基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう

(1) 地域活動への参加の促進

≫ 第3次計画の方向性

日常的な地域活動や、各種の地域団体が実施する活動について、住民に対する周知を進め参加の促進を図ります。NPOやボランティア活動について、関係機関と連携した支援や情報提供を進め、活動の活性化を図ります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの地域行事やイベントの実施ができませんでした。新型コロナウイルス感染症の拡大などに最大限配慮した上で、学校・家庭・地域の状況に応じて、可能な範囲で地域行事やイベントを実施し、地域活動への参加促進を図る必要があります。

≫ 成果目標

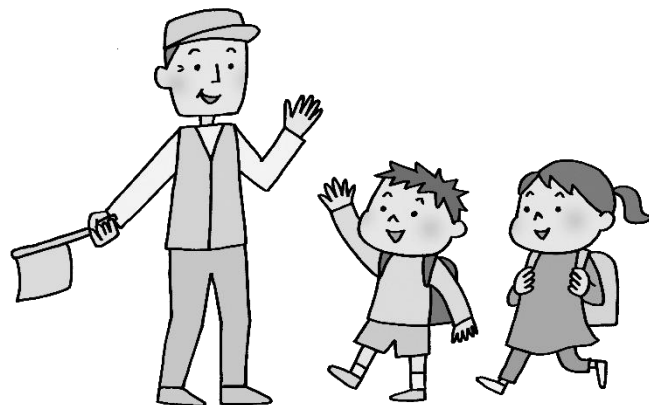
	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
保護者アンケート調査での町内会や子ども会、地区福祉委員会の行事に参加したことがある人の割合	54.6%	—	60%	65%

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
市民公益活動団体情報サイト登録団体数	28団体	29団体	31団体	35団体	34団体	38団体	◎
地域の行事に参加している割合 (小学6年生)	50.8%	—	42.4%	42.6%	52.5%	55.0%	○
地域の行事に参加している割合 (中学3年生)	37.6%	—	32.2%	28.2%	40.0%	42.5%	○

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
① 日常的な地域活動の充実	● 各小学校の登下校時間を地域住民に周知します。	学校教育課
	● 各小学校で登下校時の見守りを地域住民と一緒にいき、住民と教員との声かけ・あいさつも行うように努めます。	学校教育課
	● 「広報いずみさの」や市のホームページなどであいさつ運動の取り組み状況の情報提供に努めます。	学校教育課
	● 小地域ネットワーク活動の周知・啓発を推進します。	地域共生推進課
	● 回覧板や「広報いずみさの」の配布など町内での周知が効果的となるよう、町会・自治会加入促進に努めます。	自治振興課
② NPO・ボランティア活動への参加の促進	● ボランティア講師の登録や活動支援を行います。	生涯学習課
	● 小学生から中学生へと成長過程に合わせて段階的に福祉学習が進められるよう、関係機関と連携を取りながらプログラムを検討します。	学校教育課
	● 市社会福祉協議会に対してボランティア活動支援に関する補助金を交付することで財政的な支援を行います。	地域共生推進課
	● 市民公益活動団体情報サイトにより、NPO法人やボランティア団体など、市民公益活動団体の情報発信の充実に努めます。	自治振興課
	● クリーン活動・ボランティア活動の推進を行います。	環境衛生課
	● ファミリーサポートセンターへの支援など地域の子育て支援活動の推進を行います。	子育て支援課



(2) 参加しやすい地域環境の整備

≫ 第3次計画の方向性

地域活動に誰もが参加しやすい環境づくりに向け、地域団体や地域活動についての情報提供を充実させるとともに、地域活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 地域活動の場として、生涯学習センターや公民館、社会福祉センターや市民交流センター、コミュニティセンターが市内にあります。令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から会場定員数の制限などの対策を続けていたため、コロナ禍以前より利用者数は少なくなりましたが、感染防止対策の徹底とともに市民の学習意欲も戻ってきて、いずれの施設も令和3（2021）年度より利用者が増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて地域活動も復調することが見込まれるため、引き続き参加しやすい地域環境を整備していくことが求められます。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査でのご近所づきあいの程度について、「お互いの家を訪問しあう人がいる」「道で会うと話をする人がいる」「あいさつ程度をする人がいる」の割合の合計	90.1%	87.9%	92%	94%

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
既存施設（生涯学習センター、公民館、社会福祉センター、市民交流センター、コミュニティセンター）の延べ利用者数	457,147人	299,391人	293,144人	357,392人	466,700人	514,550人	△

≫ 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①情報提供・情報発信の充実	● 町会・自治会活動や自主防災活動といった近隣のつながりに基づいた活動の意義や効果の周知・啓発に努めます。	自治振興課
	● 町会・自治会未加入者へも情報が届きやすい環境の整備に努めます（公共機関への広報誌の設置など）。	自治振興課

	取り組み	取組主体
	●市の広報誌、ホームページや「さのテレ！」を利用した地域情報提供の充実を図ります。	自治振興課 関係課
	●転入者に対し、転入届の際に様々な地域情報の提供に努めます。	市民課 関係課
	●「教育委員会ニュース」で、各小中学校での児童・生徒の様子や、地域と連携した学校行事などの情報提供を行います。	学校教育課
	●関係部署が連携し、様々な情報媒体や提供機会を活用し、地域情報発信力の強化に努めます。	関係課
	●関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討します。	関係課
	●外国人住民向けに窓口での多言語対応などに努めます。 【新規】	関係課
②地域福祉の 拠点づくり	●地域住民が気軽に、そして安心・安全に集うことができる場として町会館、公民館、社会福祉センター、市民交流センター、次世代育成地域交流センター、コミュニティセンターなど既存施設の利用促進を図ります。	関係課
	●小中学校を地域の交流の場として活用できるように、学校施設の開放を推進します。	教育総務課
	●中学校未卒業者のみならず、不登校で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、様々な理由により義務教育の機会の提供を必要とする人が学ぶことのできる中学校夜間学級（夜間中学）を令和6（2024）年4月、佐野中学校に開設します。【新規】	教育総務課
	●商店街の空き店舗などを交流や活動の場に活用できるよう研究を行います。	まちの活性課
	●市内の空き家を地域活動拠点として活用できるようなシステムづくりの検討を行います。	都市計画課 地域共生推進課
③安定的な地 域の自主財 源の確保	●ふるさと納税の周知・啓発を推進します。	ふるさと創生課
	●福祉基金が有効に活用できるよう研究を行います。	地域共生推進課
	●公益活動応援基金を周知します。	自治振興課

中学校夜間学級（夜間中学）の
詳細はこちらから確認できます。



(3) 地域活動の担い手となる人材の育成

≫ 第3次計画の方向性

民生委員・児童委員をはじめとして、様々な地域団体・地域活動の担い手について、関係機関と連携しながら育成を進めます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組みと課題

- 令和4（2022）年12月1日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選が実施されましたが、民生委員・児童委員数が大幅に減少しています。担い手不足のため、十分な欠員補充は困難な状況となっています。引き続き、欠員のある町会・自治会に対して、候補者選出の依頼を進めていきますが、町会・自治会未加入者へ向けた加入促進のための情報発信や、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動について、より地域の理解が深まるよう制度の周知を行うなど、幅広い層の参画を促進する取り組みが必要です。
- ボランティア活動者数や認知症サポーター活動者数は、目標通りの人数となりませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響による活動の縮小や講座開催回数の減少が要因の一つとして考えられるため、今後はコロナ禍以前の規模での活動実施や講座開催に向けて取り組みを進めていく必要があります。

≫ 成果目標

	計画当初	現状	中間目標	最終目標
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
民生委員・児童委員充足率	92.7%	89.69%	96%	100%

≫ 活動指標

	実績				目標		進捗 評価
	R元	R2	R3	R4	R4	R8	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
ボランティア活動者数 (ボランティア保険加入者数)	2,395人	2,222人	2,067人	2,240人	2,500人	2,600人	○
認知症サポーター活動者数 (認知症サポーター養成者数)	6,913人	6,740人	6,940人	7,646人	8,000人	8,650人 10,000人	○

» 行政の取り組み

	取り組み	取組主体
①民生委員・児童委員活動の充実	●民生委員・児童委員の活動について地域住民の理解を深めるため、機会があるごとにPRを行っていきます。	地域共生推進課 関係課
	●業務が複雑化・増大化する傾向にあるため、活動を円滑に行うことができるよう工夫するなどの研究を進めます。	地域共生推進課
②福祉人材の育成・発掘	●認知症サポーター養成講座、認知症ジュニアサポーター養成講座などを開催し、地域で認知症高齢者を見守り支える環境整備を進めます。	地域共生推進課 関係課
	●子育てボランティアの養成やファミリーサポートセンターの支援会員の確保など、地域で子育てを支える人材の育成を図ります。	子育て支援課 関係課
	●学校支援ボランティアやコーディネーターの養成を行い、教育コミュニティ活動の活性化を図ります。	学校教育課 関係課
	●地域団体の担い手や指導者を対象とした研修などを行い、人材の育成と地域活動の質の向上を促進します。	関係課
	●ボランティア養成講座などを支援し、地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。	関係課



第5章 自殺対策推進計画における取り組み

1 基本的な考え方と目標

(1) 基本理念

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には、健康問題や家庭問題、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立、性的マイノリティ、インターネット上の差別人権侵害などの様々な社会的要因があると知られています。

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するために、泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、自殺対策推進計画も盛り込み、市民が安心して住み続けられる地域共生社会をめざします。

(2) 計画の目標

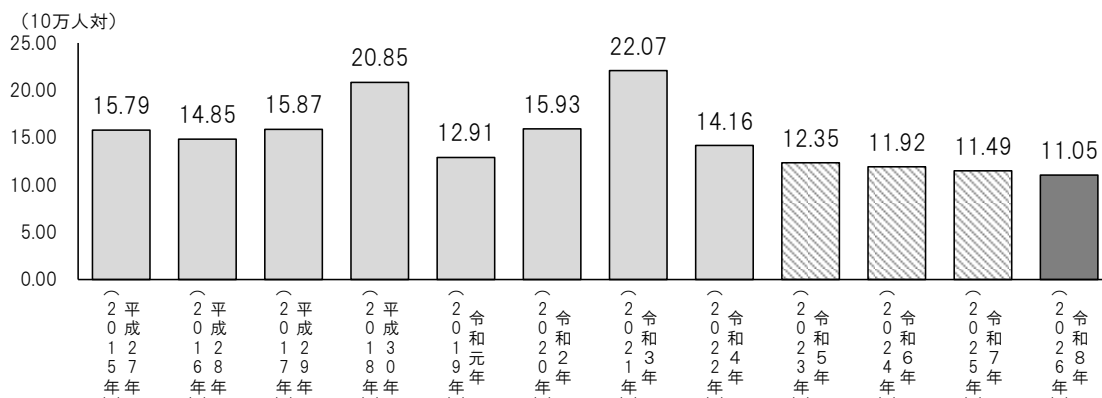
自殺対策基本法の改正により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざすことが理念として掲げられていることから、最終目標としては、自殺者のいない社会の実現ということになりますが、国は、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させ、令和8（2026）年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27（2015）年の18.5と比較して30%以上減少の13.0以下に減少させることとしています。

これを本市にあてはめると、平成27（2015）年の自殺死亡率は15.79であり、30%減少させた場合は令和8（2026）年に11.05となることから、本計画終了時の令和8（2026）年の目標を11.05以下とします。

本市の数値目標：令和8（2026）年までに自殺死亡率を11.05以下とする。

最終目標は、自殺者はゼロ

■本市自殺死亡率の推移と目標値



資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（令和4（2022）年まで）

2 自殺対策の取り組み

本市の自殺死亡率は、令和4（2022）年では14.16で、全国（17.25）や大阪府（17.29）と比較すると約3ポイント低くなっています。近年の傾向としては、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて自殺死亡率は上昇が続いていました。令和4（2022）年度は減少に転じたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が大きく変化し、追い詰められてしまう方々が依然として存在している可能性にも留意しながら取り組みを継続していく必要があります。

今後の自殺対策を効果的に展開していくためには、様々な支援制度などの積極的活用はもとより、その他の取り組みを関係機関の間で情報共有し、分析、評価のうえ、改善を確実に実行することが重要となります。効率的に取り組みの進捗管理を行うため、本計画において施策の体系を整理し、体系ごとに主な取り組み（事業）を分類します。また、本市の自殺状況には、高齢世代や生活困窮問題、労働問題に特徴があることから、これらを重点施策として位置付けることとします。

■施策体系と方向性（「施策内容」の下線太字は今回計画から追加した内容）

施策	施策内容	概要
基本施策	①地域におけるネットワークの強化	相談しやすい窓口、体制の充実を行い、自殺のサインを見逃さないよう庁内外のネットワークづくりを推進します。
	②自殺対策を支える人材の確保・育成	住民や支援者などに自殺予防の研修を行い、ゲートキーパーや支援者になり得る人材を養成します。
	③市民・関係者への周知と啓発	自殺に対する偏見や、悩みを抱えた際の相談先など、自殺対策に関わる様々な情報を発信します。
	④生きることの促進要因への支援	自殺リスクを抱える人への、生きることの包括的な支援として、様々な支援を実施します。
	⑤子ども・若者の自殺対策の推進	学校教育やその他の支援者と連携し、子どもや若年層の自殺予防に向けて取り組みを行います。
	⑥自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実	関係機関と連携し、自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実や相談窓口の周知などに努めます。
重点施策	①高齢者に対する取り組み	地域で孤立することがないように、生きがいづくりの機会の提供や包括的な相談ができるような体制づくりを推進します。
	②生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み	複合的な悩みを抱える生活困窮者に対して、相談窓口の周知や包括的な支援に取り組みます。

地域共生社会の考え方にに基づき、誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 基本施策の展開

計画の基本的な考え方にに基づき、基本施策の体系を明確にし、各事業を体系ごとに位置付けます。

① 地域におけるネットワークの強化

不安や悩みを抱える人の相談を受ける窓口を増やし、自殺のサインを見逃さないよう庁内外におけるネットワークを強化し、その仕組みを最大限に有効活用します。また、介護・子育て・貧困など複雑化、多様化した福祉ニーズへの対応や、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど既存の枠組みでは対応の難しい福祉課題に対応していくために、今後、重層的支援体制整備事業の実施についても念頭に置きつつ、子育てや保育・医療・教育・人権部門などとも連携しながら、複合的な課題に地域で丁寧に対応できる体制を強化していきます。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	庁内推進会議の開催回数	回/年	—	1	1	1	1	1	◎
②	小地域ネットワーク活動見守りネット	件/年	2,117	2,194	2,236	2,211	2,156	2,300	◎
③	相談事業連絡会議の開催回数	回/年	3	2	1	1	2	2	△

【自殺対策推進計画の進捗評価について】

自殺対策推進計画については、計画策定当初の目標値から毎年実績に合わせて目標値の変更などを行っています。進捗評価については、当初に設定した令和5（2023）年度の目標値とは異なるほか、令和5（2023）年度の実績が確定していないため、令和4（2022）年度の目標値に対して、令和4（2022）年度の実績値で評価をしています。以降のすべての進捗評価が上記の考え方に基づいています。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
事業名	①泉佐野市地域福祉庁内推進委員会	担当課	地域共生推進課
事業概要等	庁内の会議において自殺の実態や取り組みの実施状況を把握し、PDCAサイクルに基づいた取り組みの評価、課題の抽出、改善策の検討などを行います。		
事業名	②ふれあいのまちづくり事業【再掲】 ※P.32・38	担当課	地域共生推進課
事業名	③泉佐野市相談事業連絡会議	担当課	人権推進課
事業概要等	庁内外の相談支援機関がそれぞれ事業実施状況の報告を行い連携の確認を行います。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照



② 自殺対策を支える人材の確保・養成

自殺対策において重要な施策の一つに、自殺しようと考えている人の周囲にいる人が、その人の存在にいち早く気づき、声をかけ、話を聞くことができる人材を養成する必要があります。各専門職のスキルアップのみならず、地域団体や住民一人ひとりを対象とした研修などを実施し、支援者になり得る人材を養成します。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
①	自殺対策人材養成研修会等への参加者数	人/年	37	60	32	184	65	30	◎
②	ゲートキーパー養成研修会等への参加者数	人/年	—	—	—	—	—	40	新規※
③	民生委員・児童委員充足率	%	94.5	92.12	93.33	89.69	96	100	○

※ゲートキーパー養成事業については、第1期計画までは人材養成事業の中に含まれていましたが、今回の計画より個別に評価するため、新規で計上しています。

基本施策2 自殺対策を支える人材の確保・養成			
事業名	①自殺対策人材養成事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	住民や行政機関、地域団体、福祉関係支援団体職員などを対象に、各問題別の自殺対策に関する知識の取得を目的とした研修などを実施します。		
事業名	②ゲートキーパー養成事業【新規】	担当課	地域共生推進課
事業概要等	地域住民や様々な分野の支援者などに対して研修などを実施し、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を地域で養成します。		
事業名	③民生委員・児童委員活動事業【再掲】※P. 47	担当課	地域共生推進課

【新規】：新規事業 【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

ゲートキーパーとは？

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺対策を進めていくうえで重要な存在であり、本市においてもゲートキーパーとしての役割を担っていただける方が地域で増えるよう養成事業を進めていきます。



③ 市民・関係者への啓発と周知

自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）を中心に、関係機関と連携を図りつつ、自殺に対する誤解や偏見をなくし正しい知識の普及啓発を強化します。また、健康問題や家庭問題、経済的問題、性的マイノリティへの無理解などの多様な悩みを抱える方が、気軽に相談ができる窓口や対応方法などについて知ることができるよう、ホームページや広報誌、公式LINEなど広報媒体を活用し、様々な年齢層の方に届くよう啓発を行うとともに、自殺をしようとする人が踏みとどまれるよう、工夫しながら情報発信に努めていきます。なお、本計画資料編P.115～116にも、自殺予防相談連絡先を掲載しています。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R2	R3	R4	R4	R8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
①	自殺対策普及啓発講演会への参加者数	人/年	24	14	130	81	50	60	◎
②	障害者差別に関する啓発件数	件/年	17	20	14	22	20	20	◎
③	人権啓発事業の参加者数	人/年	4,413	2,988	1,453	904	4,200	4,200	△

基本施策3 市民・関係者への啓発と周知			
事業名	①自殺対策普及啓発事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	市民に広く自殺対策についての理解を深めるため、講演会などの開催やその他広報媒体を活用した啓発活動を行います。		
事業名	②障害者差別解消啓発事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	障害を理由とする差別は自殺に結びつくことも十分考えられ、そのような差別の解消を推進するため、相談窓口を設置し相談に応じるほか、住民や民間事業者などに対し周知・啓発を行います。		
事業名	③人権啓発事業	担当課	人権推進課
事業概要等	あらゆる差別は自殺につながる要因となり得ることから、講座や人権研究集会などの啓発事業を通して、人権問題の解消を図ります。		

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（生活困窮・育児や介護疲れ・いじめ・家庭問題など）」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因（心身の健康・信頼できる人間関係・支援の存在など）」を増やす取り組みを行い、社会全体の自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

また、性的役割に対する社会意識の変化も踏まえ、妊娠や出産、育児における家庭の負担や不安の軽減、女性の日常生活や社会参加などにおける悩みを聞くことのできる相談支援なども進め、性別によらず誰もがいきいきと自分らしく暮らせるよう支援をしていく必要があります。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	障害者基幹相談支援センター相談件数	件/年	6,537	5,369	8,506	10,294	7,000	14,000	◎
②	障害者虐待通報受理数	件/年	11	19	28	24	20	25	◎
③	成年後見審判市長申立数	人/年	6	15	9	1	18	15	△
④	妊娠届出者面接割合（専門職面接）	%/年	58.4	100	100	100	100	100	◎
⑤	健康相談・健康教室開催回数	回/年	87	58	36	76	81	93	○
⑥	乳幼児健診受診率	%	95.6	95.20	95.80	97.50	96.60	99.00	○
⑦	産後ケア利用実人員	人/年	—	14	11	18	—	40	新規 ※1
⑧	産前産後ヘルパー訪問回数	回/年	—	—	—	—	—	40	新規
⑨	養育支援訪問件数	件/年	32	38	34	29	50	50	△
⑩	電話・来所・個別相談教室参加件数（地域子育て支援センター）	件/年	132	201	278	368	155	155	◎
⑪	家庭児童相談室相談対応件数	件/年	6,632	14,098	13,858	10,350	9,000	5,000	○
⑫	母子生活支援施設入所措置率	%/年	100	100	—	—	100	100	▲※2

※1 産後ケア事業は平成30（2018）年度より開始しているため、新規ではありますが実績値を掲載しています。

※2 ケース事例なく未実施ですが、その他自立支援を行いました。

		単位	実績				目標		進捗 評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
⑬	助産施設入所措置件数	件/年	10	7	9	6	15	20	△
⑭	子育て支援短期施設利用件数	件/年	1	5	11	12	6	20	◎
⑮	養育費履行確保等支援件数	件/年	-	-	-	-	-	10	新規
⑯	総合相談件数	件/年	605	623	578	626	700	700	○
⑰	男女共同参画サポート事業相談件数	件/年	207	179	167	216	250	300	○
⑱	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓数（他市からの連携転入数含む）	件/年	-	-	-	-	-	20	新規
⑲	無料法律相談件数	件/年	388	400	387	376	400	400	○
⑳	消費生活相談件数	件/年	691	845	798	881	724	860	○※3

※3 消費生活相談事業の活動指標に関しては、今回計画からは、数値が上がることで、センターが周知された結果として悩まれている方が相談に来て解決することができた、として評価します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
事業名	①障害者基幹相談支援センター【再掲】※P.22	担当課	地域共生推進課
事業名	②障害者虐待への対応【再掲】※P.28	担当課	地域共生推進課
事業名	③成年後見事業【再掲】※P.28	担当課	地域共生推進課
事業名	④子育て世代包括支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	近年、妊産婦のうつが社会問題化してきています。養育者が安心して子育てできるように、保健師など専門職が妊娠届出者全員に対面面接を行い、妊娠期から育児期まで切れ目なく必要な支援の提供を図ることで、自殺の要因となる不安やストレスの緩和に努めます。		
事業名	⑤健康教室・健康相談事業	担当課	健康推進課
事業概要等	健康問題は、自殺要因の中で高い割合を示していますが、心身の健康に不安を抱える人の相談を受け付け指導・助言を行い、必要に応じて医療機関などへつながります。また、生活の質（QOL）を高めるため、各種教室、講座などを実施します。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

事業名	⑥乳幼児健康診査事業	担当課	健康推進課
事業概要等	乳幼児健康診査において、子育てに関する不安や保護者の精神的な不調などを発見し、早期対応につなげます。家庭訪問や電話相談、関係機関への連携により支援します。		
事業名	⑦産後ケア事業【新規】	担当課	健康推進課
事業概要等	産後の母子に対して出産後のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援を図ります。		
事業名	⑧産前産後ヘルパー派遣事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	妊娠中や出産後概ね1年未満で心身の負担により家事・育児が困難にあるにも関わらず、支援者がいない家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。		
事業名	⑨養育支援訪問事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	養育支援が特に必要であると判断した世帯に対し、専門職などが世帯を訪問し、具体的な養育に関する指導助言を行うことによって、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。		
事業名	⑩地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	担当課	子育て支援課
事業概要等	地域子育て支援センターにて、子育て世代の保護者などの交流を図るほか、随時、子育てに関する相談を受ける窓口、専用電話を設置、月2回予約制の個別相談教室を開設するなど、不安や悩みを抱える保護者の心理的ストレスを解消、軽減します。		
事業名	⑪家庭児童相談室事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	家庭児童相談員が電話や対面により相談を受けます。近年、児童虐待事案が急増しており、要保護児童対策地域協議会の機能を活用して事案の解決に努めています。特に子どもや保護者自身の存在（生命）を否定する相談内容には、細心の注意を払いながら迅速な対応を行います。活動指標に関しては、虐待に関する相談が大部分を占めているため、相談対応件数が減少することを評価します。		
事業名	⑫母子生活支援施設措置事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	DVや経済的な問題などにより児童の養育が十分にできない環境に陥った母子は、追い詰められてしまう状況となり得るため、緊急性や他の避難場所の有無などを検討した上で母子生活支援施設に入所措置を行い保護します。		

【新規】：新規事業

事業名	⑮助産施設措置事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	経済的な理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設に入所措置し、安全な出産を支援します。		
事業名	⑭子育て支援短期利用事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	病気や経済的な理由により一時的に子どもの養育が困難となった保護者の相談に応じ、必要性を検討した上で、一定期間子どもの保護を行い、保護者の負担を軽減します。		
事業名	⑯養育費履行確保等支援事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	離婚による子どもへの負担を最小限にするために、養育費の取り決めは大切であり、養育費に関する公正証書などの作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用の一部を補助することにより、養育費の継続した履行確保を促進すること目的として実施します。		
事業名	⑩総合相談事業	担当課	人権推進課
事業概要等	人権相談、総合生活相談、地域就労相談、進路選択相談など様々な相談の総合窓口を設置し、相談者の悩みや不安の解消、軽減を図ります。		
事業名	⑰男女共同参画サポート事業	担当課	人権推進課
事業概要等	主に女性の、夫婦、家庭、子育て、離婚、就労、健康などの悩みの相談を対面、電話にて実施します。		
事業名	⑱パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する事務【新規】	担当課	人権推進課
事業概要等	市民の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度を実施します。法律上の効果が生じるものではないが、お互いを人生のパートナー・ファミリーとして認めて協力し支え合い、泉佐野市でいきいきと活躍されることを応援します。		
事業名	⑲無料法律相談事業	担当課	人権推進課
事業概要等	法的解決が必要となるような債務、相続、遺言、離婚、交通事故、労働などの問題について、弁護士を配置し、予約制により無料相談を実施します。		
事業名	⑳消費生活相談事業	担当課	まちの活性課
事業概要等	多重債務、悪質商法、その他消費生活における様々な悩みを持った人の問題解消、軽減のため相談支援を行います。		

【新規】：新規事業

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓とは？

本市では、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」及び「泉佐野市人権行政基本方針」の趣旨に基づき、すべての市民が互いの人権の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、令和6（2024）年1月1日から「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、法律上の婚姻関係ではありませんが、一方または双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で責任を持って協力することを約束した関係にあること。また、パートナーであるお二人及び同居する未成年の子や親が、家族として生活する関係にあることを本市に宣誓し、本市がその宣誓について証明する制度です。

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の詳細はこちらから確認できます。



泉佐野市の子育て支援について

本市では、子育て世帯にとってやさしいまちをめざすため、55～56 ページで掲載した新規事業「⑦産後ケア事業」「⑧産前産後ヘルパー派遣事業」「⑬養育費履行確保等支援事業」も含め、様々な取り組みを進めています。子育てに関する制度やサービスについては、「いずみさの子育て応援ナビ」に掲載していますので、関心のある方は以下の二次元コードよりアクセスしてください。

「いずみさの子育て応援ナビ」の詳細はこちらから確認できます。



⑤ 子ども・若者の自殺対策の推進

学校において、児童や生徒が命の尊厳を身近に感じることができる教育のほか、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進し、児童生徒が生きることの促進要因を少しでも増やすことができるような環境づくりを進めます。活動指標については、各学校において様々な取り組みを実施しており、統一的な指標の設定が困難なことから、以下事業①～⑥について内容を充実し、引き続き全校で取り組むことを目標とします。

また、周囲の大人が、子どもが抱える悩みや不安に気づき、支えられるようになるための理解促進や、不登校・ひきこもり・ヤングケアラーなど様々な事情を抱える子どもや若年層への関わりなど、関係機関と協力し、自殺予防に関する正しい知識と理解の普及を図ります。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
⑦	若年層対策事業研修会等への参加者数	人/年	-	39	107	32	-	50	新規※
⑧	ヤングケアラー講演会等実施回数	回/年	-	-	-	-	-	4	新規

※ 若年層対策事業は令和2（2020）年度より開始しているため、新規ではありますが実績値を掲載しています。

基本施策5 子ども・若者の自殺対策の推進			
事業名	①教育支援事業	担当課	学校教育課
事業概要等	不登校及びその傾向のある児童や生徒に対し、家庭と学校の間時的居場所（教育支援センター）を提供し、興味・関心のある活動やグループ活動を通じて様々な生活体験や人とのふれあいを深め、生活のリズムを取り戻し、学校復帰できるよう支援します。		
事業名	②SOSの出し方に関する教育	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒が命の尊厳に触れることができる教育の実施のほか、いつ、どの場面で直面するか予測のつかない様々な困難やストレスへの対処方法、困ったときに誰かに相談したり助けを求めたりする援助希求的態度を育むための教育を、各学校や地域の実情を踏まえ、様々なツールや社会資源の活用、またスクールカウンセラーなどの専門家に直接関わっていただきながら取り組みを推進します。		

事業名	③自殺予防に関する普及啓発	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒の自殺予防について、自殺対策週間などを意識しながら、ポスターなどを用いた普及啓発を行い、自殺予防に対する意識高揚を図ります。		
事業名	④いじめに関するアンケート調査	担当課	小学校・中学校
事業概要等	いじめの実態や対応状況についての把握、各学校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応を目的としてアンケート調査をICTも活用し実施します。それに合わせて、児童生徒のいじめに対する意識を高めるため、大阪弁護士会から講師を派遣してもらい、いじめ予防出張授業を実施します。		
事業名	⑤相談・カウンセリングの実施	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒に対して、相談窓口、カウンセリング制度についての周知を行い、生活上の問題や悩みの相談に応じます。中学校、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童や生徒の心のケアを行うとともに、保護者や教職員に対しても必要な指導や助言を行います。		
事業名	⑥生命尊重に関する授業の実施	担当課	小学校・中学校
事業概要等	「人として、してはならないこと」の認識、「生きることを喜び、かけがえのない自他の生命を尊重する心」を育てるための教育を実施します。また、その他の教科においても、動植物の生命や健康の大切さなどを学ぶ場面では、生命尊重について改めて考える機会をつくり、意識の高揚、持続を図ります。		
事業名	⑦若年層対策事業【新規】	担当課	地域共生推進課
事業概要等	学校教育などの関係機関と連携して、自殺関連事象に対する正しい知識の普及を図ります。		
事業名	⑧ヤングケアラー支援事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより社会が守るべき子どもの権利が奪われているといったことが、心理的、身体的な児童虐待となり大きな社会問題となっており、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため研修などを実施します。		

【新規】：新規事業

⑥ 自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実

自殺未遂者は、再度の自殺企図を試みる可能性が高いことが指摘されています。また、自殺した方の家族や親族などについても、その心理的な負担は大きく、その後の人生において少なくない影響を被ることが懸念されます。

以上のような方々を支えるために、本市は、保健所や医療機関などと連携し、必要時地域でも自殺未遂者及びその家族などに対する支援を行います。

また、大切な人を突然失った際に生じやすい心身の反応や対応方法についてのリーフレットや、自死遺族相談の案内、自助グループに関する情報などを、ホームページや広報誌、窓口、本市公式LINEなど様々な年齢層に届くように発信します。

加えて、自殺未遂者や自死遺族などに関わる支援者などに対して、必要に応じて研修会や情報提供などを行い、資質の向上に努めます。

コラム：ロゴマーク『いのち支える』

ロゴマーク『いのち支える』は、乳がん対策における「ピンクリボン運動」のように、自殺対策においてもキャンペーン用のロゴ等を作成し、全国の自治体や民間団体、マスコミや企業等にも参画を呼びかけて、社会全体で「いのちへの支援（自殺対策）」を展開しようとして企画する中で、厚生労働省自殺推進室により作成されました。

人の横顔を4つ配置し、自殺対策の相談対応で重要な「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守る」という4つの要素を示しており、いのちを支えるという決意が込められています。



(2) 重点施策の取り組み

本計画では、本市の自殺の現状を踏まえ、特に「高齢者対策」「生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み」を重点施策として位置付け、包括的な取り組みを推進していきます。

① 高齢者に対する取り組み

本市における平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度までの 5 年間の年齢別自殺死亡率を見ると、男性において 50 歳代以上から上昇し、80 歳以上が特に高くなっており、世代別自殺死亡率から見ても、若年世代や働く世代と比較して、高齢世代が最も高い割合となっています。

高齢者は、死別や離別、病気や孤立などをきっかけに複数の問題を抱え込み、孤独感や絶望感など深刻なストレスを抱えやすく、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。

本市の高齢化率は経年とともに高くなり続け、第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画では、令和 7 (2025) 年度に、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になっていると推計しています。

このような超高齢社会においては、今後、複合的な問題を抱えた高齢者がさらに増加することも予想されるため、本市は、この世代に対して、特別な配慮が必要であることを強く認識し、健康寿命を伸ばす取り組みのほか、地域の中で孤立することなく、いきいきと暮らしていくことができる施策を推進していきます。



≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗 評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	地域包括支援センター相談件数（高齢者総合相談窓口）	件／年	8,692	7,488	11,752	17,367	9,500	19,500	◎
②	生活支援コーディネーター配置人数	人	—	6	6	6	6	6	◎
③	音楽介護予防教室参加者数	人／年	9,873	3,897	4,303	9,580	9,504	13,178	◎
④	認知症サポーター数	人	5,689	7,106	7,391	7,646	7,450	8,650	◎
⑤	認知症初期集中支援チーム訪問実人数	人／年	1	4	24	4	5	8	○
⑥	緊急通報装置設置件数	件	306	261	247	221	290	235	△
⑦	長生会会員数	人	5,462	4,778	3,988	3,460	5,000	4,810	△
⑧	ひとり暮らし高齢者交流会参加者数	人／年	493	—	—	681	830	730	○
⑨	シルバー人材センター登録者数	人	839	754	714	705	810	740	○
⑩	在宅医療・介護連携推進会議数	回／年	—	11	12	12	12	12	◎

重点施策1 高齢者に対する取り組み			
事業名	①地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の運営【再掲】※P.22・32	担当課	地域共生推進課
事業名	②生活支援体制整備事業【再掲】※P.32	担当課	地域共生推進課
事業名	③一般介護予防事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	音楽介護予防教室（泉佐野元気塾）などを通じて、介護・認知症予防、健康づくりに取り組むとともに、地域住民の生きがいの場を広げ、コミュニティの創出と活性化を図ります。		
事業名	④認知症サポーター養成講座【再掲】※P.47	担当課	地域共生推進課

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

事業名	⑤認知症初期集中支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症を患った人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期発見に向けた支援体制を構築することを目的に認知症初期集中支援チームを設置します。		
事業名	⑥緊急通報装置設置事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	受信センターで緊急通報の受信や利用者の健康不安解消のため、随時相談できるよう体制整備、看護師などによる指導や助言及び月1回の安否確認などを実施します。		
事業名	⑦長生会連合会及び各単位長生会の支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	高齢期の生活を健全で豊かに過ごすための活動や、健康保持のためのスポーツ、レクリエーション事業、また、地域の清掃など社会奉仕を行う長生会活動を支援します。		
事業名	⑧ひとり暮らし高齢者交流会	担当課	地域共生推進課
事業概要等	ひとり暮らし高齢者の孤独を解消し、多くの人たちとの仲間づくりと交流の輪を広げるとともに、民生委員・児童委員が会への参加勧奨を行うことで、引きこもり防止や地域支援者との信頼関係の構築を図ります。		
事業名	⑨シルバー人材センターの支援	担当課	地域共生推進課
事業概要等	高齢者の豊富な知識や経験を活かした積極的な社会参加や新たな生きがいを持つことのできる機会の提供を図るシルバー人材センターの運営を支援します。		
事業名	⑩在宅医療・介護連携推進事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。		

② 生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み

本市の平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の自殺者の傾向を見ると、特に男性の場合に、高齢の無職者や壮年層の有職者において自殺者数が多くなっています。また、アンケート結果では、日常生活での悩みごととして仕事の不振や職場の人間関係と回答している男性が一定数みられます。新型コロナウイルス感染症の影響による労働環境の悪化や、失業から経済的に困窮してしまった方の増加が上記の傾向の背景にあると考えられます。

本市においては、経済的に困窮している方を支えるために、生活困窮者自立支援対策や就労支援対策などを通じて、自殺へと追い込まれてしまうことを未然に防ぐ取り組みを進めます。また、勤務者や経営者が抱える不安の軽減・解消に向けては、様々な要因がからみあった包括的な問題として相談できる体制の整備をはじめ、現役世代に対するこころの健康づくりの推進、経営相談や労働相談などの各種相談先などについて知っていただくための情報発信を進めます。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29 (2017)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 4 (2022)	R 8 (2026)	
①	生活困窮者相談件数	件/年	183	1,418	1,131	484	192	288	◎
②	地域就労支援事業相談件数	件/年	336	73	94	108	240	240	△
	バウチャー利用者数	件/年	7	2	0	1	9	9	△

重点施策 2 生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み			
事業名	①生活困窮者自立支援事業【再掲】※P.23	担当課	地域共生推進課
事業名	②地域就労支援事業	担当課	まちの活性課
事業概要等	就労困難者に対し、市内3箇所に配置する地域就労支援センターにて就労相談を実施します。相談の結果、必要に応じて、バウチャー事業（資格取得支援助成事業）につなげます。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

第6章 地域福祉活動計画における取り組み

第6章は地域福祉活動計画における民間の福祉活動について、関係する団体・組織・事業所などの取り組みの方向性を記載します。

実施にあたっては、第4章に示す行政の取り組みの指針である地域福祉計画との連携・協働を図りながら推進します。

■地域福祉活動計画の体系と対応する行政の取り組み

基本目標	行動	対応する行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	行動1 市民後見人活動の推進	○成年後見制度の利用促進 ○市民による後見活動の推進
	行動2 意思決定支援の推進	○総合的な相談支援の充実 ○人権尊重と権利擁護の取り組み
	行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み	○包括的支援体制のための基盤整備 ○適切な福祉サービスの提供
	行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます	○生活困窮者の支援 ○地域課題・地域資源の共有
	行動5 多様な「働く」を支援します	○自立した生活に向けた支援の充実
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	行動1 住民同士の支え合い活動の推進 ・見守り活動の推進 ・地域住民同士が出会い交流ができる場をひろげる ・生活支援活動の推進	○地域における見守り・支え合い活動の推進 ○要援護者を支えるネットワーク ○地域福祉の拠点づくり ○セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置
	行動2 防災活動のネットワーク化	○日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ○避難行動要支援者の支援体制の整備
	行動3 地域貢献団体の見える化	○情報提供・情報発信の充実
	行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる	○生活困窮者の支援 ○再犯防止の取り組み
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり	○NPO・ボランティア活動への参加の促進
	行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動	○安定的な地域の自主財源の確保
	行動3 福祉教育にみんなで関わろう	○福祉意識・協働意識の向上 ○福祉人材の育成・発掘

基本目標 1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

行動 1 市民後見人活動の推進

≫ 第 3 次計画の方向性

市民後見人活動は市民のボランティア精神に支えられる活動です。専門職の支援もありますが、活動にあたっての不安や負担感もあります。

他の人の活動を知ること、互いの不安の軽減や活動前のバンク登録者のモチベーションが高まり、それが新たな担い手の参加を呼び込む好循環がおきることをめざします。

≫ 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
市民後見人 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●市民後見人バンク登録者交流会については、新型コロナの行動制限の合間をぬって令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度は各 1 回ずつ開催しました。参加者の希望もあり、令和 5（2023）年度は 2 回に増やしました。●大阪府社会福祉協議会が企画する市民後見人に関する講座や、市社会福祉協議会が企画する市民向け講座において、市民後見人が活動紹介を行い「市民ボランティアによる後見活動」の魅力発信に取り組んでいます。
市民後見人 専門職団体 社会福祉協議会 行政	<ul style="list-style-type: none">●市民後見人バンク登録者交流会参加者の要望もあり、養成された市民後見人の活躍機会が増えるように、市長申立案件以外での市民後見人受任（専門職後見人から市民後見人へのリレー方式）を行いました。

≫ 令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度の方向性

- 専門職後見人から市民後見人へのリレー方式の推進など、現在の取り組みの方向性を継続し、多様な人たちの権利擁護への参画と当事者の社会参加をめざしていきます。

今後推進する市民後見人のリレー方式について

専門職後見人…弁護士・司法書士・社会福祉士などが業として専門性を活かして課題解決

家庭裁判所
適切性を検討

リレー

審判決定直後、法的・福祉的に専門職による課題解決が必要な事例について、課題解決後は、より身近な市民後見人が強みを活かした関与を可能にしていく

市民後見人…地域共生の理念に適った、本人に身近な、本人に寄り添う身上保護など

行動2 意思決定支援の推進

≫第3次計画の方向性

医療・介護・福祉関係者を含んだ地域住民などが共同して、意思決定支援についての理解や合意形成を含めた、意思決定支援のための様々な環境整備を進めていきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地域型包括支援センター 医療機関 社会福祉協議会 行政 など	●「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」については、各地域型包括支援センターのほか、りんくう総合医療センターをはじめとした市内医療機関などでも配架協力するなど、医療関係者・福祉関係者で協力して周知に取り組んでいます。
市民後見人 専門職団体 社会福祉協議会 行政	●令和5（2023）年度には、基幹包括支援センターいずみさのが主催する法定外研修会として「意思決定支援」をテーマにした研修会を行い、介護支援専門員・相談支援専門員合計29名が参加しました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

●継続的な取り組みが必要であることから、現在の方向性を維持・継続します。特に、意思決定支援においては、本人、家族、医療・介護・福祉関係者の共通理解が重要であり、様々な場面や機会を活用して周知を図ります。

意思決定支援のめざすビジョン

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援を行うことを大切に考えた考え方です。障害者権利条約には、「私たちのことを私たち抜きに決めないで（Nothing About us without us）」というメッセージがあります。「私の人生を私として生きる」、すなわち、「希望どおりといかずとも、色々な間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられる」地域社会をめざします。

そのために、認知症・知的障害・精神障害の有無や後見人等や家族の有無に関わらず、あらゆる場面の関わりの中で、その人の意思を尊重して支えていくことが大切です。



（参考：厚生労働省「意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」より）

行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み

≫ 第3次計画の方向性

優れた取り組みをしている事業所が適切に評価され、従業員がやりがいと誇りを持つとともに、市民が安心して事業所を選べるように「良いケア実践」を関係者で共有し、互いに支援の質を高め合えるような環境づくりを進めます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会	●令和5（2023）年度に市社会福祉協議会が開催した「泉佐野市社会福祉協議会法人化 55 周年・福祉大会」では、講演会とあわせて、実践事例募集を行い、7事業所・団体の応募があり、活動紹介を行いました。発表事例については、市社会福祉協議会のWEBサイト上で公開されています。
専門職や介護従事者など	●専門職の自己研鑽と連携促進をめざして、福祉施設や医療従事者、介護従事者による勉強会や交流会などの活動が泉佐野市内でも取り組まれています。

≫ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 各主体の現在の取り組みを継続・強化していきます。
- 介護従事者の人手不足が表面化している中、長く仕事を続けられるような支え合いの取り組みを事業所間連携で行うことで、市民が必要な支援を受けられることができる地域づくりをめざします。

事業所の実践事例について、
詳細はこちらから確認できます。



行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます

≫第3次計画の方向性

社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業をはじめ、企業や市民からの寄付による食糧支援（フードバンク）の取り組みなどを相談支援機関間で情報共有を図ります。また、民間福祉活動による支援はあくまで緊急代替的な手段であり、各種制度やサービスの安易な代替手段とならないように、支援についての共通理解を図りながら、関係機関が協力して課題解決していくことをめざします。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉施設	●大阪しあわせネットワークによる生活困窮者レスキュー事業に継続的に取り組んでいます。
社会福祉協議会 NPO、社団法人 など	●新型コロナウイルス感染症流行に伴う経済活動の制限により、経済的困窮におちいった外国人が多かったことから、市社会福祉協議会・NPO・社団法人や農業団体などが協力して「外国人への食料配布事業」を令和3（2021）年度～令和4（2022）年度にかけて実施しました。
NPO	●新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰の影響など、様々な事情から食事に困る子育て世帯が増加しつつあり、このような世帯に対して、継続的に食料支援ができる方策として、官民連携により「コミュニティフリッジ泉佐野」を社会福祉センターの敷地内に設置し、令和5（2023）年9月より運営が始まりました。

事例紹介：「コミュニティフリッジ泉佐野」について

食料品・日用品の支給を必要とする人が、公共の場に設置された冷蔵庫において無償で提供される食料品・日用品を、人目を気にすることなく、24時間都合が良いときに取りに行くことのできる仕組みをコミュニティフリッジといいます。

「コミュニティフリッジ泉佐野」は、市が使用料無償で提供した土地において、「特定非営利活動法人キリンこども応援団」が主体的・自主的に運営する官民連携の形で実施しています。なお、「コミュニティフリッジ泉佐野」は「泉佐野市フードバンク活動推進事業」で、地域の企業や住民の方々よりご寄付いただいた食料品・日用品を提供し、地域における食料品日用品ロスのさらなる削減にも努めています。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- アフターコロナの状況にあわせて、既存の取り組みをそれぞれの団体で継続します。

コラム：コロナ禍における社会福祉協議会での特例貸付の状況について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から、渡航制限や緊急事態宣言による行動自粛の影響を受けて経済的・社会的影響を受けた国民を対象に、国では従来から社会福祉協議会が担っていた「生活福祉資金貸付事業」に特例貸付制度（緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付）を創設し、市町村社会福祉協議会を申請窓口としました。

当初は3か月最大60万円とされた総合支援資金の貸付期間は事後的に制度改定があり、最終的には、最大9か月180万円（と緊急小口資金最大20万円の合計200万円）の貸し付けを行う事業となりました。

本市では、令和2（2020）年3月25日から令和4（2022）年10月までの間で、延べ3,868件、合計貸付金額約15億円（郵便局・労働金庫での郵送申請分を含む）の貸し付けが行われました。窓口となった市社会福祉協議会では、その申請受付の窓口業務の急拡大に対応するための体制変更を行いました。一方、この貸付事業を通じて、外国人労働者や高齢者をはじめとした非正規雇用・不安定就労者といった生活困窮者と市社会福祉協議会との接点が増えたことにより、様々な新たな取り組みが始まる契機にもなりました。

令和5（2023）年からは、償還が始まっており、市社会福祉協議会では、生活困窮状況が改善していない債務者の生活支援フォロー事業にも取り組んでいます。

行動5 多様な「働く」を支援します

≫第3次計画の方向性

職場における障害などの理解が進むように、個別の環境整備支援を各主体が取り組んでいます。また就労にハードルのある方の採用にチャレンジできる企業を応援できるように、企業や雇用主と福祉専門職などとの学習会などの取り組みを進めます。

また、家庭と職場以外の第3のつながりがあることで、離職・退職に至る前での問題整理や解決ができる場合もあることから、就職した後の就労定着のフォローの場づくりも進めます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
福祉事業所・企業 支援機関 など	●福祉事業所や支援機関、企業などが集まって、各種会議や勉強会に取り組んでいます。
社会福祉協議会 など	●ひきこもり状態の人への相談支援事業における面談から、居場所づくり事業へ（P.78 参照）の参加支援を経て、就労支援に至るまで、伴走して関わっています。 ●就労定着のためのフォローについては、就労後も必要に応じて相談が可能であることを本人に伝えたり、就労先にその後の様子を教えてもらうなど、伴走支援の考え方の共有に取り組んでいます。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 企業や事業所での理解を進める合同勉強会などを通じて、支援機関と就労先とのネットワークづくりを図ります。



基本目標2 つながり支え合う地域をつくろう

行動1 住民同士の支え合い活動の推進

≫ 第3次計画の方向性

日頃から近隣住民同士がお互いに気かけ合える地域づくりを進めながら、身近な地域において住民同士がつながることができる見守り活動や、住民主体による交流や居場所づくりの活動を継続、拡充します。

支える側、支えられる側が固定されない、誰もが役割を持って主体的に参加できる場となるよう、高齢者の介護予防の視点を持った担い手の発掘などの工夫も必要です。

また、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域をめざし、既存のサービスや施策での対応が困難な生活上の困りごとに対応できる新たな活動の開発や、多様な活動主体が支え合い活動に参画できるように取り組みます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地区福祉委員会 町会・自治会 長生会 など	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う緊急事態宣言などにあわせて、人流の抑制が要請され、地域におけるグループ支援活動などの交流活動は休止を余儀なくされました。しかし、そのような中でも、泉佐野市内のボランティアの方々は工夫をして見守り対象者への個別訪問活動を継続しました。 ●高齢者の閉じこもりを防ぐために、コロナ流行下においても、それぞれの創意工夫によって交流活動の継続を図った地域も多くなりました。 ≪工夫の例≫ <ul style="list-style-type: none"> ・換気や消毒など、感染症対策を徹底した開催 ・会話中心ではなく、手芸などを一緒に行う ・屋外での交流活動を行う ●令和5（2023）年5月の新型コロナウイルス感染症の感染法上分類の変更に伴い、地域でのグループ支援活動は徐々に再開されつつあります。 ●コミュニティカフェ（地域交流カフェ）の実施においては、フードバンクから食材提供を受けるなど、NPOとの連携事例も増えてきています。
NPO ボランティアグループ など	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂の取り組みが市内各地で広がっています。また、子ども食堂間のネットワーク化にも取り組んでいます。

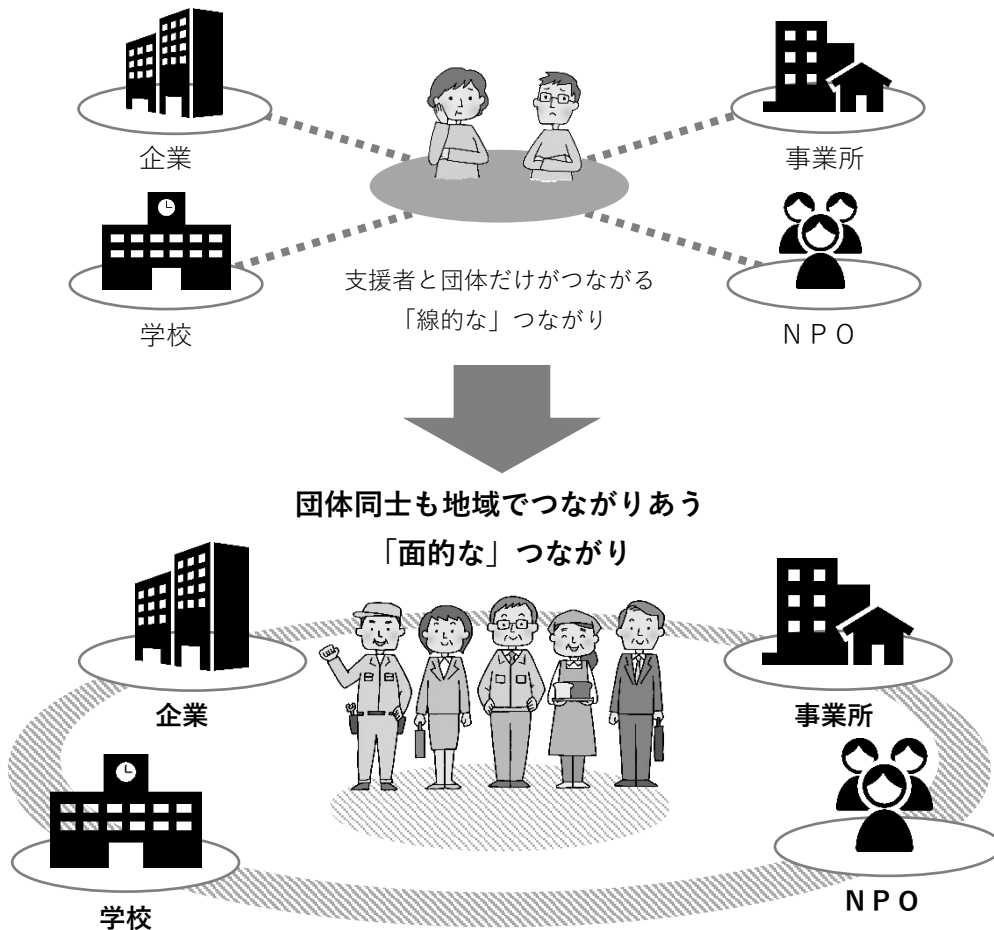
活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会 NPO	●新型コロナウイルス感染症の流行を通じて、外国人住民の孤立などが明らかになったことから、外国人住民同士が交流する「インターナショナルエクステンジ」に取り組みました。

≫ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 令和3（2021）年度～令和4（2022）年度においては、各地域での活動が縮小しましたが、令和5（2023）年度からは回復傾向にあります。令和6（2024）年度以降も、地域での交流の大切さを改めて共有し継続します。
- 高齢化や人口減少の中で、「支える側」「支えられる側」を年齢などの属性で固定的に考えない視点を大切に、みんなが継続的に参加できる活動のあり方（介護予防など）を検討します。

新たな担い手の発掘と様々な団体との協働がめざすビジョン

市域全体で担い手の減少と新たな担い手の確保が課題となっています。そこで、自分たちだけでなく地域の内外の様々な団体と手をつなぐことで、それぞれの得意分野を活かした新たな担い手として活動できました。地域住民だけでなく多くの方々に地域を支える仕組みができあがります。



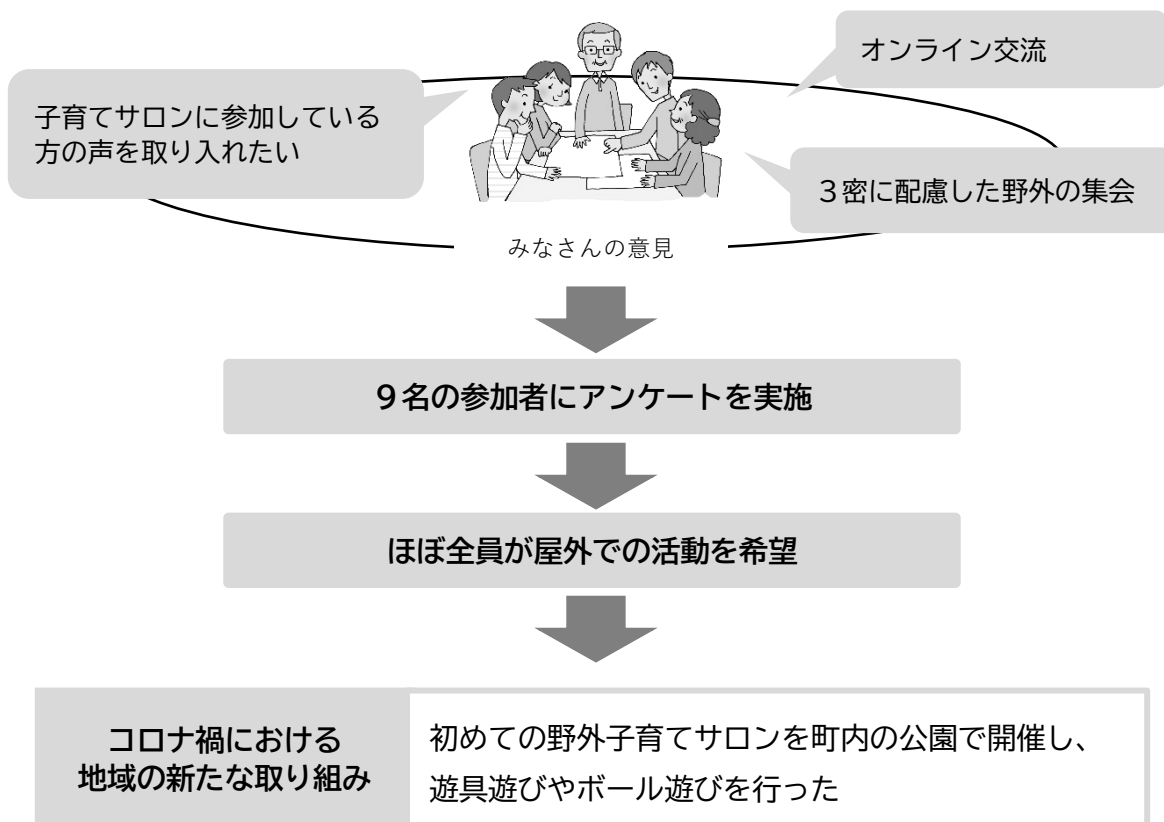
コロナ禍で感染症対策の工夫を行った地域活動の事例紹介

地域の暮らしを話す会（住民座談会）で出た意見を参考にしながら、具体的な取り組みにつながった事例が生まれてきています。

事例：小ざくらネット（二小地区福祉委員会） ～協力員・子育てサロン参加者の声をカタチに～

テーマ「コロナ禍における地域活動について」

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域の暮らしを話す会が対面で開催できなかったので、アンケート形式で実施。



★参加者の声



行動2 防災活動のネットワーク化

≫ 第3次計画の方向性

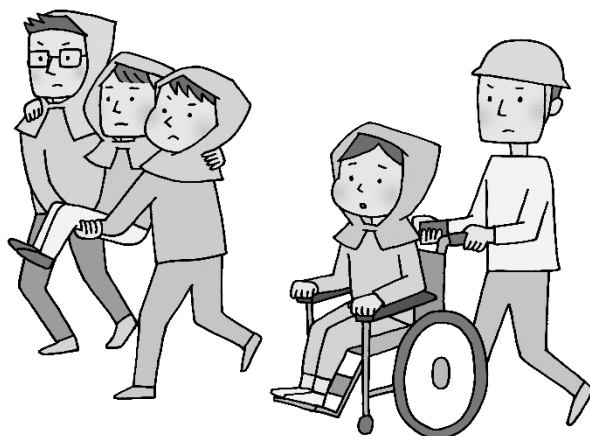
自然災害などの非常時の助け合いができるようにするためには、日頃からの顔の見える関係づくりが大切です。福祉関係機関（団体）と災害・防災関係機関（団体）が協働して、災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の体制づくりを進める必要があります。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会 行政 介護事業所 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">●地域の絆づくり登録事業（災害時要援護者名簿）と避難支援計画作成の推進を図るために、市社会福祉協議会・泉佐野市地域共生推進課・危機管理課の三者で定期的に協議の場を設けています。●協議の場での議論を通じて、令和3（2021）年度からは「地域と福祉施設の協働研修」として、自主防災組織・介護事業者の合同研修会を企画・実施しています。
企業・団体 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●発災時には、災害ボランティアセンターを開設する役割を持つ市社会福祉協議会では、近年の防災施策の流れを受けて、各種団体と災害時応援協定の締結を行いました。
ボランティア 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●災害時事前登録ボランティアに、情報発信や研修を行いました。●災害発生時には、他市へボランティアワゴンを実施しました。

≫ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 協働研修については、これまで未実施の地区・施設で行い、広く市内に広がるような働きかけを行います。
- 外国人住民の増加も踏まえ、外国人住民に対する防災・災害支援団体間のネットワークづくりも進めます。
- 各種団体やボランティアなどと、災害時のボランティア活動について、学ぶ機会を実施します。



行動3 地域貢献団体の見える化

≫第3次計画の方向性

地域貢献、社会貢献団体がどのようなことができ、どのようなことをしたいと考えているのかを、見えるかたちでつくっていきます。団体の活動趣旨やできることが周囲に伝われば、よりスムーズに必要なニーズとのマッチングができ、課題解決や新たな福祉活動の取り組みが生まれると考えられます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
企業・事業所など 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会と企業などとの間で、地域課題を共有し、新たな取り組みが始まった事例や、既存の福祉活動に支援を行ってもらえた事例がありました。<ul style="list-style-type: none">・スーパーマーケット内のスペースを活用した認知症カフェや男性の地域参加講座の開催・エコキャップ回収活動への参加

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 関係者で共有できるツール（様式）の開発などに取り組みます。

地域で展開されている企業と協力した福祉活動の例



地域課題「高齢男性の孤独対策」と企業の社会貢献「集まりやすい会場（スーパーマーケット内の会議室）を提供」を掛け合わせ、男性向け料理教室（男性対象の珈琲講座など）を開催しました。

市社会福祉協議会では、エコキャップ回収を通じてリサイクル意識の推進と、福祉活動への支援を進めています。身近なところで取り組みやすい活動として、企業での参画が増えています。



行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる

≫第3次計画の方向性

児童・学生を含めた誰もが、社会とのつながりの中で安心・安全に過ごすことができる居場所の確立をめざしていきます。「居場所」からそれぞれの一步を踏み出すことができるように、一人ひとりの生きづらさに寄り添いながら様々な機関や資源と連携して本人のエンパワーメントを促していきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
NPO ボランティアグループ 等	●市内で子どもの居場所づくりやフリースクールなどに取り組む団体が増えてきています。
社会福祉協議会	●生きづらさを感じている方々（ひきこもりがち、コミュニケーションが苦手など）が安全・安心な場で、人と出会い、お互いを知り、つながることで、“ここに来るとほっとする” “ありのままでもいいんだ” と感じることができる場づくりをめざして、「りれーしょん」（居場所/月1回）及びテーマ別活動（ボランティア、ハイキングなど/不定期）を開催しました。 ●当事者・家族・支援者支援として、「ひきこもり講演会」及び「ひきこもりU×ラウンジ」を実施しました。 ●多様なつながりや活動の広がりが生まれるよう、縁起サポーターの募集を行っています。 ●居場所づくり事業の取り組みを通じて、支援機関の相談員には、生きづらさを感じている当事者の適切なアセスメントに加え、その人が参加しようとしている「居場所」を理解し、丁寧につないだうえで、その場が当事者にとってどのような存在になっているかを事後的にも把握し続け、次のステップを一緒に考える「伴走支援」の考え方が重要だということがわかりました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 様々な生きづらさを感じている人たちの支援している各相談支援機関の相談員や行政職員が、参加支援や伴走支援について理解し、相談援助技術を向上させ続ける必要があることについての共通理解形成に取り組めます。
- 市社会福祉協議会では、今後も、様々なテーマの新たな当事者活動を支援していけるような事業検討を行います。

事例紹介：生きづらさを感じている方々のつながり支援事業「縁起プロジェクト」

市社会福祉協議会では、「縁起プロジェクト」として、ひきこもりがち、人とのコミュニケーションが苦手など、生きづらさを感じている方々の居場所づくりを行っています。人と出会い、お互いを知り、つながることで、“ここに来るとほっとする”“ありのままでもいいんだ”と感ずることができる場づくりをめざしています。

多分野連携・協働の取り組み（プロジェクト）として、様々なメニューに取り組んでいます。

【主な活動】

◎りれーしょん（月1回）

自由に過ごせる居場所。出入り自由です。

◎自由活動（不定期）

ウォーキング、園芸などの季節行事や、ボランティア活動など折々での活動をしています。



◎ぷらっとほーむ通信

- ・公式LINE

メンバーへの情報提供として、スタッフ紹介や活動報告を行っています。（クラウド形式で実施）

◎当事者・家族・支援者支援

ひきこもりU×ラウンジ、ひきこもり講演会などを開催しています。



縁起サポーターとの連携

縁起プロジェクトの思いに共感し、一緒に参加できる体験の提供など、活動にご理解・ご協力いただける方に、縁起サポーターとして登録いただき、活動いただいています。例) 料理や音楽などの趣味や特技を活かし、一緒に楽しむなど

基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう

行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

≫ 第3次計画の方向性

ボランティアに取り組まれている方や、ボランティア活動先の情報を集約し、「見える化」をめざします。多種多様なボランティア活動先が生まれやすい環境の整備と新たなボランティア活動先の開拓を進めていくとともに、幅広い世代が、自身の生活状況に合った活動ができるようなコーディネート体制の構築に向けた検討を行っていきます。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
ボランティアセンター 社会福祉協議会	●新型コロナウイルス感染症対策から、これまで行われてきた社会福祉施設でのボランティア活動の大半が休止になりました。その中で、感染症対策に留意し、工夫しながら活動に取り組みました。

コロナ禍でのボランティアセンターの活動事例紹介

新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、令和2（2020）年以降、社会福祉施設ではボランティアの受け入れを制限せざるを得ない状況が続いていました。

そのような中で、新たなボランティアの形として、対面ではなく、手芸や作品を通じて、ボランティアと福祉施設との交流を継続するとともに、ビデオ会議システムなどのICTツールを使った交流活動などを模索して取り組んできました。

また、ボランティア活動を、ボランティアグループやNPO団体などのボランティア活動の取り組みを動画配信サイトにて配信を行い、活動の魅力発信に努めました。



オンラインでの施設入所者との交流

福祉施設と社会福祉センターをビデオ会議システムでつなぎ、一緒にポッチャを行って交流しました。



手芸で地域に貢献

福祉施設などでの交流が難しいコロナ禍において、認知症の人への連帯の気持ちを示す「オレンジブレスレット」をサロンドボランティアの登録ボランティアや看護学生たちが作っていただきました。



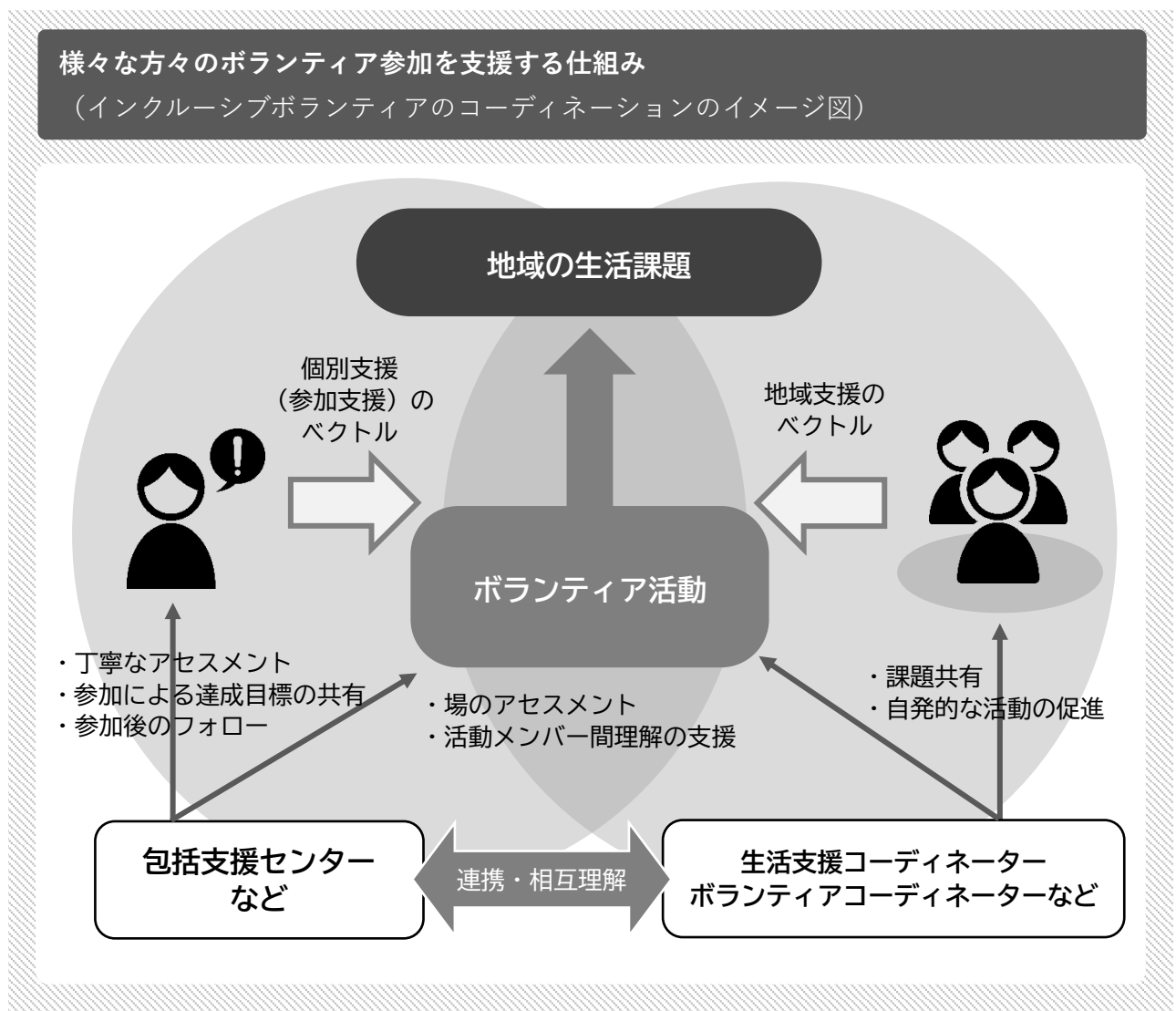
ボランティア活動の魅力発信を目的に動画で公開

イベントなどで、ボランティア活動の普及・啓発が難しい中で、動画配信サイトを活用し、様々なボランティア活動の魅力発信を行いました。[こちらから閲覧できます](#)➡



≫ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 市社会福祉協議会では、ボランティア活動についての、より効果的な情報提供と丁寧なコーディネーションが可能な体制づくりをめざした取り組みを行います。
- 各相談支援機関では、生きづらさを抱えた当事者のエンパワーメントの一環としてボランティア活動をはじめとした「参加支援」に取り組むとともに、ボランティア活動支援機関においては、多様な背景を持った方々がボランティアとして参加できるような合理的配慮を行えるような取り組みを推進します。このとき、参加支援においては、丁寧な調整による社会参加機会創出の支援が求められることから、「包括的相談支援」（いわゆる個別支援）の視点からのアプローチと興味・関心から始まる活動支援（いわゆる地域支援）の視点からのアプローチ論や役割の違い（下図参照）をはじめとした、関係者の共通理解の形成にも取り組みます。



行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動

≫第3次計画の方向性

募金・寄付が地域のためにどのように活用されどのような効果が生まれているのかを住民の方が実感できるような発信を行っていきます。また、募金・寄付活動が身近な存在となり、気軽に活動に取り組むことができるような仕組みづくりを検討していきます。そのために多種多様な団体と連携し、組織的な取り組みとして行っていきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地区募金会	<ul style="list-style-type: none">●赤い羽根共同募金運動は、新型コロナウイルス感染症による行動制限要請のために従来の街頭募金の手法が困難になりましたが、支援学校と連携を行い、学生に周知用ポスターを作成いただき、商業施設で出展をするなど、新たな形での募金活動に取り組みました。●令和3（2021）年度より、地域に根差した住民・ボランティアによる活動を応援する事を目的に、「いずみさの福祉活動応援助成金」を新たに創設し、様々な団体が共同募金の助成を活用しながら地域福祉活動を行うことができる仕組みづくりを行いました。
企業 NPO 社会福祉協議会 など	<ul style="list-style-type: none">●新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的困窮者に注目が集まった結果、フードバンクやフードパントリーの取り組みが市内でも広がりました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 地域ニーズを把握している相談支援機関と寄付の窓口団体との間のネットワーク化による現物寄付の受け入れ拡大について検討を行います。
- 募金・寄付活動が民間活動として、身近な存在として意識してもらうために、住民組織団体、NPO、企業などの多種多様な団体が参画できる場の設定を検討していきます。
- 多様化する寄付活動や適切な寄付のあり方について、寄付をする側・寄付を受ける側が、学ぶ機会を検討していきます。

事例紹介：想いが紡ぐ ウクライナ支援じゃがいもプロジェクト

一人のボランティアの想いがつながり、同じ目的があったことで、多くの方が主体的に取り組めた寄付活動の事例を紹介します。

令和4（2022）年にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、民間人を含め多くの犠牲者が出ており、多くの方々が国外への避難を余儀なくされるなど、深刻な人道危機に直面しています。

農家であるボランティアから「じゃがいもを使って支援ができないか」と市社会福祉協議会に相談があり、「ウクライナ支援じゃがいもプロジェクト」として始動しました。

じゃがいもは、寄付金のお礼品として活用し、多くのボランティアの協力のもと、収穫やじゃがいものお礼品準備をボランティア活動として行いました。

166名のたくさんの方より寄付のご協力をいただき、本市を通じて日本赤十字社に寄付を行っています。



行動3 福祉教育にみんなで関わろう

≫第3次計画の方向性

一人でも多くの人々が「福祉」に関心を持ち、日頃からお互いに助け合う気持ちを育むことが、地域活動の担い手を育成することにもつながります。

「福祉」が特別のことではなく誰もが自分のこととして「ふだんのくらしにしあわせを」ととらえることができるよう支え合い、学び合う機会をつくります。

世代を超えて多くの人々が福祉教育の場に関わることができるよう、当事者や学校などの関係機関、団体とのネットワークづくりを行います。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●福祉教育に関する部署横断のプロジェクトチームをつくり、組織としての方向性を整理しました。●市社会福祉協議会のこれまでの福祉教育の取り組みを教育委員会や学校の担当者と共有する機会を設けました。●福祉施設や当事者と一緒に福祉教育プログラムづくりに取り組む機会が徐々に増えてきました。●市民に向けて、認知症や依存症、自殺予防などの社会課題について知り、支え合いのためにできることを知ってもらうための各種講座を開催しました。●助け合う気持ちを育むために、まず「自分が助けられてもいいんだ」と知ってもらうことを目的に「こどものSOS出し方教育」に取り組みました。
認知症 キャラバンメイト (介護事業所、社会福祉協議会) など	<ul style="list-style-type: none">●認知症サポーター養成講座の講師役を務める認知症キャラバンメイトは、市内の介護事業所に勤める職員を中心に、養成研修を受けたボランティア講師によって活動しています。●小学校や市民交流センターなどで、認知症キッズサポーターの養成講座開催に取り組みました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

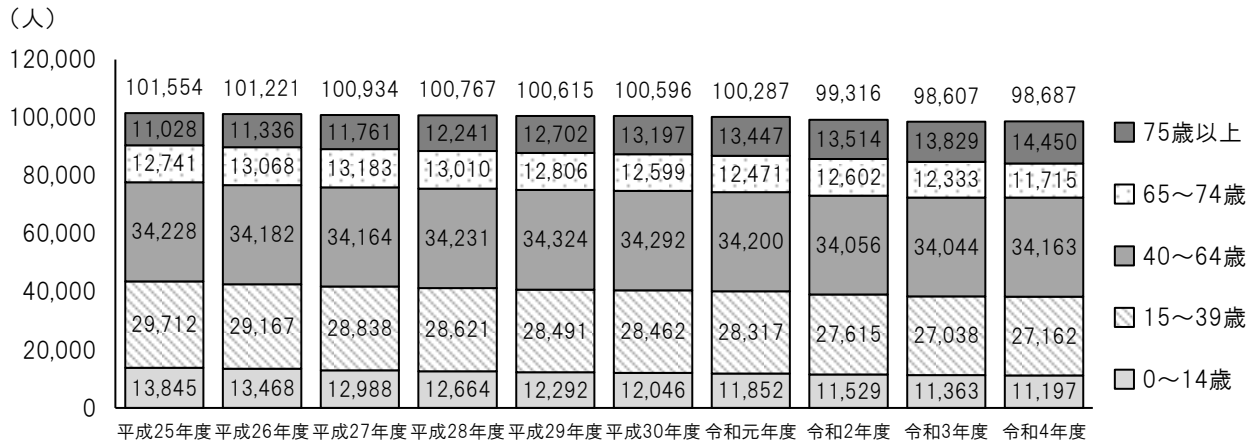
●市社会福祉協議会としては、現在の取り組みの方向性を継続し、関わってくれる人を増やしていく取り組みを行います。

●当事者や福祉関係者などによる社会課題（生活課題）を発信する（知ってもらい、一緒にできることを考えてもらう）取り組みについて検討します。

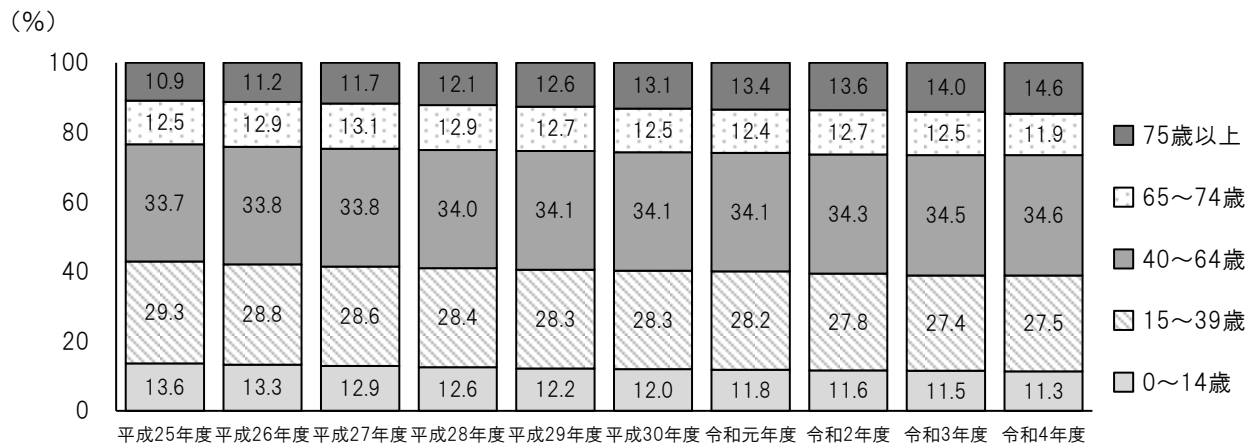
1 関連統計データ

(1) 年齢別人口の推移

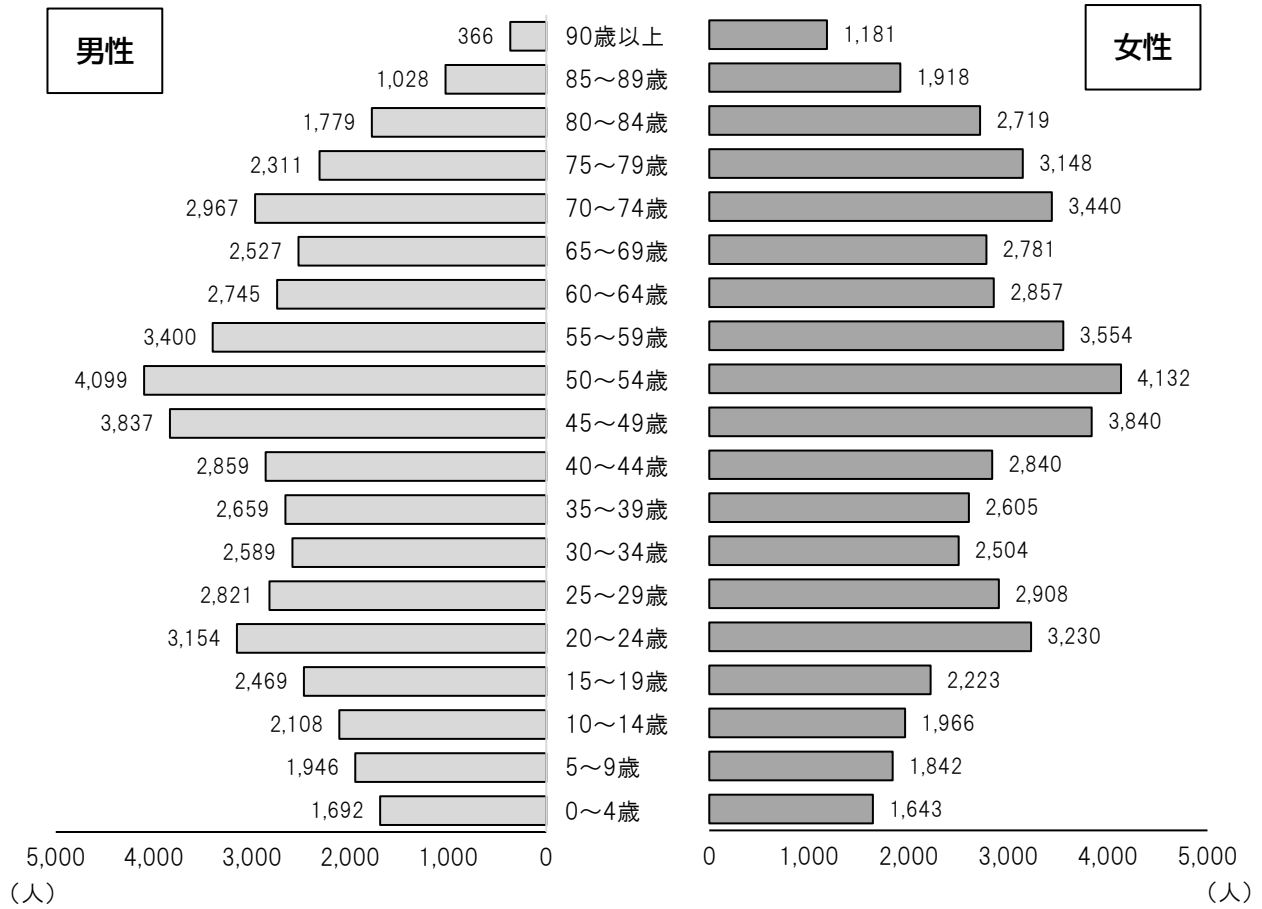
■年齢5区分別人口の推移



■年齢5区分別人口割合の推移



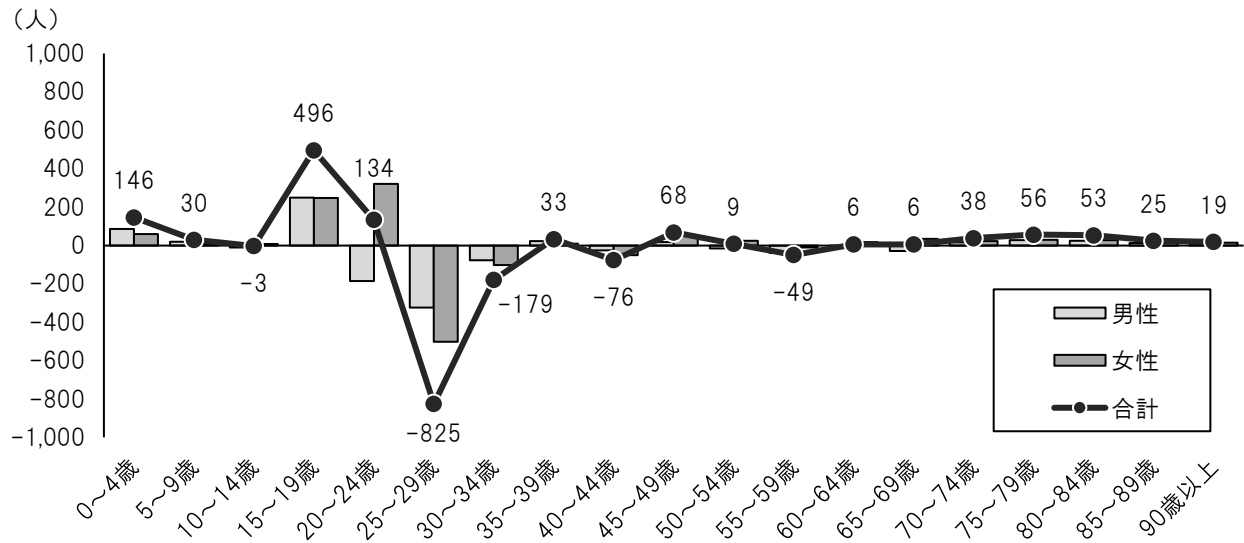
■人口ピラミッド（令和5（2023）年3月末時点）



資料：住民基本台帳

(2) 社会移動の状況

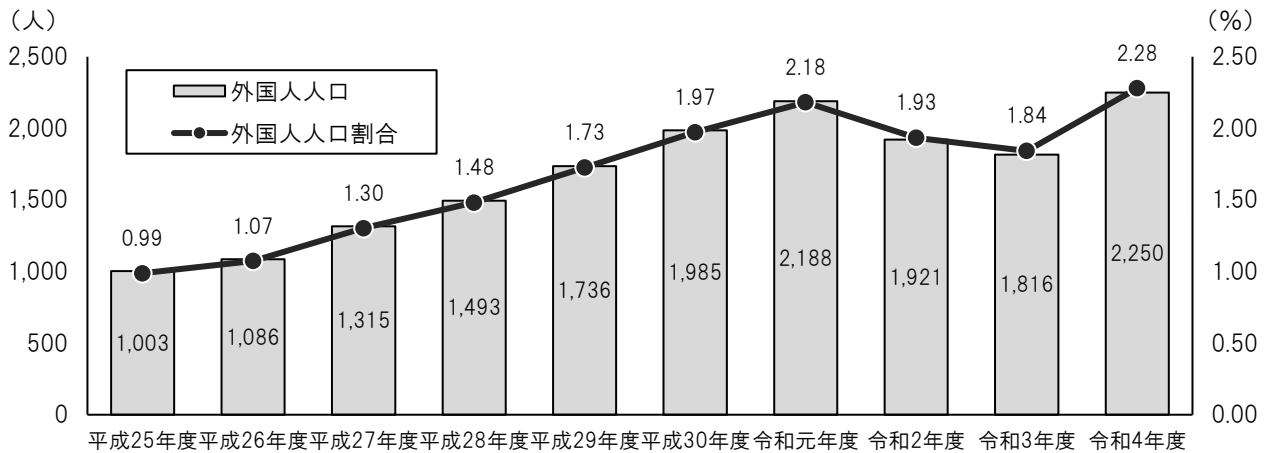
■平成30（2018）年～令和4（2022）年の年齢別転入超過数（累計）



資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 外国人住民の推移

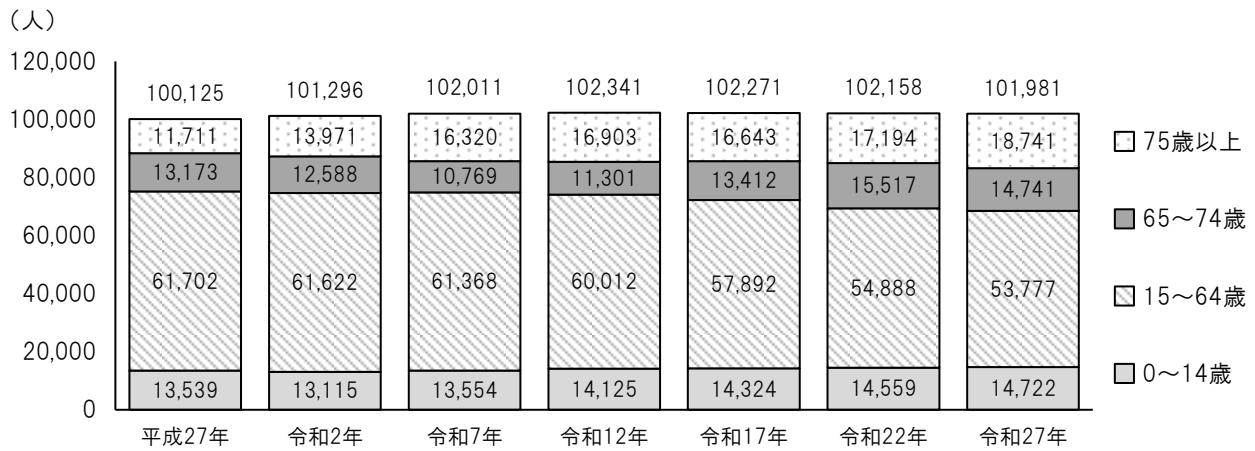
■外国人住民の推移



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

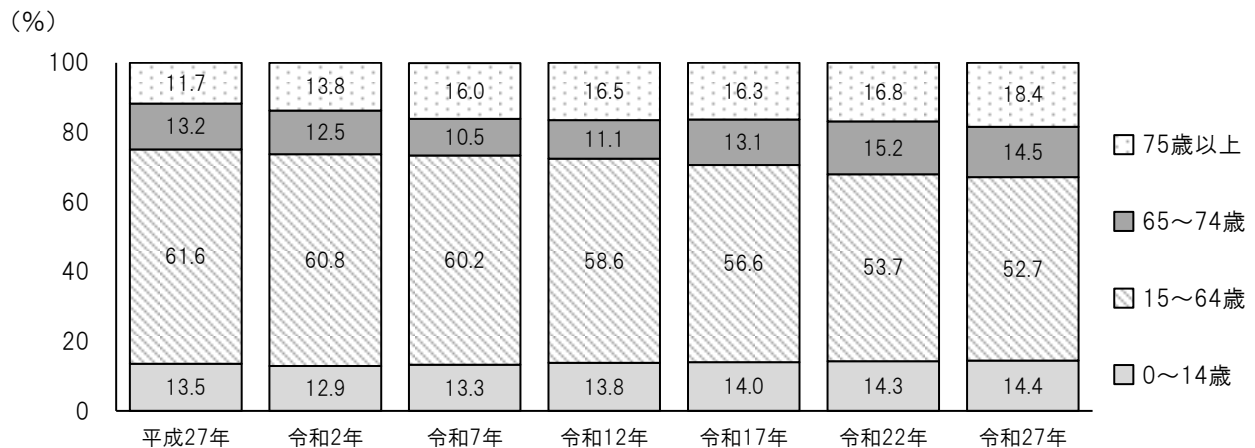
(4) 人口の将来展望

■年齢4区分別推計人口の推移



資料：平成 27（2015）年 10 月泉佐野市人口ビジョン

■年齢4区分別推計人口割合の推移

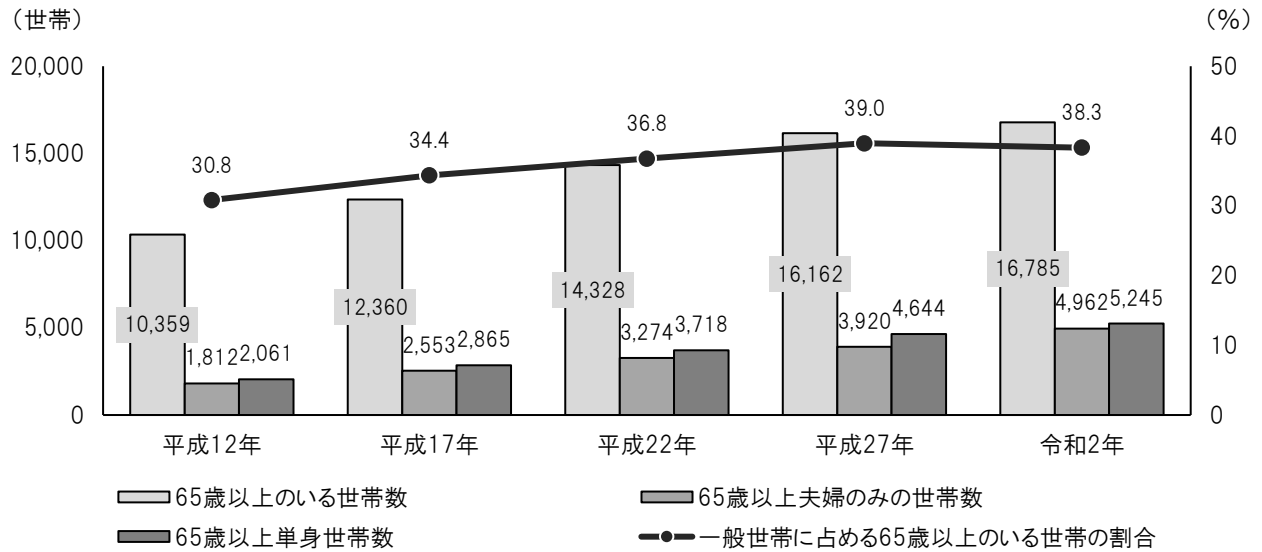


資料：平成 27（2015）年 10 月泉佐野市人口ビジョン

※推計人口は国勢調査に基づく人口のため、平成 27（2015）年の人口は P. 85 の住民基本台帳人口とはやや異なっています。

(5) 高齢者世帯の推移

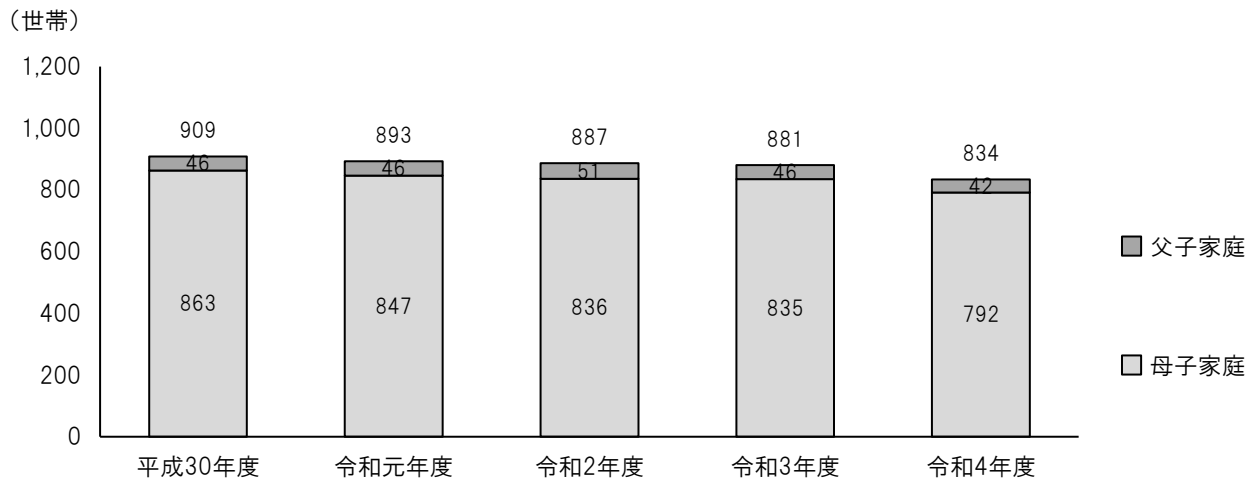
■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

(6) ひとり親世帯の推移

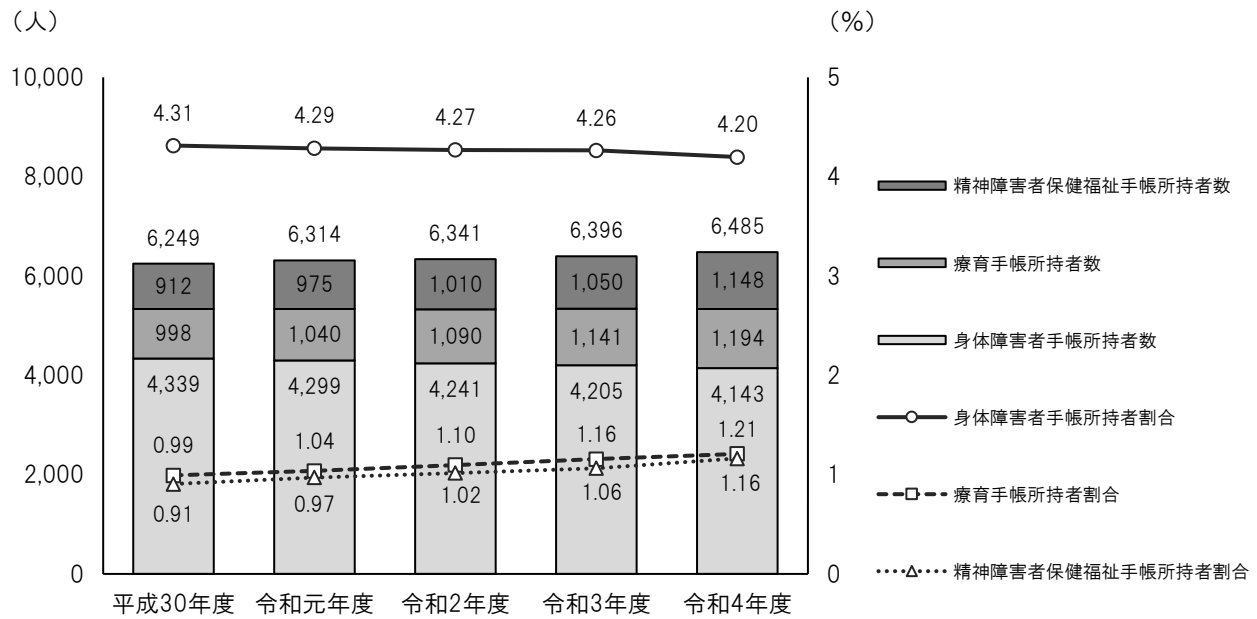
■ひとり親世帯数の推移



資料：子育て支援課（各年度末時点）

(7) 障害者数の推移

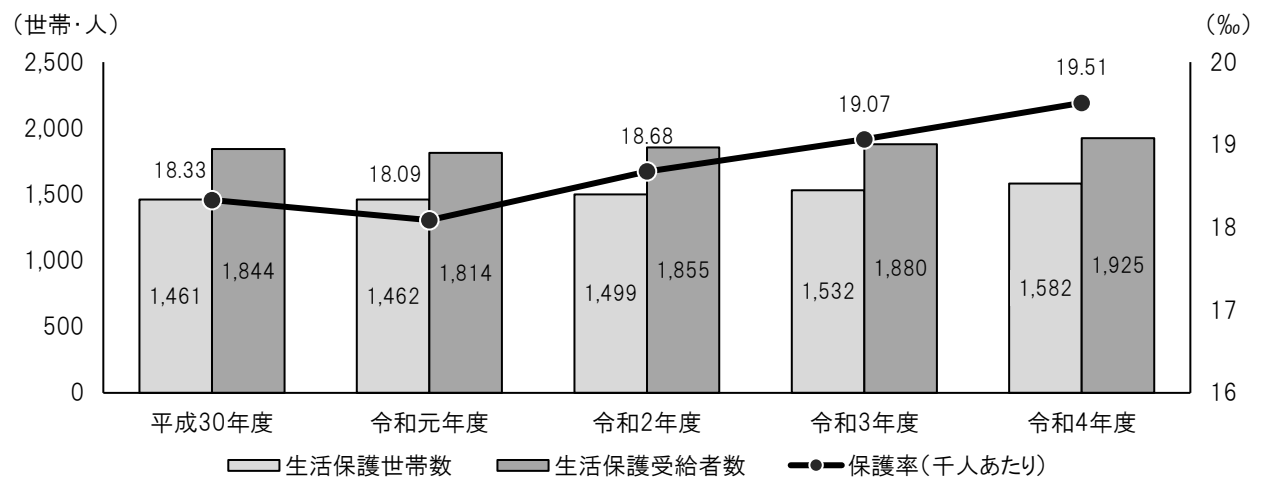
■障害者手帳所持者数の推移



資料：地域共生推進課（各年度末時点）

(8) 生活保護受給者数

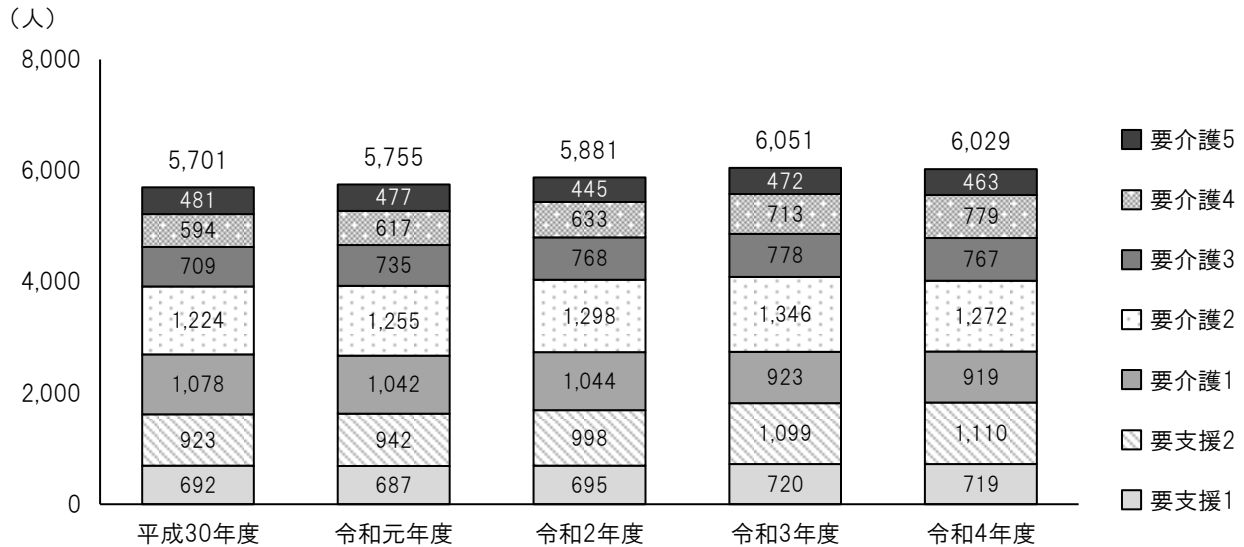
■生活保護受給者数の推移



資料：生活福祉課（各年度末時点）

(9) 要支援・要介護認定者数

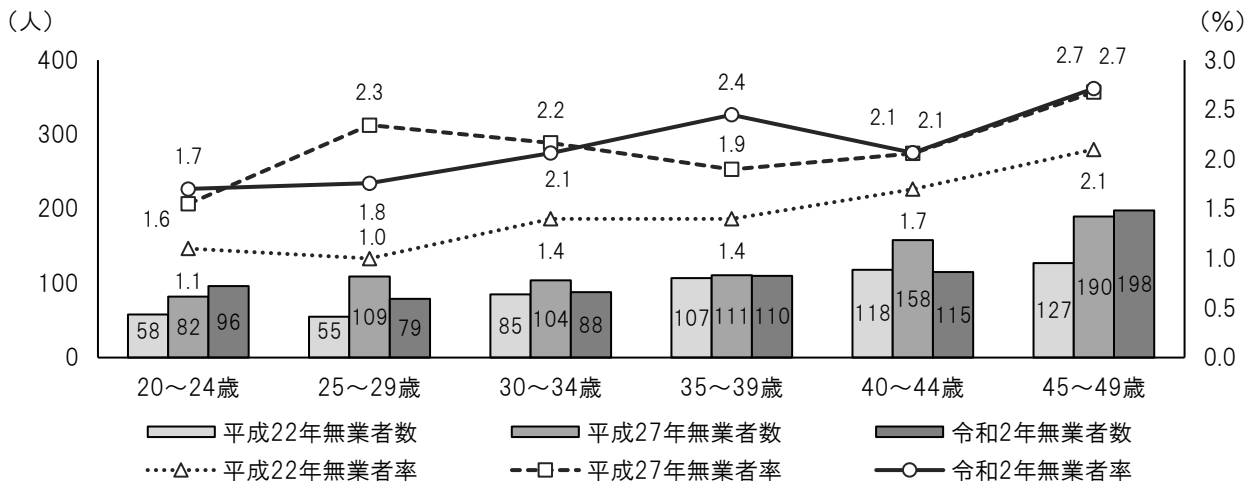
■要支援・要介護認定者数の推移



資料：平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和 3（2021）年度～令和 4（2022）年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

(10) 無業者数

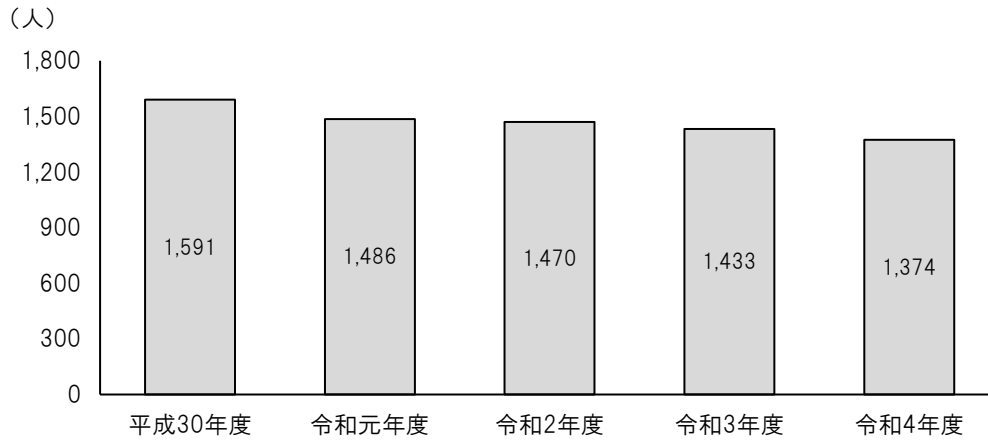
■無業者数の経年比較



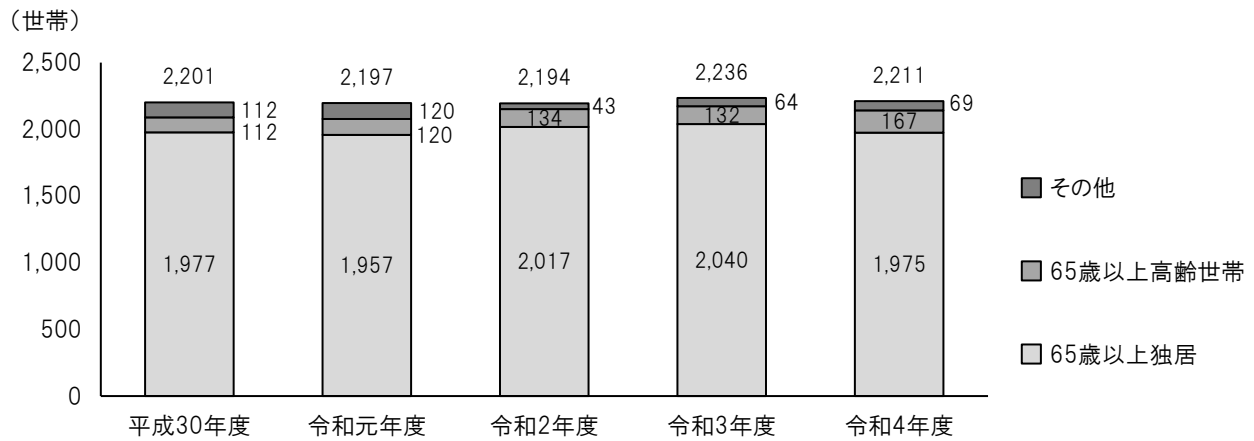
資料：国勢調査

(11) 地域福祉活動の状況

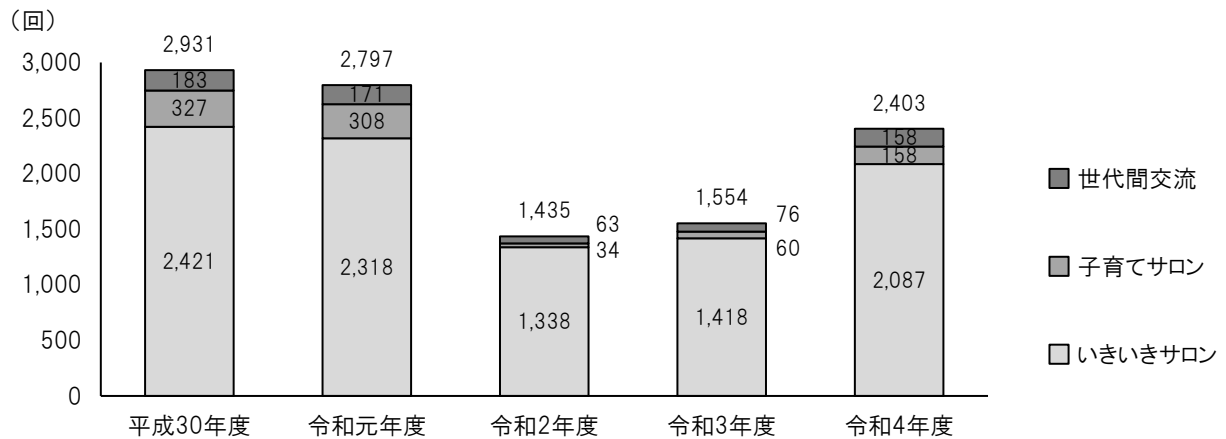
■地区福祉委員会の登録協力員数



■個別訪問活動ネット対象世帯数



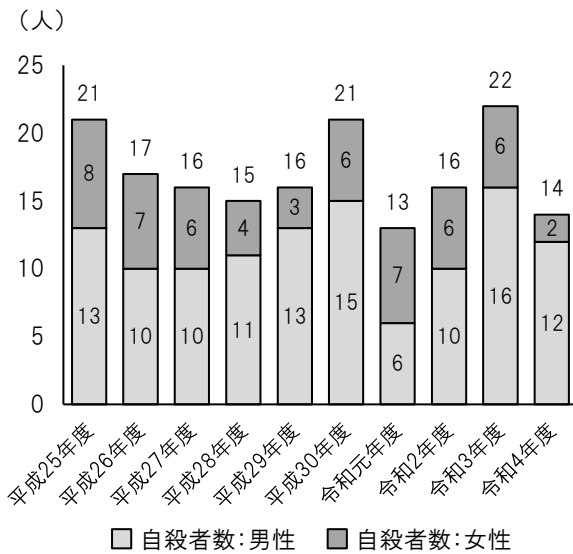
■グループ支援活動開催数



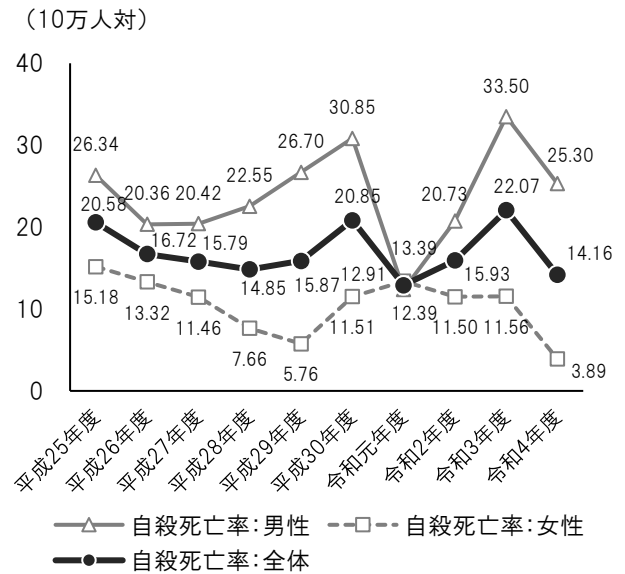
資料：地域共生推進課（各年度末時点）

(12) 自殺に関する統計

■直近 10 年間の自殺者数の推移

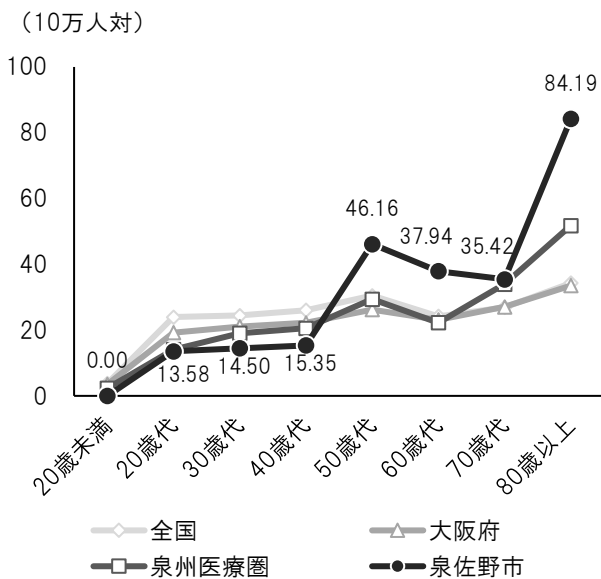


■直近 10 年間の自殺死亡率の推移

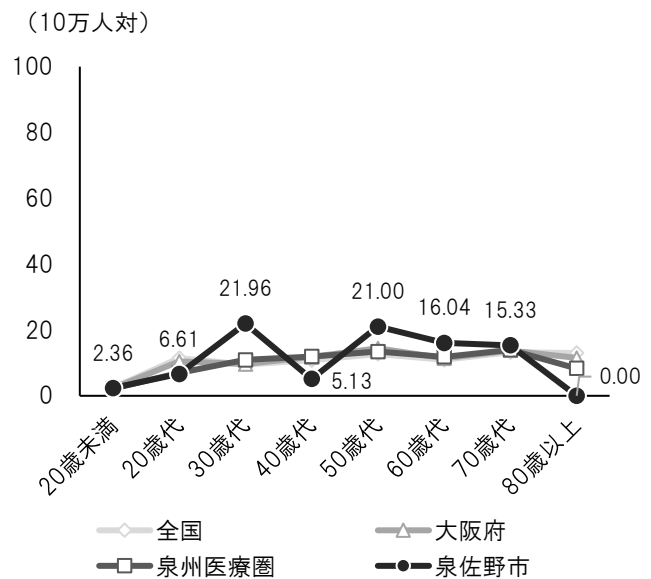


資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

■男性：年齢別自殺死亡率の比較

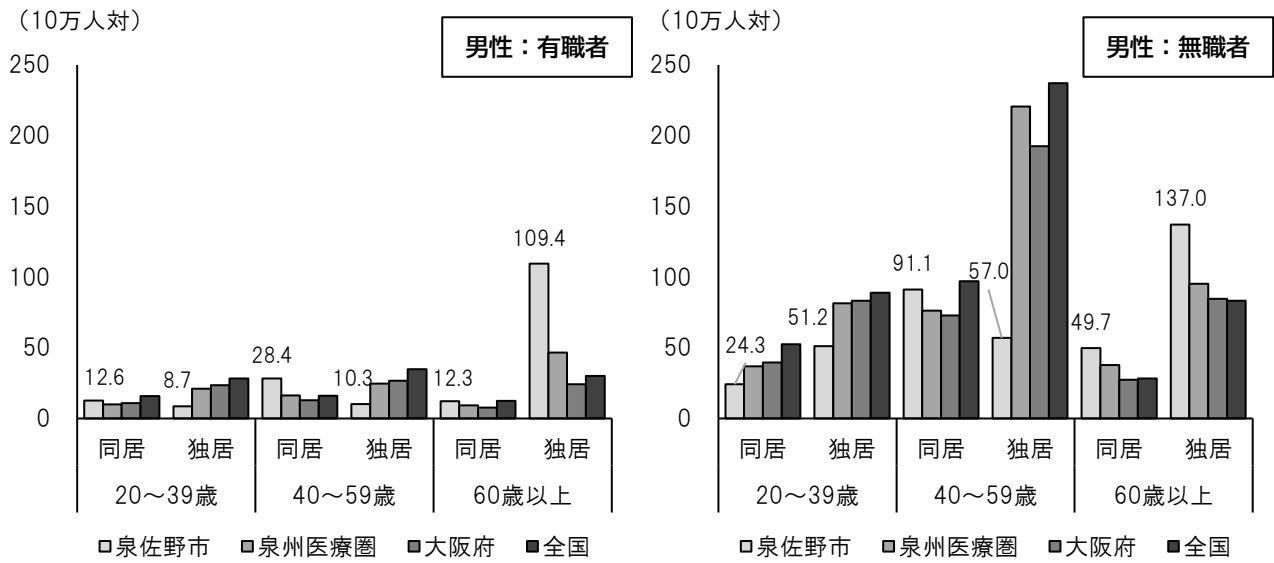


■女性：年齢別自殺死亡率の比較



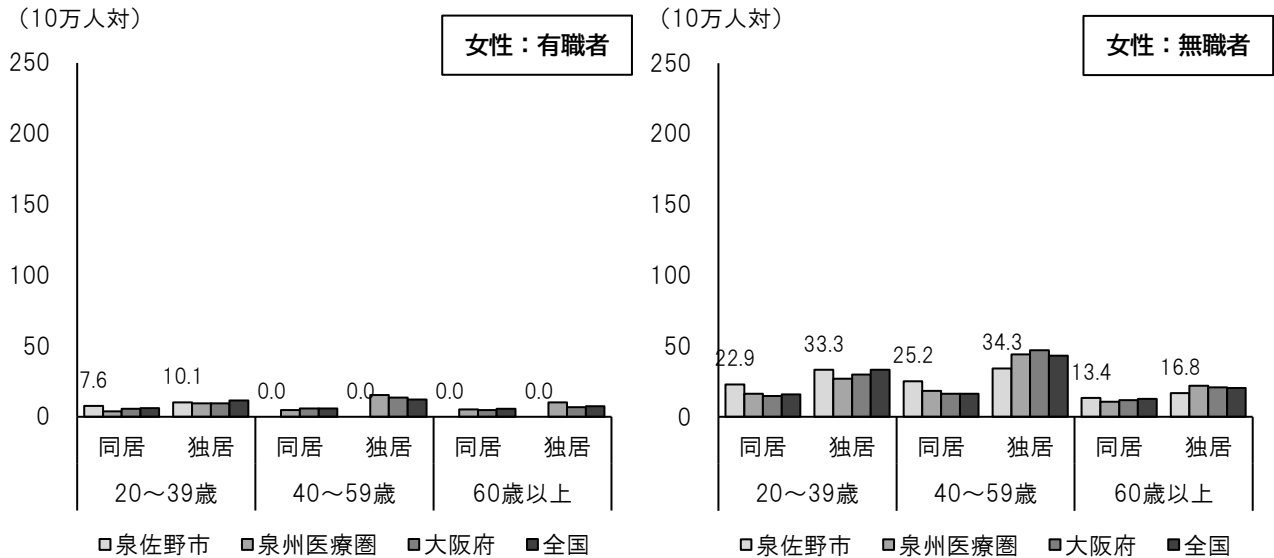
資料：地域自殺実態プロファイル（平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの数値を掲載）
※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

■男性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較



資料：地域自殺実態プロファイル（平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの数値を掲載）
 ※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

■女性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較

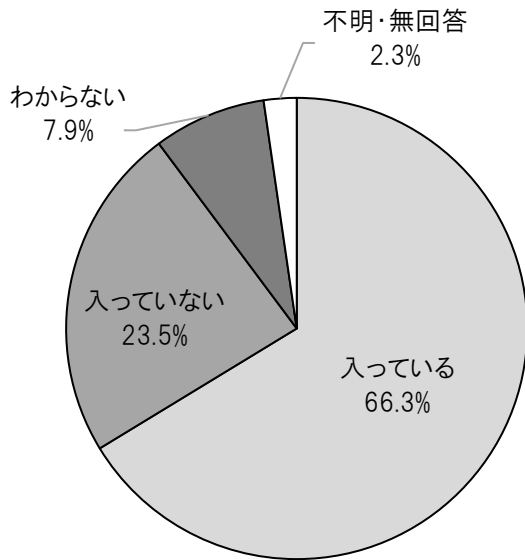


資料：地域自殺実態プロファイル（平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの数値を掲載）
 ※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

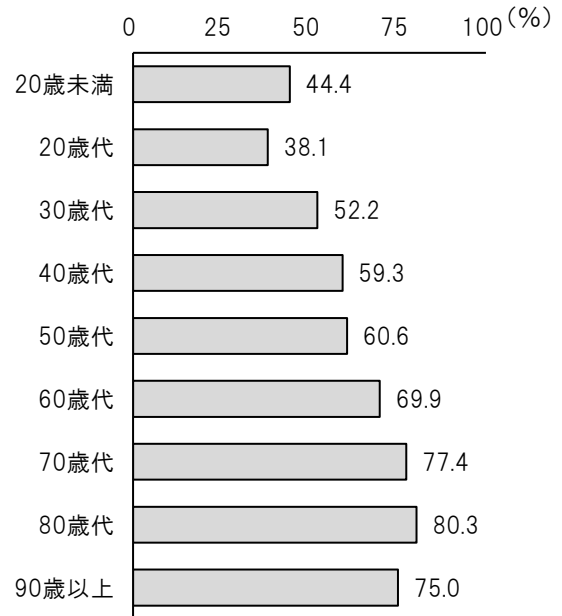
2 アンケート調査結果

(1) 町会・自治会への参加

■町会・自治会への参加



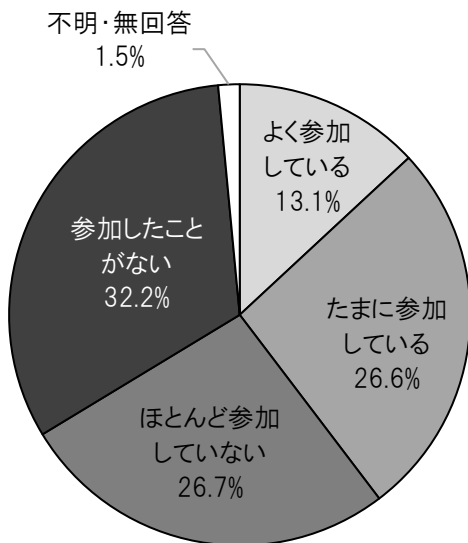
■町会・自治会への参加×年齢



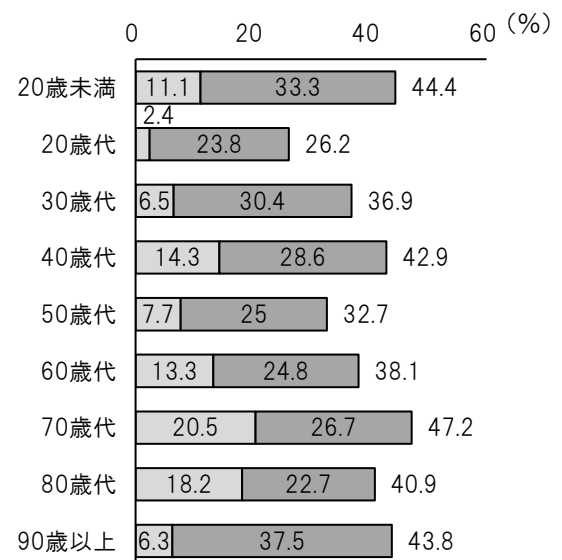
※右グラフは「入っている」のみ掲載

(2) 地域の行事やイベントなどへの参加

■地域の行事やイベントなどへの参加



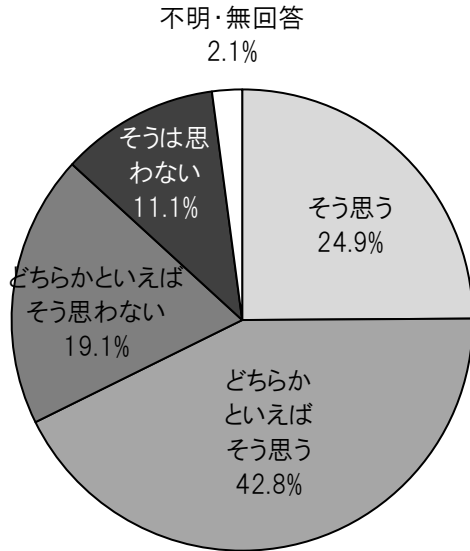
■地域の行事やイベントなどへの参加×年齢



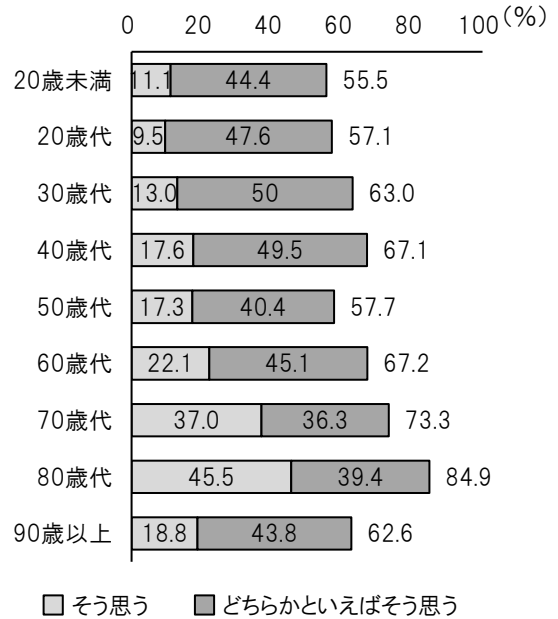
□ よく参加している ■ たまに参加している

(3) 住んでいる地域の人々は日頃から気遣ったり声をかけ合ったりしているか

■住んでいる地域の住民の関係性

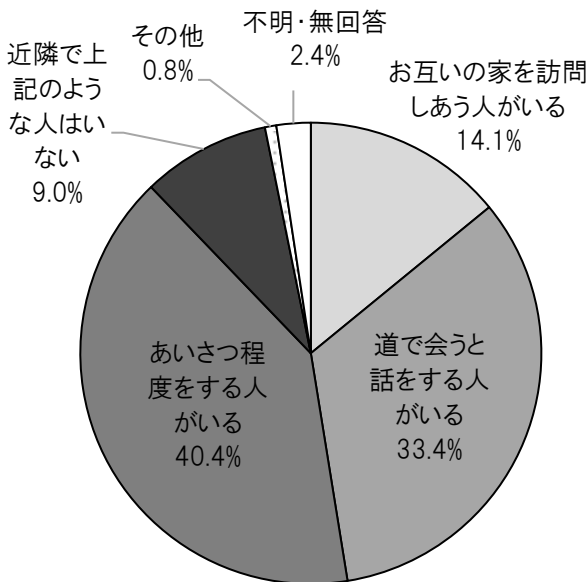


■住んでいる地域の住民の関係性×年齢

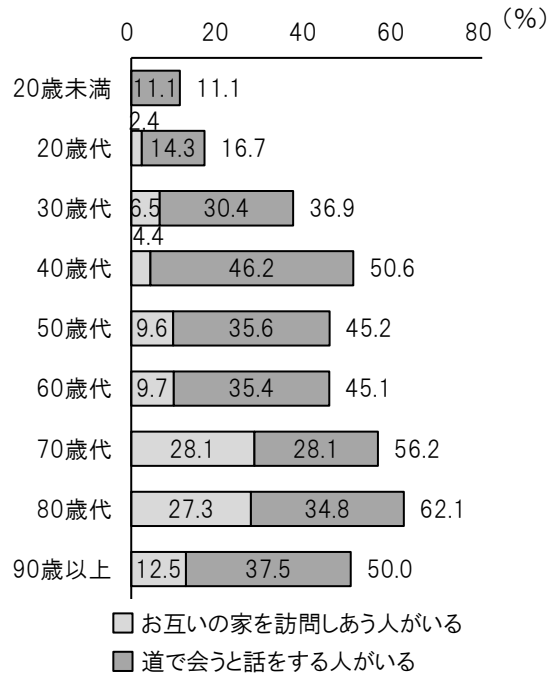


(4) ご近所との関わり方

■ご近所との関わり方



■ご近所との関わり方×年齢



(5) 日常生活での悩みごとや困りごと

■日常生活での悩みごとや困りごと×性・年齢

単位:%	家族関係の不和	子育てに関すること	家族の介護・看病等	自分の病気の悩み	経済的な問題	仕事の不振	職場の人間関係	長時間労働等、労働環境に関すること	交際関係(恋愛)に関すること	学校に関すること(いじめ、学業不振等)	進学・就職に関すること	孤独感に関すること	性自認・性的志向に関すること	その他	
全体	12.5	14.2	20.9	32.1	32.4	8.4	10.8	7.1	0.7	1.0	4.4	10.8	0.3	9.1	
男性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	
	20歳代	60.0	20.0	0.0	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30歳代	25.0	12.5	0.0	25.0	75.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	
	40歳代	0.0	12.5	12.5	12.5	43.8	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	6.3	12.5	0.0	12.5
	50歳代	6.3	12.5	25.0	25.0	37.5	18.8	18.8	6.3	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	12.5
	60歳代	8.7	0.0	30.4	17.4	30.4	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0
	70歳代	8.7	4.3	17.4	60.9	43.5	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	8.7
	80歳代	0.0	0.0	45.5	54.5	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	90歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	20歳未満	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	20歳代	0.0	8.3	8.3	8.3	16.7	0.0	8.3	33.3	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7
	30歳代	25.0	45.0	0.0	15.0	35.0	10.0	10.0	10.0	5.0	5.0	10.0	20.0	0.0	10.0
	40歳代	15.4	42.3	26.9	19.2	42.3	3.8	7.7	11.5	0.0	7.7	3.8	7.7	0.0	0.0
	50歳代	15.8	21.1	31.6	18.4	28.9	10.5	21.1	5.3	0.0	0.0	7.9	0.0	10.5	
	60歳代	19.2	15.4	30.8	26.9	34.6	3.8	19.2	3.8	0.0	0.0	3.8	7.7	0.0	11.5
	70歳代	12.5	0.0	12.5	65.6	21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	15.6
	80歳代	0.0	0.0	33.3	58.3	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	90歳以上	0.0	0.0	25.0	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	12.5

(6) 悩みごとや困りごとの相談相手・相談先

■悩みごとや困りごとの相談相手・相談先×性・年齢

単位：%		同居の家族や親族	別居の家族や親族	友人や同僚	恋人	近所の知り合い	学校や職場の先輩・後輩	学校の先生や職場の上司	カウンセラー	かかりつけの病院の医師
全体		64.2	32.2	41.0	3.5	6.8	4.2	1.4	0.6	12.9
男性	20歳未満	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	20歳代	50.0	16.7	55.6	16.7	5.6	22.2	0.0	0.0	0.0
	30歳代	58.8	11.8	29.4	0.0	0.0	17.6	5.9	0.0	0.0
	40歳代	57.1	22.9	37.1	2.9	2.9	11.4	2.9	0.0	11.4
	50歳代	76.9	15.4	35.9	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3
	60歳代	71.4	30.6	40.8	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0	18.4
	70歳代	60.3	30.2	25.4	3.2	9.5	1.6	0.0	0.0	28.6
	80歳代	63.3	40.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	13.3
	90歳以上	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7
女性	20歳未満	85.7	0.0	71.4	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0
	20歳代	52.2	8.7	52.2	34.8	0.0	8.7	0.0	4.3	4.3
	30歳代	69.0	58.6	69.0	3.4	6.9	3.4	6.9	0.0	3.4
	40歳代	75.0	33.9	58.9	3.6	3.6	5.4	3.6	1.8	5.4
	50歳代	73.0	33.3	58.7	0.0	4.8	7.9	0.0	0.0	4.8
	60歳代	59.4	39.1	53.1	0.0	3.1	1.6	0.0	3.1	7.8
	70歳代	66.3	45.8	33.7	1.2	14.5	1.2	0.0	0.0	21.7
	80歳代	50.0	33.3	19.4	0.0	19.4	0.0	0.0	0.0	13.9
	90歳以上	53.8	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	15.4
単位：%		かかりつけの病院の看護師	かかりつけの薬局の薬剤師	公的機関の相談員	民間の相談員	専門電話やメール相談員	その他	相談したいができない	相談したいと思わない	不明・無回答
全体		1.5	1.2	3.2	0.6	0.3	1.7	3.3	5.9	1.1
男性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	30歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	17.6	0.0
	40歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	11.4	2.9
	50歳代	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	2.6	2.6	5.1	2.6
	60歳代	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0
	70歳代	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	12.7	3.2
	80歳代	0.0	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
	90歳以上	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	8.7	0.0
	30歳代	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	6.9	3.4	0.0	0.0
	40歳代	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0
	50歳代	0.0	1.6	3.2	1.6	3.2	0.0	1.6	3.2	0.0
	60歳代	1.6	1.6	9.4	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1	0.0
	70歳代	0.0	3.6	3.6	1.2	0.0	1.2	0.0	4.8	0.0
	80歳代	8.3	0.0	5.6	0.0	0.0	2.8	0.0	5.6	2.8
	90歳以上	7.7	0.0	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0

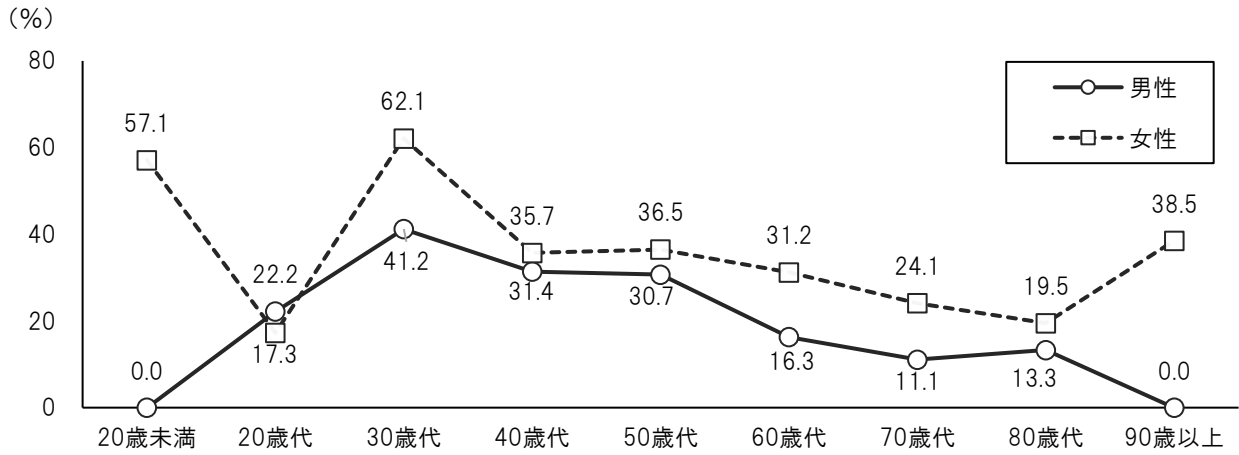
(7) 相談する手段の利用意向

■相談する手段の利用意向×性・年齢

単位：%		直接会って相談する	電話を利用して相談する	メールを利用して相談する	個人を特定できるSNSで相談する	匿名のSNSやネット掲示板などで不特定多数に発信する	インターネットで検索する	その他
全体		48.1	40.9	22.9	19.0	5.6	41.7	3.4
男性	20歳未満	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0
	20歳代	50.0	50.0	33.3	44.4	5.6	55.6	5.6
	30歳代	23.5	23.5	23.5	23.5	11.8	64.7	0.0
	40歳代	40.0	37.1	22.9	20.0	5.7	42.9	8.6
	50歳代	38.5	35.9	25.6	30.8	12.8	56.5	0.0
	60歳代	47.0	55.1	38.8	16.3	10.2	57.2	10.2
	70歳代	36.5	38.1	4.8	3.2	0.0	17.5	3.2
	80歳代	56.7	30.0	16.6	3.3	3.3	10.0	0.0
	90歳以上	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	20歳未満	57.2	14.3	28.6	57.2	28.6	57.2	0.0
	20歳代	60.8	56.5	30.4	65.2	26.1	73.9	8.6
	30歳代	72.4	51.7	51.7	48.3	13.8	82.7	10.3
	40歳代	62.5	44.7	39.2	37.5	7.2	76.7	0.0
	50歳代	55.5	53.9	39.7	27.0	3.2	63.5	1.6
	60歳代	53.1	46.9	21.9	10.9	3.2	40.7	3.2
	70歳代	33.7	26.5	9.6	0.0	0.0	13.2	1.2
	80歳代	52.8	36.2	2.8	2.8	0.0	5.6	2.8
	90歳以上	46.2	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7

(8) 死にたい気持ちになったことや自殺を考えたことがあるか

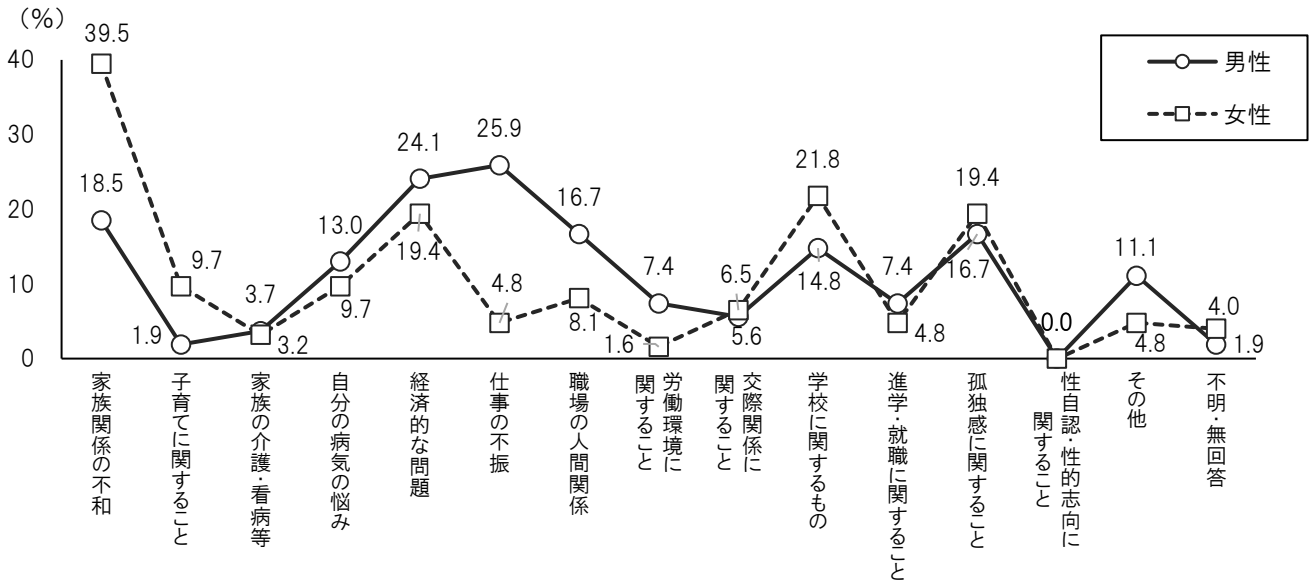
■死にたい気持ちになったことや自殺を考えたことがあるか×性別・年齢



※「死にたい気持ちになったことがある」「実際に自殺しようと考えたことがある」の合算を掲載

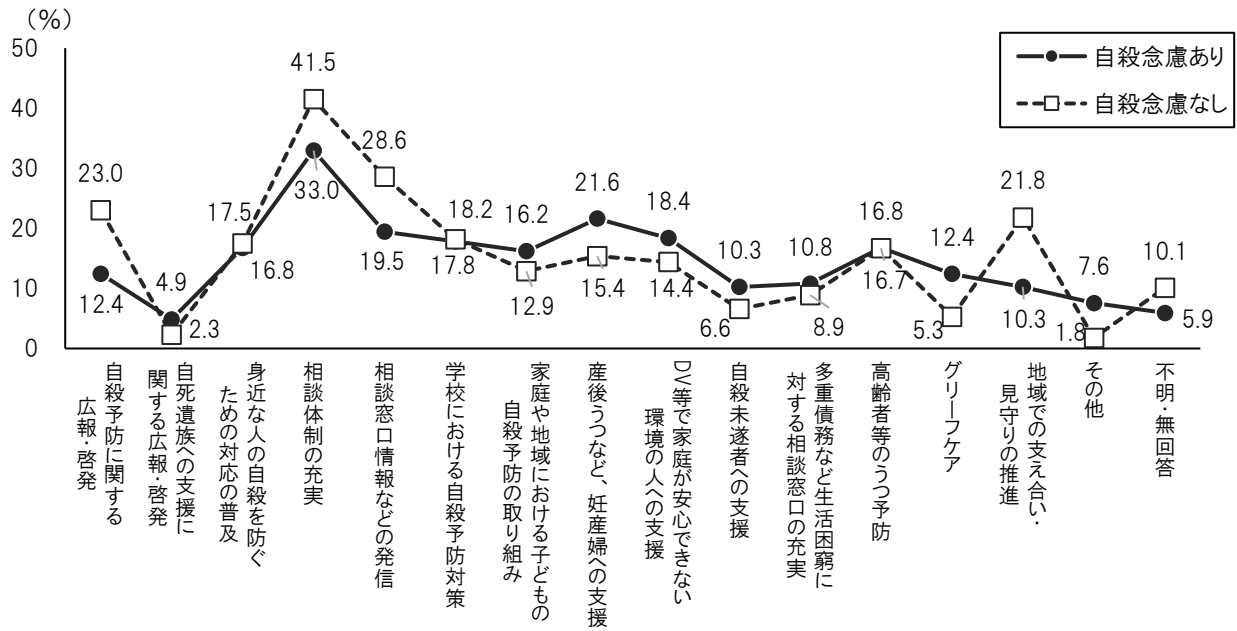
(9) 自殺を考えた際の悩みの原因

■自殺を考えた際の悩みの原因×性別



(10) 今後求められる自殺対策

■今後求められる自殺対策×自殺念慮の有無



※自殺念慮とは、死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすことです。アンケート調査で、「死にたい気持ちになったことがある」「実際に自殺しようと考えたことがある」を回答した場合を【自殺念慮あり】としています

(11) 地域での福祉活動を盛んにするために必要な取り組み

■地域での福祉活動を盛んにするために必要な取り組み×居住地域／年齢

単位:%	町会・自治会など地域の互助組織への加入を促す	隣近所など周囲の理解と協力による見守りなどの支援	ボランティア団体等市民活動への支援を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	高齢者や障害者等、就職が難しい人への就労支援	人が集まり、気軽に相談できる場や機会をつくる	子どもを育てながらも就労できるような子育て支援策を充実させる	子どもが様々な経験を積んで成長できる機会をつくる	高齢者や障害者を支えるサービスに従事する人材の確保	その他	上記にあてはまるものはない	不明・無回答	
全体	14.7	27.0	13.5	32.5	18.8	30.2	26.7	23.7	30.5	2.1	3.0	8.2	
居住地域	第一小学校区	8.9	19.6	12.5	35.7	12.5	33.9	26.8	23.2	28.6	3.6	3.6	8.9
	第二小学校区	3.9	27.3	14.3	40.3	19.5	36.4	26.0	32.5	35.1	1.3	5.2	2.6
	第三小学校区	19.2	26.9	11.5	46.2	15.4	26.9	19.2	7.7	34.6	0.0	7.7	7.7
	日新小学校区	22.0	28.8	11.9	37.3	25.4	25.4	25.4	22.0	18.6	0.0	3.4	6.8
	北中小学校区	17.1	31.4	20.0	40.0	8.6	31.4	8.6	17.1	37.1	2.9	0.0	11.4
	長坂小学校区	26.5	20.4	8.2	22.4	22.4	30.6	30.6	26.5	34.7	0.0	4.1	10.2
	日根野小学校区	15.3	36.5	10.6	23.5	23.5	27.1	35.3	34.1	29.4	3.5	2.4	3.5
	長南小学校区	18.8	29.2	14.6	41.7	22.9	18.8	27.1	12.5	31.3	2.1	2.1	8.3
	上之郷小学校区	7.1	21.4	7.1	50.0	7.1	42.9	50.0	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0
	大木小学校区	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0
	佐野小学校区	22.6	29.0	3.2	16.1	12.9	35.5	19.4	19.4	35.5	6.5	0.0	19.4
	末広小学校区	4.0	24.0	14.0	30.0	16.0	30.0	36.0	24.0	38.0	2.0	2.0	10.0
	中央小学校区	18.8	25.0	21.9	28.1	20.3	28.1	29.7	28.1	29.7	1.6	0.0	6.3
年齢	20歳未満	22.2	22.2	22.2	44.4	22.2	22.2	44.4	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	20歳代	2.4	23.8	9.5	35.7	33.3	26.2	50.0	42.9	26.2	0.0	4.8	2.4
	30歳代	6.5	21.7	6.5	30.4	15.2	34.8	56.5	43.5	17.4	6.5	4.3	4.3
	40歳代	8.8	28.6	12.1	35.2	20.9	29.7	36.3	40.7	20.9	4.4	3.3	5.5
	50歳代	11.5	25.0	19.2	36.5	26.0	29.8	26.9	24.0	40.4	3.8	2.9	0.0
	60歳代	15.0	31.9	17.7	38.9	19.5	30.1	24.8	20.4	37.2	0.9	2.7	3.5
	70歳代	17.8	26.0	11.0	35.6	11.6	28.8	13.0	13.0	30.1	0.0	2.7	15.8
	80歳代	31.8	31.8	13.6	9.1	13.6	34.8	10.6	10.6	25.8	1.5	1.5	19.7
	90歳以上	6.3	25.0	6.3	18.8	31.3	25.0	18.8	0.0	56.3	6.3	6.3	18.8

(12) 地域の福祉課題として取り組むべきテーマ

■地域の福祉課題として取り組むべきテーマ×居住地域／年齢

単位:%		様々な事情で学校に行きづらい子どもへの支援	ヤングケアラー(家族の世話や介護をしている子ども・若者)への支援	ひきこもり状態にある人の社会参加や就労のための支援	公的機関・相談窓口の連携強化及び窓口体制の強化	身元保証人や緊急連絡先のない単身世帯に対する支援	飼い主の病気等によって飼育が困難になったペットの保護や支援	性的多様性に対する理解・配慮	再犯防止のために、犯罪をした人への更生支援	外国人住民の言語や文化に対する理解・配慮	上記にあてはまるものはない	不明・無回答
全体		41.7	48.0	29.7	33.4	30.5	12.3	4.7	5.2	11.5	5.0	7.9
居住地域	第一小学校区	48.2	57.1	33.9	35.7	25.0	12.5	5.4	1.8	8.9	3.6	1.8
	第二小学校区	53.2	51.9	32.5	36.4	28.6	16.9	6.5	6.5	13.0	2.6	2.6
	第三小学校区	26.9	46.2	30.8	34.6	42.3	7.7	0.0	7.7	3.8	7.7	11.5
	日新小学校区	27.1	52.5	23.7	33.9	35.6	16.9	6.8	3.4	16.9	3.4	8.5
	北中小小学校区	40.0	48.6	25.7	28.6	28.6	5.7	2.9	0.0	2.9	11.4	11.4
	長坂小学校区	49.0	38.8	44.9	18.4	32.7	18.4	4.1	4.1	20.4	2.0	10.2
	日根野小学校区	49.4	47.1	30.6	31.8	35.3	10.6	7.1	7.1	9.4	5.9	2.4
	長南小学校区	45.8	39.6	29.2	39.6	22.9	10.4	2.1	2.1	6.3	8.3	6.3
	上之郷小学校区	35.7	78.6	42.9	50.0	0.0	7.1	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0
	大木小学校区	50.0	16.7	66.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
	佐野台小学校区	32.3	45.2	16.1	45.2	25.8	9.7	6.5	3.2	3.2	9.7	19.4
	末広小学校区	46.0	46.0	30.0	32.0	30.0	14.0	2.0	8.0	10.0	2.0	14.0
	中央小学校区	34.4	54.7	23.4	32.8	29.7	15.6	7.8	7.8	15.6	3.1	7.8
年齢	20歳未満	66.7	55.6	11.1	22.2	33.3	33.3	11.1	0.0	33.3	0.0	0.0
	20歳代	52.4	54.8	38.1	11.9	23.8	21.4	9.5	0.0	21.4	9.5	2.4
	30歳代	65.2	60.9	32.6	19.6	26.1	8.7	8.7	13.0	13.0	2.2	2.2
	40歳代	59.3	54.9	24.2	31.9	27.5	13.2	8.8	6.6	12.1	4.4	4.4
	50歳代	46.2	52.9	33.7	34.6	31.7	25.0	4.8	6.7	18.3	4.8	1.0
	60歳代	38.9	52.2	28.3	41.6	38.1	13.3	5.3	7.1	12.4	1.8	3.5
	70歳代	27.4	41.8	29.5	37.7	32.9	3.4	0.7	3.4	6.8	5.5	13.7
	80歳代	30.3	24.2	30.3	34.8	24.2	1.5	1.5	0.0	1.5	9.1	22.7
	90歳以上	31.3	50.0	43.8	37.5	18.8	18.8	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3

3 泉佐野市地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎鈴木 大介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科准教授	
	○金田 喜弘	佛教大学 専門職キャリアサポートセンター講師	
	平田 佳之	平田佳之法律事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	宇賀 豊春	泉佐野市町会連合会 連合副会長	R5. 4. 16 まで
	菊 豊		R5. 4. 17 から
	滝本 岩男	泉佐野市長生会連合会 会長	
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	R5. 5. 20 まで
	川合 裕人		R5. 5. 21 から
	山中 辰也	公益社団法人 泉佐野市人権協会 副理事長	
	中西 常泰	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	
	家治 邦清	泉佐野地区保護司会 会長	R5. 4. 25 まで
	松井 昭憲		R5. 4. 26 から
	西願 幸雄	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 副会長	R5. 6. 14 まで
	市道 寛文		R5. 6. 15 から
保健・医療・福祉施設等の代表者	新山 一秀	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	田中 正清	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	R5. 5. 9 まで
	赤井 智毅		R5. 5. 10 から
	駒木 亮	泉佐野民間保育協議会 会長	
公募市民	三木 とよ子	市民公募委員	
	平山 農	市民公募委員	

◎会長兼委員長 ○副会長兼副委員長 (敬称略・順不同)

4 泉佐野市地域福祉推進審議会規則

平成 16 年 3 月 29 日

泉佐野市規則第 3 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日泉佐野市規則第 9 号

平成 27 年 2 月 5 日泉佐野市規則第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日泉佐野市規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合

は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し
審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる
場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会
議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日泉佐野市規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月5日泉佐野市規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日泉佐野市規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

5 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」の策定および推進のための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は地域福祉活動計画の策定・推進に関する調査及び検討を行うものとする。

(委員の構成)

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あった時は、その職務を遂行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定のうえ、施行する

【別表】

区分	団体等
学識経験者	
地域福祉団体の 代表者	町会連合会
	長生会連合会
	身体障害者福祉会
	公益社団法人 泉佐野市人権協会
	泉佐野市民生委員児童委員協議会
	泉佐野地区保護司会
	泉佐野市社会福祉協議会
保健・医療・福祉 施設等の代表者	一般社団法人 泉佐野泉南医師会
	泉佐野市民間社会福祉施設協議会
	泉佐野民間保育協議会
公募市民	市民公募委員

6 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、庁内関係室課からなる、泉佐野市地域福祉庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、事業の実施に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める関係課の課長級の職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部地域共生推進課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める者をもってその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	関係課
市長公室	政策推進課
市民協働部	自治振興課
	危機管理課
	人権推進課
生活産業部	まちの活性課
	環境衛生課
健康福祉部	生活福祉課
	地域共生推進課
	介護保険課
	健康推進課
	国保年金課
こども部	子育て支援課
都市整備部	都市計画課
	建築住宅課
	道路公園課
教育部	学校教育課
	生涯学習課
	青少年課
	スポーツ推進課

7 泉佐野市自殺対策庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、本市における自殺対策を総合的に推進するため、泉佐野市自殺対策庁内推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策推進のための情報交換及び連携協力に関すること。
- (3) 自殺対策に係る普及啓発に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 推進会議に座長及び副座長を置く。座長は別表に掲げる者のうち、自殺対策事業を所管する者とし、副座長は、別表に掲げる者の中から座長が指名する。

(職務)

第4条 座長は、推進会議の職務を総括する。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、必要に応じて会議を招集し議長となる。

2 会議は、構成員の二分の一の出席がなければ開催することができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 推進会議に、自殺対策についての情報交換を行い、啓発活動その他具体的な取組について検討する組織として実務者会議を置くことができるものとする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、自殺対策事業の所管課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

部名	課名	職名	備考
健康福祉部	生活福祉課	課長	
	地域共生推進課	課長	◎座長
		障害福祉総務担当参事	
		地域共生担当参事	
	介護保険課	課長	
健康推進課	課長	◎副座長	
こども部	子育て支援課	課長	
		少子化対策担当参事	
市民協働部	人権推進課	課長	
生活産業部	まちの活性課	課長	
教育委員会 教育部	学校教育課	課長	
		学校指導担当参事	
	青少年課	課長	

8 策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和5（2023）年 5月11日	第1回地域福祉庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画中間見直し策定方針について ・自殺対策推進計画の共有 ・策定スケジュール ・アンケート調査について
6月2日	第1回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画中間見直し策定方針について ・自殺対策推進計画の共有 ・策定スケジュール ・アンケート調査について
6月30日	第2回地域福祉庁内推進委員会・第1回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び自殺対策推進計画の進捗状況について ・アンケート調査決定稿について
7月14日	第2回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び自殺対策推進計画の進捗状況について ・アンケート調査決定稿について
8月14日～ 8月25日	アンケート調査の実施	<p>「地域福祉に課する意識調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者 満18歳以上の住民2,000人を対象に無作為抽出 ・調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査票（WEB回答を併用）
10月30日	第3回地域福祉庁内推進委員会・第2回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査実施報告について ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）骨子案について ・「地域の暮らしを話す会（住民座談会）」における活動者の意見の報告について
10月25日～ 11月30日	ヒアリング調査の実施	<p>「包括取り組み状況・課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 市内地域型包括支援センター 5箇所 ・調査方法 調査項目を配布～回収し、その後回答結果に基づいて面談調査

年月日	項目	主な内容
11月10日	第3回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査実施報告について ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）骨子案について ・「地域の暮らしを話す会（住民座談会）」における活動者の意見の報告について
令和6（2024）年 1月12日	第4回地域福祉庁内推進委員会・第3回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）素案について
1月20日	第4回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）素案について
1月25日～ 2月13日	パブリック・コメント募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、総務課情報公開コーナー、地域共生推進課窓口で閲覧できるよう配架し、市民の意見を募集
2月14日	第5回地域福祉庁内推進委員会・第4回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<p>（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）案について
2月26日	第5回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）案について
3月	市議会へ報告	—
3月	中間見直し策定	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）本編及び概要版の納品

9 自殺予防相談連絡先

(1) 相談連絡先の一覧

	こころの健康に不安を感じたら		
各団体	<u>関西いのちの電話</u> ・24時間、365日	☎ 06-6309-1121	
	<u>国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター</u> ・金曜午後1時～日曜午後10時	☎ 06-6260-4343	
	<u>こころの救急箱</u> ・月曜午後7時～火曜午前3時、木曜午後7時～10時	☎ 06-6942-9090	
	<u>自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）</u> ・毎日午後4時～9時、毎月10日午前8時～翌日午前8時	☎ 0120-783-556	
大阪府	<u>こころの健康相談統一ダイヤル</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時 （一部のIP電話等からは接続できません）	☎ 0570-064-556	
	<u>こころの電話相談</u> ・月・火・木・金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時	☎ 06-6607-8814	
	<u>若者専用電話相談（わかぼちダイヤル）</u> ・水曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時	☎ 06-6607-8814	
	<u>泉佐野保健所</u> ・月～金曜（平日）午前9時～午後5時45分	☎ 072-462-4600	
	<u>大阪府妊産婦こころの相談センター</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前10時から午後4時	☎ 0725-57-5225	
	自死遺族相談（予約制）		
	<u>大阪府こころの健康総合センター</u> ・大切な人を自死で亡くされた方のために、相談員が相談に応じます ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時45分	☎ 06-6691-2818	
泉佐野市	<u>基幹包括支援センターいずみさの</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分	☎ 072-464-2977	

(2) 相談機関等の情報

厚生労働省のホームページ「まもろうよこころ」		
URL	https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/	
大阪府のホームページ「ひとりで悩まないで」		
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/no_nayami/index.html	
泉佐野市のホームページ「自殺対策事業について」		
URL	https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/jisatu/1588307675076.html	
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会のホームページ		
URL	https://izumisanoshakyo.or.jp	

いずみさの みんなの絆プラン

【第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）】

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

編集・発行

泉佐野市 健康福祉部 地域共生推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東一丁目1番1号

TEL:072-463-1212（代表）

FAX:072-463-8600

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0002

泉佐野市中庄1102番地

TEL:072-464-2259

FAX:072-462-5400

